

知立消防署 仮眠室改修工事

図 面 目 録

番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称
A01	建築改修工事 特記仕様書(1)	A26	〈改修後〉1階 展開図(2)	E01	電気設備工事特記仕様書-1	M01	機械設備工事特記仕様書-1
A02	建築改修工事 特記仕様書(2)	A27	〈改修前〉3階 展開図(1)	E02	電気設備工事特記仕様書-2	M02	機械設備工事特記仕様書-2
A03	建築改修工事 特記仕様書(3)	A28	〈改修後〉3階 展開図(1)	E03	電気設備工事特記仕様書-3	M03	機械設備工事特記仕様書-3
A04	建築改修工事 特記仕様書(4)	A29	〈改修前〉3階 展開図(2)	E04	電気設備工事特記仕様書-4	M04	機械設備工事特記仕様書-4
A05	建築改修工事 特記仕様書(5)	A30	〈改修後〉3階 展開図(2)	E05	電気設備工事特記仕様書-5	M05	機械設備工事特記仕様書-5
A06	建築改修工事 特記仕様書(6)	A31	〈改修前〉3階 展開図(3)	E06	電気設備工事特記仕様書-6	M06	機械設備工事特記仕様書-6
A07	建築改修工事 特記仕様書(7)	A32	〈改修後〉3階 展開図(3)	E07	〈改修前後〉動力・コンセント 1階 平面図	M07	機械設備工事特記仕様書-7
A08	建築改修工事 特記仕様書(8)	A33	〈改修前後〉1階 天井伏図	E08	〈改修前〉動力・コンセント 3階 平面図	M08	機械設備工事特記仕様書-8
A09	建築改修工事 特記仕様書(9)	A34	〈改修前後〉3階 天井伏図	E09	〈改修後〉動力・コンセント 3階 平面図	M09	空調設備〈改修前〉 機器表・凡例
A10	仕上表、凡例・略号	A35	〈改修前後〉1、3階 建具位置図	E10	照明器具・弱電機器図	M10	空調設備〈改修後〉 機器表・凡例
A11	配置図・工事概要・敷地案内図	A36	〈改修前後〉1、3階 建具表(1)	E11	〈改修前後〉電灯設備 1階 平面図	M11	空調設備〈改修前〉 1階平面図
A12	〈改修前後〉1階平面図	A37	既設パーティション撤去図(1)	E12	〈改修前〉電灯設備 3階 平面図	M12	空調設備〈改修前〉 3階平面図
A13	〈改修前後〉2階平面図	A38	既設パーティション撤去図(2)	E13	〈改修後〉電灯設備 3階 平面図	M13	空調設備〈改修後〉 1、3階平面図
A14	〈改修前後〉3階平面図	A39	鋼製軽量ハンガードア参考詳細図	E14	〈改修前後〉弱電設備 1階 平面図	M14	空調設備〈改修後〉 1階 平面詳細図
A15	〈改修前後〉4階平面図	A40	〈改修後〉遮音構造・サッシ・カーテンボックス取合詳細図	E15	〈改修前〉弱電設備 3階 平面図	M15	空調設備〈改修後〉 3階 平面詳細図-1
A16	〈改修前後〉1階 断面詳細図	A41	〈改修後〉遮音構造壁詳細図	E16	〈改修後〉弱電設備 3階 平面図	M16	空調・換気設備〈改修後〉 3階 平面詳細図-2
A17	〈改修前後〉3階 断面詳細図	A42	棚詳細図	E17	〈改修前後〉自火報設備 1階 平面図	M17	換気設備〈改修後〉 1階 平面詳細図
A18	〈改修前〉1階 平面詳細図			E18	〈改修前〉自火報設備 3階 平面図	M18	換気設備〈改修後〉 3階 平面詳細図-1
A19	〈改修後〉1階 平面詳細図			E19	〈改修後〉自火報設備 3階 平面図		
A20	〈改修前〉3階 平面詳細図(1)						
A21	〈改修後〉3階 平面詳細図(1)						
A22	〈改修前後〉3階 平面詳細図(2)						
A23	〈改修前〉1階 展開図(1)						
A24	〈改修後〉1階 展開図(2)						
A25	〈改修前〉1階 展開図(2)						

建築改修工事特記仕様書

2024年10月1日改定

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目	特 記 事 項		備 考																									
1	1節 共通事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 知立市契約規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 4) // 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 5) // 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 6) // 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 7) // 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 8) // 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 9) // 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事項目管理要領 12) 知立市工事等監督要領				1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、（公財）愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。（ http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html ） 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づき利用すること。 （ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html ） 4. 本システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出方して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先だち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html を参照）により行うことができる。 * 竣工時 協議による部数及び電子データの提出																									
	1.1.2 用語の定義	2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 本工事特記仕様書は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。 * 公共建築改修工事標準仕様書 1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。							1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年3月26日改正）によるものとする。 * ・配置する ◎配置しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ◎有（消防署との協議による） ・無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ◎30日 ※（ ） 休日（年末年始休暇及び夏期休暇） ・9日 ※（ ） その他の作業不能日 ・（ ）日 ※ 図示による 3) 施工順序 ※無 ◎有（図示による） 4) 工事車両の駐車場所 場所制限 ◎※有（駐車場所： ※敷地内 ・（ ）） ・無 5) 資機材置場所 置場所制限 ◎※有（置場所： ※敷地内 ・（ ）） ・無 6) その他（ ）																						
	1.1.3 官公署その他への届出手続等	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報サービス（CORINS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。										1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	* 週休2日制対象工事 ・発注者指定 ・受注者希望 ◎対象外 理由（設計金額が5000万未満の工事） * 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 ・有（詳細は図示による）																			
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	1. 引き渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. P C B を使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はP C B の混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 6. P C B 含有物以外で引渡を要するもの（ ） * 分析調査（ ）																
	1.1.7 関連工事等の調整																	1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。 * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・（ ） * ・（ ） ・ 図示による * ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ・ 製造業者に回収を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 * 上記及び石棉含有せっこうボード以外の処理 ・ 再資源化 ・ 管理型最終処分場で埋立処分													
																					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理											
																								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理								
																											1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理					
																														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理		
																																	1	3節 工事現場管理
					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																											
								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																								
											1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																					
														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																		
																	1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理															
																				1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理												
																							1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理									
																										1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理						
																													1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理			
																																1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理
					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																											
								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																								
											1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																					
														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																		
																	1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理															
																				1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理												
																							1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理									
																										1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理						
																													1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理			
																																1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理
					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																											
								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																								
											1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																					
														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																		
																	1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理															
																				1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理												
																							1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理									
																										1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理						
																													1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理			
																																1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理
					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																											
								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																								
											1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																					
														1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																		
																	1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理															
																				1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理												
																							1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理									
																										1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理						
																													1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理			
																																1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理
					1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																											
								1	3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理																								

章	項	目	特 記 事 項	備 考	章	項	目	特 記 事 項	備 考							
章	1	* 再生資源の利用の指定	2. 本工事において愛知県内で産出された木材（愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。）を使用する場合は、以下による。 * 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 * 使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者（以下、単に「認定事業者」という。）が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとす。 * 受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等（図－1）が明記された出荷伝票等により行う。 * 受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ（ http://www.aichi-wood.com ）にて公表される認定事業者一覧により行う。 図－1 この木材は、＜あいち認証材＞です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○－○○○ 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAA ^g ルー ^g 及びA ^g ルー ^g の認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※（ ） * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定													
			・指定しない													
			・指定しない													
5節 石綿含有建材の調査																
1.5.1 事前調査																
6節 施工調査																
1.6.2 施工数量調査																
1.6.3 調査破壊部分の補修																
7節 施工																
1.7.2 技能士																
1.7.5 施工の検査等																
1.7.9 化学物質の濃度測定																
章	1	* 騒音・振動対策	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること * 調査範囲 ・図示による ・（ ） * 既存の設計図書、調査報告書の貸与 ・有（ ） ・無 * 石綿含有分析調査 ※ 行わない ・行う（調査範囲： 分析方法： ） * 調査範囲 ※図示による ・外壁 ・屋上防水 ・内装 ・塗装 ・（ ） * 調査方法 ※図示による ・打診法 ・赤外線法 ・反射法 ・（ ） * 補修方法 （ ） * ※ 適用する ○ 適用しない 適用職種 標準仕様書 工事種別 標準仕様書 工事の細分 資格(技能検定における選択作業) 備 考 ※ 鉄筋工事 加工及び組立て 1級鉄筋技能士 適用工事は下記による ※ コンクリート工事 型枠 1級型枠施工技能士 ※延べ5,000㎡ ※ 床コンクリートこて仕上げ 1級左官技能士 以上の工事 ※ 防水工事 アスファルト防水 1級防水施工技能士 ・その他特に必要と認められる工事 ※ シート防水 ※ 塗膜防水 ※ シーリング * その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別（ ） * 見本施工 ※ 行わない ・行う（ ） * 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期 （利用者開放前） * 対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・パラジクロロベンゼン ・（ ） * 測定方法 ※パッシブ型採取法 ・文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・（ ） * 測定する室/測定箇所数 （1階/2検体） （3階/1検体） （ ） / （ ） * 中間技術検査 ○ 行わない ・行う（実施回数： 、実施時期： ） * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図（施工図を除く）――1部（1.9.2により作成する場合のみ）―― 2) 完成図（施工図を除く）のA 3版 2つ折り製本――2部 3) 完成図（施工図を除く）及び契約図のA 3版 2つ折り製本（合本作成）――2部 4) 契約図の2つ折り製本 3部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備（高等学校及び特別支援学校を除く） 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図（施工図を除く）のPDFファイル（公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる） CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用がリサイクル紙と紙同等品 ・トレーシングペーパー サイズ ※ 設計原図と同じ ・（ ） CADデータ ※提出する（※愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ○ 監督職員との協議による） ・提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領（案）」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・作成する ・作成しないサイズ ※ 設計原図と同じ ・（ ） * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力紙の種類 ※ PPC用がリサイクル紙と紙同等品 ・トレーシングペーパー * 複写図作成方法 ・1.8.1完成時の提出図書3）に代える ・（ ）	No.2a												
			8節 工事検査及び技術検査													
			1.8.2 技術検査													
			9節 完成図等													
			1.9.1 完成時の提出図書													
			1.9.2 完成図等													
			その他													
			* 光熱水費													
			* 現場代理人等													
			* 火災保険等加入方法等													
章	1	* 騒音・粉じん等の対策	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者は、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制 * 施工体制台帳 * 施工体系図 * 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力 * 請負代金内訳書等 * 騒音・振動対策 * 排出ガス対策型建設機械 * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 * 特定特殊自動車の燃料 * 薬液注入工法 * 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 * 建設業退職金共済制度 * 契約後V E * CCUSの活用	No.2b												
			2.1.3 騒音・粉じん等の対策													
			2節 足場等													
			2.2.1 足場等													
			仮設工事													
			1節 共通事項													
			2.1.3 騒音・粉じん等の対策													
			2節 足場等													
			2.2.1 足場等													
			仮設工事													

章	項 目	特 記 事 項	備 考
2		* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 外部足場 ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ （ ） 設置するシート等 ・ 防護シート(JISA8952) ・ 防護ネット(JISA8960) ・ 防音シート ・ （ ） 足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による * 内部足場 ※ 脚立・足場板等 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ （ ） * 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ （ ） [表2.2.1] * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 既存部分の養生 ※ ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ （ ） * 既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※ 監督職員の承諾を受けてビニールシート等で行う ・ 図示による * 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・ 図示による ・ ビニールシート等 ・ 保管場所（ ） * 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・ 取外し再取付 * 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による A種、B種の場合の材料 ・ 合板（厚さ ※ 9mm ・ （ ） ※ せっこうボード（厚さ ※ 9.5mm ・ （ ） mm） 間仕切りへの仕上げ ※ 無 ・ 有（範囲及び仕上げは図示による） * 仕様 ※ 合板張り木製扉程度 ・ （ ） 設置箇所 ※ 図示による ・ （ ） * 監督職員事務所 ※ 設けない ・ 構内に設ける（ ） m程度 ・ 既存建物内の一部 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 * 選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機 * 受注者事務所（設ける場合） ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外 * 材料置場 ※ 構内 ・ 構外 * その他仮設物 ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外 * 建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置 * 建設現場標識 ※ 設ける（他工事と共同設置を可とする） ・ 設けない ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 改 修 工 事 工 期 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 900以上 発 注 者 知 立 市 ○ ○ 部 ○ ○ 課 900以上 工 事 施 工 者 ○ ○ 建 設 株 ご迷惑をおかけします ○ ○ 工 事 を し て い ま す 令和○年○月○日 時間帯 ○○:○○~○○:○○ 延べ床面積 A = m² ○○造 請負金額 円 発注者 知立市 ○○部 ○○課 電話 △△△△-△△-△△△△ 施工者 △△△△工務店株式会社 現場代理人 △△ △△ 電話 △△△-△△△△-△△△△ 1,400以上	
3	3節 養生		
2.3.1	既存部分の養生		
2.3.2	仮設間仕切り		
仮設	* 仮設扉		
4節 仮設物	2.4.1 監督職員事務所、受注者事務所等		
設	* 監督職員事務所の備品		
工	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所		
事	* 建設工事名称板及び建設現場標識の設置		
建 設 工 事 名 称 板 (例)			
1節 一般事項			
3.1.3 施工一般			
1節～6節 防水工事			
3.1.4 改修工法の種類			
・工程			
3.2.5 ルーフレイン回りの処理			
3.2.6 既存下地の処理			
3節 アスファルト防水			
3.3.2 材料			
3.3.3 種類及び工程			
改修			
工			
事			
3.3.4 施工			
3.3.5 保護層等の施工			
4節 改質アスファルトシート防水			
3.4.2 材料			
3.4.3 種類及び工程			
5節 合成高分子系ルーフingシート防水			
3.5.2 材料			

章	項 目	特 記 事 項	備 考				
3章	3.5.3 種類及び工程	* 固定金具の材質、形状及び寸法 ※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 ・ 図示による ・ ()					
		* 断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ ・ 図示による ・ ()					
	* 新規防水層の種類 ・ () ・ 図示による						
	* 脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による ・ 図示による						
	* 仕上塗料の種類 () ・ 図示による						
	使用量 ※ ルーフingシート製造所の仕様による ・ 図示による						
	* SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルムの設置 ※ 図示による ・ ()						
	* S-C1の場合の保護モルタルの塗厚 ※ 図示による ・ ()						
	* 接着工法の場合で下地がプレキャストコンクリートの場合の目地処理 ※ 図示による ・ ()						
	* S-F1又はSI-F1の場合のプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り ※ 図示による ・ ()						
* 一般部のルーフingシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による							
* 屋内保護密着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ※ 7mm以下 ・ 図示による ・ ()							
6節 塗膜防水	3.6.3 種別及び工程	* 新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による ・ () ・ 図示による					
		* 仕上塗料の種類 () ・ 図示による					
使用量 ・ 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ・ ()							
* 絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※ 図示による ※ 主材料製造所の仕様による ・ ()							
* 保護コンクリートの仕様 ・ 図示による ・ ()							
7節 シーリング	3.1.4 改修方法の種類及び工程	* 改修工法の種類 ※ 図示による ・ シーリング 充填工法 ・ シーリング 再充填工法 [表3.1.2]					
		・ 拡幅シーリング 再充填工法 ・ プリッジ 工法					
3.7.2 材 料	* シーリング 材の種類 ・ 図示による ※ [表3.7.1]による ・ () * シーリング材表面の仕上 ・ 仕上げなし						
3.7.3 目地寸法	* コンクリート打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地寸法 ・ 図示による ※ 幅20mm以上、深さ10mm以上 ・ ()						
3.7.8 シーリング材の試験	* ガラス周りの目地 ・ 図示による ※ 幅・深さとも5mm以上 ・ ()	* 上記以外の目地 ・ 図示による ※ 幅・深さとも10mm以上 ・ ()					
	* 接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 図示による ・ ()						
8節 材料	3.8.2 材 料	* 材種等 ※ 図示による ・ ()					
		* 表面処理鋼板の場合 表面及び裏面の塗膜の種類 ※ 図示による ・ () 耐酸被覆鋼板 ・ 使用する [表3.8.1] ・ 使用しない					
* 受金物、足金物の材種、形状及び取付け間隔 ・ 図示による ※ 表3.8.2により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域 ・ 適用しない							
3.8.3 工 法	* 既存とい、その他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ・ 図示による ・ ()	* 鋼管製といの防露巻き ・ 図示による ※ 表3.8.4による ・ ()					
	* たてどい受金物の取付け ・ 図示による ・ ()						
* ルーフingの取付工法 ・ 図示による ※ 3.8.3 (8) による ・ ()							
9節 アルミニウム製笠木	3.9.2 材 料	* 部材の種類 ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ・ 板材折り曲げ形 (オープン形式 ・ シール形式)					
		板材折曲げ形の場合 本体幅 ※ 図示による ・ () 板厚 ・ 図示による ※ 2.0mm ・ ()					
3.9.3 工 法	* 表面処理の種別 ・ () ・ 図示による	[表5.2.2]					
	* 既存笠木撤去及び新規笠木の目地補修の工法 ※ 図示による ・ ()						
* 板材折曲げ形笠木の取付け方法 ※ 図示による ・ ()							
* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ・ ()							
4章	1節 一般事項	4.1.4 外壁改修工法の種類	外壁仕上部位		コンクリート打放し仕上げ	モルタル塗り仕上げ	タイル張り仕上げ
			ひび割れ部		・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 ・ 図示による	・ 樹脂注入工法
	欠 損 部	・ 充填工法	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法		
	浮 き 部		・ アンカベシニング 部分球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 部分球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		・ アンカベシニング 部分球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 部分球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面球 ｷﾝ樹脂注入工法 ・ 注入口付アンカベシニング 全面ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄｽﾄﾘｰ注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法		
	目 地			・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法			
	4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類	* 改修後の新規仕上げの種類 ※ 図示による ・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り	・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り	・ マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り			
	5章	2節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修					
		3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修					
		4.2.4 材 料	* Uカットシール材充填工法に使用するシーリング 材 ※ ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系シーリング 材 (・ 1成分形 ・ 2成分形) ・ ()				
(4.3.5 材 料)		* シール工法材料 ・ パテ状球 ｷﾝ樹脂 ・ 可とう性球 ｷﾝ樹脂 ・ () ・ 図示による					
4.2.5 樹脂注入工法		* 充填工法材料 ・ 球 ｷﾝ樹脂モルタル ・ ﾎﾞﾘｰﾏｰセﾐﾝﾄモルタル ・ () ・ 図示による					
(4.3.2 目地)	* 種類 ※ 自動式低圧球 ｷﾝ樹脂注入工法 (注入口間隔 ※ 200～300mm ・ ()、樹脂注入量：) ・ 手動式球 ｷﾝ樹脂注入工法 (注入口間隔：) ・ 機械式球 ｷﾝ樹脂注入工法 (注入口間隔：)						
6章	共通事項	工事名 知立消防署仮眠室改修工事				図面番号 A-03	
		縮尺 NS 建築改修工事特記仕様書 (3)					
		衣浦東部広域連合					

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考	
4	4.3.6 4.4.6	樹脂注入工法)	* ひび割れ部の注入状況の確認方法 ※ コア抜き取り ・ () ※ 1個/長さ500mごと及びその端数 ・ () ※ 図示による ・ () * モルタル塗替え工法用材料 モルタル 既製目地材 ・ 使用する (形状) ・ 使用しない		5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	* 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ () * 網戸 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製 (SUS316) ・ 図示による 線径、綱目 ・ 線径0.25mm以上、綱目16～18mm(合成樹脂) ・ () ・ 図示による	
	4.3.5 材 料	* 現場調査材料 ・ 既調査材料 () ・ ()	形状及び仕上げ			表面処理の種別 ・ (アルトマイト処理) ・ 図示による C種における常温乾燥形の塗装 () 色 ※ 標準色 ・ 特注色 結露水の処理方法 ()	[表5.2.2]	
	(4.4.5 材 料)	* アカベニンゴ® 注入工法用材料 が リーメントスリール ※ 図示による ・ () アカベニンゴ® 材質等 ※ステンレス鋼SUS304 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ ()	工 法			* 水きり板 ・ 図示による ・ () ぜん板 ・ 図示による ・ ()		
	4.3.10 4.3.11 4.4.9	* 注入口付アカベニンゴ® 注入工法材料 注入口付アカベニンゴ® 材質等 ※SUS304 呼び径外径6mm ・ () * 下地処理 仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示による ・ () * 浮き部分に対するアカベニン本数 ※ 16本/m ² (一般部分)、25本/m ² (指定部分)、5本/m (狭幅部) ・ () ※ 図示による	5.3.2 性能及び構造			* 耐風圧性、機密性、水密性 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による ・ () 枠の見込み寸法 ・ 図示による ・ () * 遮音ドア、遮音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ T-1 ・ T-2 ・ () * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8 ・ () * 外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・ 図示による ・ () * 網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製 (SUS316) ・ 図示による 線径、綱目 ・ 線径0.25mm以上、綱目16～18mm(合成樹脂) ・ () ・ 図示による	[表5.3.1] [表5.3.2]	
	4.3.12 4.4.10	* アカベニンゴ® 固定用樹脂注入量 (挿入孔1か所当たり) ※ 25ml ・ () ml * 浮き部分に対するアカベニン本数及び注入口の数 ※ 表4.3.2及び図4.3.2による ・ () * 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 25ml ・ () ml	5.3.3 材 料					
	4.3.13 4.4.11	* 浮き部分に対するアカベニン本数及び注入口の数 ※ 表4.3.5及び図4.3.2による ・ () * 注入量 (注入口1か所当たり) ※ 50ml ・ () ml	5.3.4 5.3.5			形状及び仕上げ 工 法	* ガラス ※ 複層ガラス ・ () ・ 図示による * 表面色 ※ 標準色 ・ 特注色 * 水きり板 ・ 図示による ・ () ぜん板 ・ 図示による ・ ()	
	4.3.14 4.4.12	* 注入口付アカベニンゴ® 部分が キヤ樹脂注入工法	5.4節 鋼製建具			5.4.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ・ () 耐風圧性の等級 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 図示による 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・ 図示による ・ () * 遮音ドア、遮音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ () * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ () * 点検口の類のくつずりの材料 ・ 図示による ・ ()	[表5.2.1]
	4.3.15 4.4.13	* 注入口付アカベニンゴ® 全面が キヤ樹脂注入工法	5.4.3 材 料			5.4.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ ※ 表5.4.2による ・ 図示による ・ () * くつずりの仕上げ ・ HL (ステンレス鋼板の場合) ・ 図示による ・ ()	
	4.3.16 4.4.14	* 注入口付アカベニンゴ® 全面が リーメントスリール 注入工法	5.4.6 標準型鋼製建具			5.4.6 標準型鋼製建具	* 形状及び寸法 ・ 図示による ・ ()	[表5.4.5]
	4.4.5	改修 材 料	* タイル (部分) 張替え工法用材料 接着剤の種類 ・ が リーメントモルタル ・ 外装タイル接着剤 タイルの形状、寸法、耐寒性に有無、耐滑り性、標準色・特別色の別等 ※ 図示による ・ () タイル役物 ・ 使用する ・ 使用しない 試験張り ※ 行わない ・ 行う 見本焼き ※ 行わない ・ 行う 既調合モルタル ※ 図示による ・ () * 外装タイル接着剤張りのシーリング 材 シーリング材の種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ ポリウレタン系 ・ () 伸縮調整目地及びその他目地 ※ 変成シリコーン系 ・ () * 既存の下地もた等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合の工法 ・ 図示による ・ () * 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※ 表4.4.2による ・ () ・ 図示による * 見本焼 ・ 有 ※無 試験張り ・ 有 ※無 * セメントモルタルによるタイル張りの工法 下地もた塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 図示による ・ () 下地もた塗りの接着力試験 ・ () ・ 図示による セメントモルタルによるタイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良横上げ張り ・ 改良圧着張り [表4.4.5] ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り * 有機系接着剤によるタイル張り 下地もた塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 図示による ・ () 下地もた塗りの接着力試験 ・ () ・ 図示による タイルの種類等 ・ 外装タイル ・ ユニットタイル [表4.4.6]			5.5.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセット (気密性：A-3) ・ 適用する ○ 適用しない ・ 図示による ・ () * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・ 図示による ・ () * 遮音ドア、遮音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ () * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ () * 鋼板類の種類 ※ 図示による ・ () ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・ () * 召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合金 * 鋼板類の厚さ ※ 表5.5.1による ・ 図示による ・ () * くつずりの仕上げ ・ HL (ステンレス鋼板の場合) ・ 図示による ・ () * 形状及び寸法 ・ 図示による ・ ()	[表5.4.5]
4.4.7 4.4.8	工 タイル部分張替え工法 タイル張替え工法	* 既存の下地もた等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合の工法 ・ 図示による ・ () * 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※ 表4.4.2による ・ () ・ 図示による * 見本焼 ・ 有 ※無 試験張り ・ 有 ※無 * セメントモルタルによるタイル張りの工法 下地もた塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 図示による ・ () 下地もた塗りの接着力試験 ・ () ・ 図示による セメントモルタルによるタイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良横上げ張り ・ 改良圧着張り [表4.4.5] ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り * 有機系接着剤によるタイル張り 下地もた塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 図示による ・ () 下地もた塗りの接着力試験 ・ () ・ 図示による タイルの種類等 ・ 外装タイル ・ ユニットタイル [表4.4.6]	5.5.3 材 料	5.5.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ ※ 表5.5.1による ・ 図示による ・ () * くつずりの仕上げ ・ HL (ステンレス鋼板の場合) ・ 図示による ・ () * 形状及び寸法 ・ 図示による ・ ()	[表5.4.5]		
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能及び構造	性能及び構造	
5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	5.2.3 5.2.4 5.2.5 3節 5.3.2	材 料	形状及び仕上げ	工 法	性能及び構造	性能		

[illegible]

章	項	目	特記事項	備考	章	項	目	特記事項	備考					
6	6.8.3	工 法	*ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ()	[表6.9.1]	17節	セルフレベリング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*セルフレベリング材塗厚 ・ () ・ 図示による							
			*ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ ()											
			*6.8.3(1)(ア)～(ウ)以外の下地の工法 ・ 図示による ・ ()											
			*目地処理する場合の工法 ※ 熱溶接工法 ・ () ・ 図示による											
			9節						カーペット敷き 6.9.2 材 料	*織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による ・ () 色柄 ・ () ※ 模様のない無地 ・ 図示による パイル糸の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ()	2節	下地調整	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 劣化部分 ・ 図示による *木部の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.1] *鉄鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.2] *亜鉛めっき鋼面の下地調整種別 ・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.3]	
										*タテッドカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による ・ () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ ()				
			6.9.4						工 法	*タイルカーペット種類 ※ 第一種 ・ 第二種 ・ 図示による パイルの形状 ※ ループパイル ・ () ・ 図示による 寸法 ※ 500mm角 ・ () ・ 図示による 総厚さ ※ 6.5mm ・ () ・ 図示による	7.2.5	モルタル面及びプラスター面の下地調整種別 () ひび割れ部の補修	*モルタル面及びプラスター面の下地調整種別 () ひび割れ部の補修 ()	・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.4]
										*下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種1号、呼び厚さ8mm ・ () ・ 図示による *取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による ・ ()				
			10節						合成樹脂塗床 6.10.3 工 法	*弾性ウレタン樹脂系 仕上げるの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による [表6.10.4] *エポキシ樹脂系 工法 ・ 薄膜流しのべ ・ 厚膜流しのべ ・ 樹脂モルタル ・ 図示による 仕上げるの種類 ・ 平滑 ・ 防滑	7.2.6	コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の下地調整	*コンクリート面、ALC面、セメント面の下地調整種別[DP塗り以外] ひび割れ部の補修 () *コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ひび割れ部の補修 ()	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.5] [表7.2.6]
										*種類 ・ 単層フローリング（・フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等） ・ 複合フローリング ・ 図示による *工法 ・ 釘留め（根太張り）工法 ・ 釘留め（直張り）工法 ・ 接着工法 ・ 図示による				
	11節	フローリング張り 6.11.2 材 料 6.11.3 工法一般 6.11.4 釘留め工法	*根太張り工法 フローリング ・ フローリングボード（根太張用） ・ 複合フローリング（根太張用） フローリングボードの樹種 ・ なら ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 複合フローリングの樹種 ・ () ・ 図示による [表6.11.2]		7.2.7	せっこうボード面,その他ボード面の下地調整	*せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ひび割れ部の補修 ()		・ RA種 ※ RB種 ・ RC種 ・ 図示による [表7.2.7]					
			*直張り工法 フローリング ・ フローリングボード（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） 樹種 ・ なら ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 複合フローリングの樹種 ・ () ・ 図示による [表6.11.4]											
	6.11.5	接着工法	*フローリング ・ フローリングボード（直張用） ・ 複合フローリング（直張用） *フローリングボードの樹種 ・ () ・ 図示による *複合フローリングの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 *フローリングブロックの樹種、厚さ、幅及び長さ ・ 図示による ・ ()		7.3節	素地ごしらえ	*木部の素地ごしらえ種別 不透明塗料塗りの場合 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.1] 透明塗料塗りの場合 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による *鉄鋼面の素地ごしらえ種別 DP塗り以外 ・ A種 ・ B種 ※ C種 ・ 図示による [表7.3.2] DP塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.3.3]							
			*フローリング裏面の緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート ・ () ・ 図示による *下地調整及び塗装 ・ 図示による ・ ()											
	6.11.6	現場塗装仕上げ			7.3.4	亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ	*亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ種別		・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.4]					
	12節	畳敷き 6.12.2 材 料	*畳の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種（畳床の記号： ・ 図示による [表6.12.1] *衝撃緩和型畳の畳表 ・ C 2 ・ 図示による		7.3.5	モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ	*モルタル面及びプラスター面の素地ごしらえ種別		・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.5]					
	13節	せっこうボード等張り 6.13.2 材 料	*ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による ボード表面の化粧張り仕上 ※ 図示による		7.3.6	コンクリート面、ALC面、押出成形セメント面の素地ごしらえ	*コンクリート面、ALC面、コンクリート面[DP塗り]、押出成形セメント板面の素地ごしらえ種別		・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.3.6]					
	6.13.3	工 法	*ロックウール吸音板の場合を除き、天井のボードの重ね張り ・ 図示による *合板の張付け種別 ・ A種 ※ B種 [表6.13.3] *せっこうボードの目地工法の種類 ⊙ 継目処理工法 ・ 突付け工法 ・ 目透し工法 [表6.13.5] *せっこうボードのエッジの種類（突き付け工法及び目透し工法の場合） ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ ・ 図示による		7.3.7	せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ	*せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ種別 継目処理工法の場合 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表7.3.7] その他の場合 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による							
14節	壁紙張り 6.14.2 材 料	*壁紙の種類 ⊗ 図示による ・ () *防火性能 ・ 図示による ・ ()	4節	錆止め塗料塗り 7.4.2 塗料種別	*鉄鋼面錆止め塗料種別[EP-G塗りの場合] ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.4.1] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料種別[SOP塗りの場合] ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.2]									
6.14.3	施 工	*モルタル面及びせっこうプラスター面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ⊗ B種 [表7.3.4] *コンクリート面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ※ B種 [表7.3.5] *せっこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえ 種別 ・ A種 ⊗ B種 [表7.3.7]	7.4.3	錆止め塗料塗り	*鉄鋼面錆止め塗料塗り[SOP及びEP-G塗りの場合] 見え掛り部（新規） ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.3] 見え隠れ部（新規）塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *鉄鋼面錆止め塗料塗り[DP塗り（新規）の場合] ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.4] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り[SOP及びEP-G塗りの場合] 鋼製建具等 その他塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.4.5]									
15節	モルタル塗り 6.15.3 材 料	*モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 () ・ 図示による *既製目地材 ・ 使用する（形状： ） ・ 使用しない ・ 図示による *壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ・ 図示による *床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・ () ・ 図示による 種類 ※ 押し目地 ・ () ・ 図示による	5節	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	*種別 [新規] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 [表7.5.1] 屋内 ・ A種 ※ B種 ・ C種 [塗替え] ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.2] *種別 鋼製建具塗替え ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.3] それ以外の塗替え及び新規塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による									
6.15.5	下地処理 6.15.6 工 法		7.5.2	鉄鋼面SOP	*種別 [塗替え] ・ 図示による 屋外 ※ A種 ・ B種 ・ C種 [表7.5.1] 屋内 ・ A種 ※ B種 ・ C種 [塗替え] ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.2] *種別 鋼製建具塗替え ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.5.3] それ以外の塗替え及び新規塗り ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による									
16節	タイル張り 6.16.2 施工一般	*伸縮目地の位置 ※ 縦横4m以内ごと（床タイル） ・ () ・ 図示による *タイルの見本焼き ・ 有 ※ 無 試験張り ・ 有 ※ 無	6節	クリヤラッカー塗り (CL) 7.6.2 クリヤラッカー塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.6.1] A種の場合、工程2の適用及び着色に用いる塗料の種類 ・ 溶剤形着色剤 ・ 油性染料着色剤 ・ 適用しない ・ 図示による									
6.16.3	セメントモルタルによる タイル張り	*タイル	7.7節	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) 7.7.2 NAD	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.7.1]									
6.16.3	タイル張り		8節	耐水性塗料塗り (DP) 7.8.2 鉄鋼面DP	*上塗り塗料の等級 ※ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表7.8.1] *上塗り塗料の等級 ※ 1級 ・ 2級 ・ 3級 [表7.8.2] *種別 ・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種 ・ 図示による [表7.8.3]									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り	*役物 ・ 有 ・ 無	9節	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) 7.9.2 コンクリート、モルタル、せっこうプラスター、せっこうボード面等EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.1] *塗替えのしみ止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ()									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り	*張付けモルタル 既調合モルタル ()	7.9.3	木部EP-G	*種別 新規 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.2] 塗替え ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り	*下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理 ・ 目荒し工法 ・ () ・ 図示による *壁タイル張りの工法 内装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ユニットタイル（内装タイル以外） ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り	7.9.4	鉄鋼面EP-G	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.3] *種別 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.9.4]									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り	*タイル	10節	合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) 7.10.2 合成樹脂エマルションペイント塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による [表7.10.1] *塗替えのしみ止め ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 下塗り ()									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り		11節	ウレタン樹脂ニス塗り (UC) 7.11.2 ウレタン樹脂ニス塗り	*種別 工程1の着色の適用 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.11.1] 溶剤形着色剤 ・ 油性染料着色剤 ・ 適用しない ・ 図示による									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り		12節	ステイン塗り 7.12.2 ステン塗り	*オイルステイン塗り (OS) ・ 図示による ・ ()									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り		13節	木材保護塗料塗り (WP) 7.13.2 木材保護塗料塗り	*種別 ・ A種 ※ B種 ・ 図示による [表7.14.1]									
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													
6.16.4	有機系接着剤による タイル張り													

章	項 目	特 記 事 項	備 考
8章	1節 共通事項	* 耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 * 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「適マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
	8.1.2 基本要品質		
	8.1.3 コンクリートの種類	* コンクリートの類別 ※ I 類 ・ II 類 ・ 大臣認定コンクリート（ ） ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート	[表8.1.1]
	8.1.4 コンクリートの品質	* 設計基準強度 (Fc) ・ 普通コンクリート（ ）N/mm ² ・ 軽量コンクリート（ ）N/mm ² ・ 図示による * コンクリートの荷卸し地点におけるスランプ ※ 表8.1.2による ・（ ） ・ 図示による * 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による * コンクリートの仕上りの平たんさの種類 ・ a種 ・ b種 ・ c種 ・ 図示による	[表8.1.4] [表8.1.5]
	8.1.5 鉄骨製作工場	* 鉄骨製作工場の加工能力等（ ）	
	8.1.6 鉄骨製作工場における施工管理技術者	* 施工管理技術者の配置 ※ 必要 ・ 不要	
	2節 材 料		
	8.2.1 鉄 筋	* 鉄筋種類 ※ 図示による ・（ ）	[表8.2.1]
	8.2.2 溶接金網	* 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による ・（ ）	
	8.2.4 あと施工アンカー	* あと施工アンカー ・ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 図示による * 金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による ・（ ） アカー本体の径、埋込み長さ ・ 図示による ・（ ） セット方式 ※ 本体打込み式改良型 ・（ ） ・ 図示による 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による ・（ ） * 接着系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による ・（ ） アンカーの種類 ※ アカ方式回転・打撃式 ・（ ） ・ 図示による アカー筋の径、埋込み長さ ・ 図示による ・（ ） アンカー筋の種類 ・（ ） ・ 図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・（ ） ・ 図示による	
	8.2.5 コンクリートの材料及び調合	* あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない * セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エコセメント ・（ ） ・ 図示による * 高炉セメントB種の適用箇所（ ） フライアッシュセメントB種の適用箇所（ ） * 骨材の種類 フェロニッカルスラグ 細骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 銅スラグ 細骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ 骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 再生骨材H(エコセメント使用) ・ 使用 ※ 使用しない * 砕石、砕砂、フェロニッカルスラグ 骨材、銅スラグ 細骨材、電気炉酸化スラグ 骨材、砂利、砂の分別区分 ※ A ・ B * 混和剤 種類 ・ 図示による ・ AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・（ ） 混和材 種類 ・ フライアッシュ（I 種） ・ フライアッシュ（II 種） ・ フライアッシュ（IV 種） ・ 高炉スラグ 微粉末 ・ シリカフェーム ・ 膨張材 ・ 図示による * 構造体強度補正值 (S) ・ 図示による ※ 表8.2.4による * 8.2.5(5)(b)⑦～⑨以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※ 図示による ・（ ） * モルタルの圧縮強度 ・（ ） ・ 図示による フロー値 ・（ ） ・ 図示による * せき板の材料 ※ 8.2.7 (1) による ・（ ） ・ 図示による 合板の厚さ ※ 12mm ・（ ） ・ 図示による * ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1. 使用可能部位 独立基礎、地中梁（ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。） 2. 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）5.3.6表に示す数値+10mmするものとする。 3. コンクリートのスランプ スランプは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に及び打込み直接当てないように注意する。 4. その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。	[表8.2.3]
	8.2.6 構造体用モルタルの調合		
	8.2.7 型枠の材料		
	耐 震		
	改 修		
	工 事		
	8.2.8 鋼 材	* スリープの材種 ・ 鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ つば付き鋼板 ・ 図示による	[表8.2.6]
	8.2.9 高力ボルト	* 種類、形状、寸法 ※ 図示による ・（ ） * 種類 ※ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ 図示による ねじの呼び ※ 図示による ・（ ） * 8.2.10(1)、(2)以外の溶接材料 ・（ ） ・ 図示による * スタッダの種類 ・（ ） ・ 図示による * 柱底均しモルタル ※ 無収縮モルタル（8.2.12 (1) による） ・（ ） ・ 図示による	
	8.2.10 溶接材料		
	8.2.11 スタッダ		
	8.2.12 柱底均しモルタル及びグラウト材		
	8.2.13 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等	* 材料、工法、引張強度、ヤング係数 ・ 図示による ・（ ）	
	8.2.14 鋼材の材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 ・ 行う ・ 行わない	
	8.2.15 基礎工事に用いる材料	* 砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 図示による 砂利地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 ・（ ） ・ 図示による * 杭の材料 ※ 図示による ・（ ） * 杭に継手を設ける場合の継手の箇所数、材料、工法等 ※ 図示による ・（ ）	
9章	3節 鉄筋の加工及び組立		
	8.3.2 加 工	* 90° 未満の折曲げの内法直径（ ）	
	8.3.4 継手及び定着	* 種類 ※ 図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 * 継手位置 ※ 図示による * 耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表8.3.2の重ね継手の長さのいずれか大きい値 ・ 図示による * 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に設ける場合の継手の位置 ・ 図示による ・（ ） * 鉄筋の定着長さ ※ 表8.3.4による ・ 図示による ・（ ） 定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 8.3.4(5)(イ)による ・ 図示による ・（ ） 機械式定着工法の適用箇所及び種類 ・ 図示による ・（ ） * 帯筋組立の形、継手及び定着 ※ 図示による ・（ ） * 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 表8.3.6による ・ 図示による ・（ ）	
	8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		
	8.3.7 壁の配筋及び補強	* 壁の配筋 ・（ ） ・ 図示による * 壁開口部の補強 ・（ ） ・ 図示による	

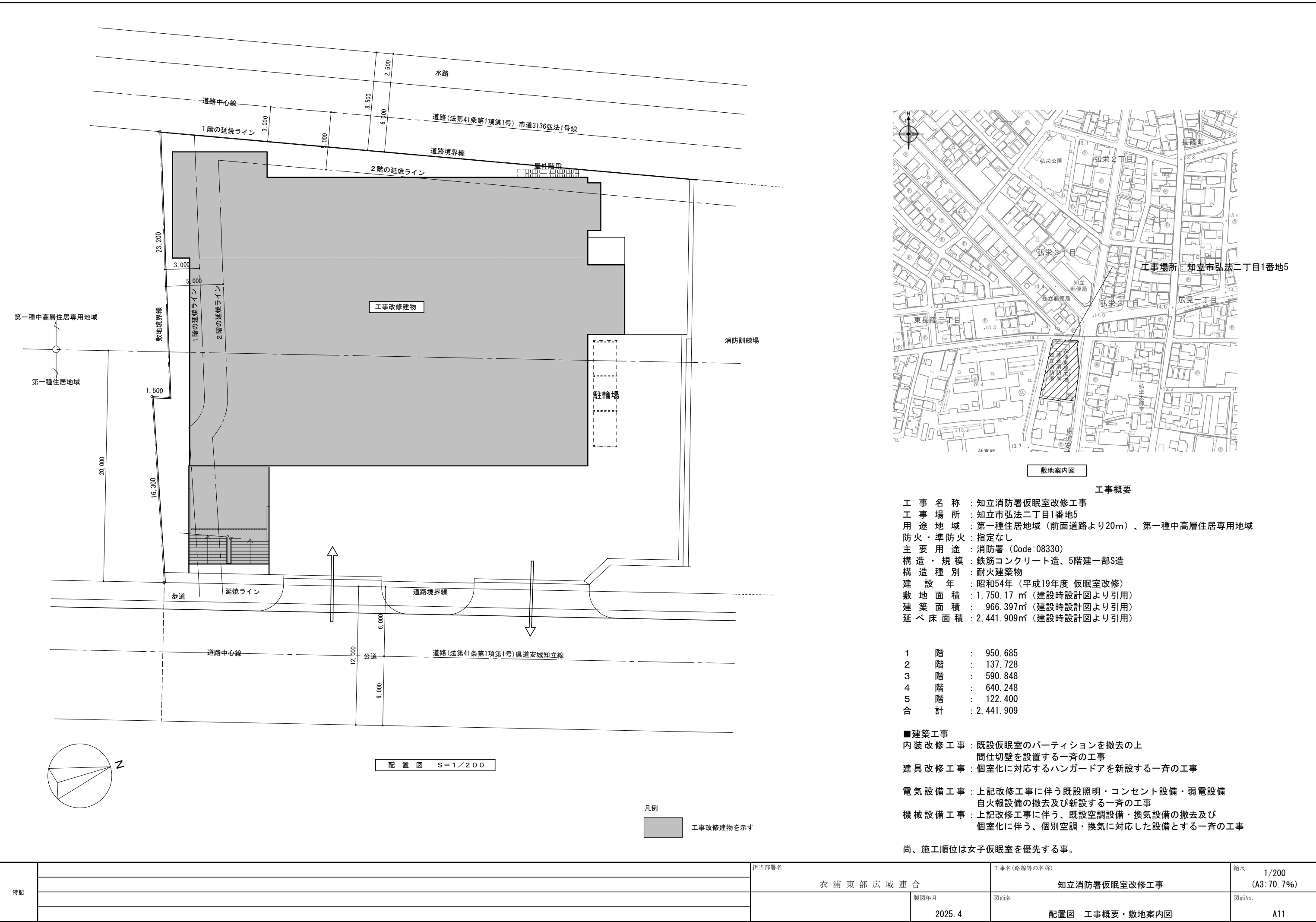
章	項 目	特 記 事 項	備 考
9章	8.3.8 ガス圧接	* 超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない	
	4節 鉄筋の機械式・溶接継手		
	8.4.2 機械式継手	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による ・（ ） * 施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 ・（ ） ・ 図示による 不合格となった場合の措置 ・（ ） ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 ・（ ） ・ 図示による 不合格となった場合の措置 ・（ ） ・ 図示による	
	8 8.4.3 溶接継手	* 適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による ・（ ） * 施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 ・（ ） ・ 図示による 不合格となった場合の措置 ・（ ） ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 ・（ ） ・ 図示による 不合格となった場合の措置 ・（ ） ・ 図示による	
	7節 コンクリートの運搬・打込・締固		
	8.7.7 養生	* 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間（ ）日以上	
	8.7.8 型枠工事	* 外部に面するコンクリートの打増し厚さ（ ）mm ・ 図示による * シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 ・（ ） ・ 図示による * 普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間（ ）	
	9節 軽量コンクリート		
	8.9.1 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所 ※ 図示による ・（ ）	
	8.9.2 種類及び品質	* 軽量コンクリートの種類 ・ 1 種 ・ 2 種 気乾単位容積質量（ ）t / m ³ * スランプ ※ 21cm ・（ ） ・ 図示による	[表8.9.1]
	10節 暑中コンクリート		
	8.10.2 材料及び調合	* 構造体強度補正值 (S) ※ 6N/mm ² ・ 図示による ・（ ）	
	11節 無筋コンクリート		
	8.11.1 一般事項	* コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・ 図示による ・（ ） * 設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・ 図示による ・（ ） * スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・（ ） ・ 図示による	
10章	12節 あと施工アンカー工事		
	8.12.4 穿 孔	* 埋込み配管等の探査の方法（ ）	
	8.12.7 施工確認試験	* アンカー施工後の確認試験 ※ 引張試験機による引張試験 1 ロット ※ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・（ ） 試験の箇所数 ※ 1 ロットに対して3本 ・（ ） 確認強度（ ）	
	改 修		
	13節 鉄骨工作		
	8.13.2 鉄骨の工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※ 図示による ・（ ）	
	8.13.8 ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルト孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・ 図示による ・（ ）	
	8.13.10 仮 組	* 仮組の実施 ・ 行う ※ 行わない	
	14節 高力ボルト接合		
	8.14.2 摩擦面の性能・処理	* すべり試験 ※ 実施しない ・ 実施する（試験方法等： ） ・ 図示による * ナット回転法の場合で、「JIS形高力ボルト長さ」>「ねじの呼びの5倍」の場合の回転量 ※ 図示による ・（ ）	
	8.14.7 締付け		
	15節 溶接接合		
	8.15.3 技能資格者	* 技量付加試験 ・ 行う ※ 行わない ・ 図示による	
	8.15.4 溶接の準備	* 開先の形状 ※ 図示による ・（ ）	
11章	8.15.7 溶接施工	* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※ 図示による ・（ ） 切断面の仕上げ ※ グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・ 図示による ・（ ） * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※ 図示による ・（ ） スラップの形状 ※ 図示による ・（ ）	
	8.15.12 溶接部の試験	* 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・ 図示による ・（ ） * 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・ 図示による ・（ ） * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない	
	17節 鉄骨の錆止め塗装		
	8.17.2 塗装の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※ 図示による ・（ ） 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※ 8.17.2(1)(7)～(9)以外の範囲 ・ 図示による ・（ ）	
	8.17.4 塗料の種類別	* SRC造の鋼製スリープで鉄骨に溶接されたものの内面 ・ 図示による ※ 表7.4.1の A 種 ・（ ） * 耐火被覆材が接着する面（ ）	
	18節 耐火被覆		
	8.18.2 耐火被覆の種類等	* 耐火被覆の種類 ※ 図示による ・ 耐火材吹付け ・ 耐火板張り ・ 耐火材巻付け ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 ・（ ）	
	8.18.3 耐火被覆の性能、品質等	* 材料及び工法等 ※ 図示による ・（ ） * 耐火被覆の耐火性能 ※ 図示による ・（ ）	
	20節 溶融亜鉛めっき工法		
	8.20.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	* 摩擦面の処理方法等 ・ プラスト処理 ・ りん酸塩処理 ・（ ） ・ 図示による	
	21節 現場打ちRC壁の増設工事		
	8.21.2 既存部分の撤去等	* 既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・（ ） * 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・（ ） * 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・（ ） * はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・（ ） * 打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・（ ）	
	8.21.3 既存部分の処理		
	8.21.6 鉄筋の加工及び組立	* 割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ・（ ）	
		工事名 知立消防署仮眠室改修工事	図面番号
		建築改修工事特記仕様書 (7) 縮尺 NS	A-07
		衣浦東部広域連合	

章	項	目	特	記	事	項	備	考	章	項	目	特	記	事	項	備	考		
8	22節	鉄骨ブレースの設置工事	8.21.8	コンクリートの打込み	* コンクリート打込み工法	・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による	・ ()	8	22節	鉄骨ブレースの設置工事	8.21.8	コンクリートの打込み	* コンクリート打込み工法	・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による	・ ()
			8.21.9	既設構造体との取合い	* 既存構造体と増設壁との取合いの処理方法	※ グラウト材の注入	・ 図示による	・ ()	8.21.9				既設構造体との取合い	* 既存構造体と増設壁との取合いの処理方法	※ グラウト材の注入	・ 図示による	・ ()		
			8.21.10	仕上げ	* 増設壁工事後の仕上げ	※ 図示による	・ ()	8.21.10	仕上げ				* 増設壁工事後の仕上げ	※ 図示による	・ ()				
			8.22.2	既存部分の撤去等	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による	・ ()	8.22.2				既存部分の撤去等	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による	・ ()		
			8.22.3	既存部分の処理	* 既存構造体の撤去範囲	※ 図示による	・ ()	8.22.3	既存部分の処理				* 既存構造体の撤去範囲	※ 図示による	・ ()				
			8.22.7	既存構造体との取合い	* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置	※ 図示による	・ ()	8.22.7	既存構造体との取合い				* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置	※ 図示による	・ ()				
			8.22.9	仕上げ	* 目荒しの程度	※ 図示による	・ ()	8.22.9	仕上げ				* 目荒しの程度	※ 図示による	・ ()				
			8.23.2	既存部分の撤去等	* 割裂補強筋の仕様	※ 図示による	・ ()	8.23.2	既存部分の撤去等				* 割裂補強筋の仕様	※ 図示による	・ ()				
			8.23.3	既存部分の撤去等	* ブレース設置工事後の仕上げ	※ 図示による	・ ()	8.23.3	既存部分の撤去等				* ブレース設置工事後の仕上げ	※ 図示による	・ ()				
			23節	柱補強工事	8.23.2	既存部分の撤去等	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による				・ ()	8.23.2	既存部分の撤去等	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による	・ ()
8.23.3	既存部分の撤去等	* 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設			・ 図示による	・ ()	8.23.3	既存部分の撤去等	* 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設	・ 図示による	・ ()								
8.23.5	溶接金網巻工法及び溶接閉鎖7-7 巻工法	* 既存構造体の撤去範囲			※ 図示による	・ ()	8.23.5	溶接金網巻工法及び溶接閉鎖7-7 巻工法	* 既存構造体の撤去範囲	※ 図示による	・ ()								
8.23.6	鋼板巻・帯板巻付工法	* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置			※ 図示による	・ ()	8.23.6	鋼板巻・帯板巻付工法	* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置	※ 図示による	・ ()								
8.23.7	仕上げ	* 目荒しの程度			※ 図示による	・ ()	8.23.7	仕上げ	* 目荒しの程度	※ 図示による	・ ()								
8.24.4	既存部分の撤去等	* コンクリート及び構造体用モルタルの打込み			・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による	8.24.4	既存部分の撤去等	* コンクリート及び構造体用モルタルの打込み	・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による						
8.24.6	施工	* 鋼板等の加工			柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合	※ 図示による	・ ()	8.24.6	施工	* 鋼板等の加工	柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合	※ 図示による	・ ()						
8.24.7	仕上げ	* 補強工事後の仕上げ			※ 図示による	・ ()	8.24.7	仕上げ	* 補強工事後の仕上げ	※ 図示による	・ ()								
8.25.2	施工	* 24節 連続繊維補強工事						8.25.2	施工	* 24節 連続繊維補強工事									
25節	耐震スリット新設工事	8.25.2			施工	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による	・ ()	8.25.2	施工	* 既存仕上の撤去範囲	※ 本工事に支障となる最小限の範囲	・ 図示による	・ ()				
		8.26.5	既存部分の撤去等	* 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設	・ 図示による	・ ()	8.26.5	既存部分の撤去等	* 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設	・ 図示による	・ ()								
		8.26.6	既存部分の処理	* 既存構造体の撤去範囲	※ 図示による	・ ()	8.26.6	既存部分の処理	* 既存構造体の撤去範囲	※ 図示による	・ ()								
		8.26.7	支保材・減衰材	* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置	※ 図示による	・ ()	8.26.7	支保材・減衰材	* はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置	※ 図示による	・ ()								
		8.26.10	支保材又は減衰材の設置	* 打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度	※ 図示による	・ ()	8.26.10	支保材又は減衰材の設置	* 打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度	※ 図示による	・ ()								
		8.26.13	仕上げ	* 既存杭の杭頭部等の処理	※ 図示による	・ ()	8.26.13	仕上げ	* 既存杭の杭頭部等の処理	※ 図示による	・ ()								
		8.26.14	耐火被覆	* 支保材又は減衰材の材質、諸元	※ 図示による	・ ()	8.26.14	耐火被覆	* 支保材又は減衰材の材質、諸元	※ 図示による	・ ()								
		8.26.15	免震EXPJ等	* 性能確認試験の項目及び数量	・ ()	・ 図示による	8.26.15	免震EXPJ等	* 性能確認試験の項目及び数量	・ ()	・ 図示による								
		8.26.16	検査	* 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等	・ 図示による	・ ()	8.26.16	検査	* 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等	・ 図示による	・ ()								
		8.26.17	維持管理要領	* 防錆処置	・ ()	・ 図示による	8.26.17	維持管理要領	* 防錆処置	・ ()	・ 図示による								
26節	免震改修工事	8.26.5	既存部分の撤去等	* 支保材又は減衰材の設置位置の寸法許容差	・ ()	・ 図示による	8.26.5	既存部分の撤去等	* 支保材又は減衰材の設置位置の寸法許容差	・ ()	・ 図示による								
		8.26.6	既存部分の処理	* 割裂補強筋の適用	・ 適用する	・ 適用しない	8.26.6	既存部分の処理	* 割裂補強筋の適用	・ 適用する	・ 適用しない								
		8.26.7	支保材・減衰材	* コンクリート打込み工法	・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による	8.26.7	支保材・減衰材	* コンクリート打込み工法	・ 流込み工法	・ 圧入工法	・ 図示による						
		8.26.10	支保材又は減衰材の設置	* 支保材又は減衰材設置後の仕上げ	・ 図示による	・ ()	8.26.10	支保材又は減衰材の設置	* 支保材又は減衰材設置後の仕上げ	・ 図示による									

章	項 目	特 記 事 項	備 考
9章	3節 断熱・防露改修工事		
	9.3.2 断熱材打込み工法	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()	
	9.3.3 断熱材現場発泡工法	* 断熱材の種類 ()	・ 図示による () ・ A種 1 ・ A種 1 H
	9.3.4 断熱材後張り工法	* 吹付け厚さ () mm	・ 図示による ()
	4節 屋上緑化改修工事		
	9.4.2 材 料	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()	
	9.4.3 工 法	* 断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()	
	9.4.4 新植芝及び地被類の枯補償	* 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ()	
	5節 透水性アスファルト舗装改修工事		
	9.5.2 既存舗装の撤去及び再利用	* 芝及び地被類の種類等 ※ 図示による ()	
環境配慮改修工事	9.5.3 路 床	* 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ()	
		* 建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による ()	
		* かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ()	
		* 既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ()	
		* 枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 ()	
		* 既存舗装の撤去 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による ()	
		* 既存舗装の再利用 ・ 行わない ・ 行う ※ 図示による ()	
		* 凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ()	
		* 透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による ()	
		* 路床安定処理の適用及び方法 ※ 図示による ()	
9.5.4 路 盤		* 盛土材料の種類別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 図示による ()	[表8.28.1]
		* 凍上抑制層及び透水性舗装のフィルター層の材料 ※ 図示による ()	
		* 砂の粒度試験 ・ 行わない ・ 行う	
		* 路床安定処理用添加材料 ・ 普通が トラッド セメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種	
		* 図示による ・ 生石灰特号 ・ 生石灰 1 号 ・ 消石灰特号 ・ 消石灰 1 号	
		* 路床土の C B R 試験 ・ 行わない ・ 行う	
		* 路床締固め度試験 ・ 行わない ・ 行う	
		* 現場 C B R 試験 ・ 行わない ・ 行う	
		* 路盤の厚さ ※ 図示による ()	
		* 路盤材料 種 別 ・ 図示による ()	[表9.7.3]
9.5.5 舗装の構成及び仕上り		* 舗装の構成 ※ 図示による ()	
		* 舗装の平たん性 ※ 著しい不陸がないもの ()	
	9.5.9 試 験	* 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない	
特定建設資材の再資源化等			
その他			

章	項 目	特 記 事 項	備 考
そ <			

内部仕上表																		
階	室名	区分	床	床高	巾木	H	腰壁・壁	天井	廻縁	天井高	備 考							
1階	女子 A、B	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	GB-R t 12.5+WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.700	AP（アコーデシカーテン共） ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）→撤去 ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.700	柵→新設							
	前室(女子)	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	GB-R t 12.5+WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.700	ネムプレート							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	取外							
		改修後	――	――	――	75	――	――	――	2.700	清掃の上、再取付							
	男子 101_104	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	GB-R t 12.5+WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.700	AP（アコーデシカーテン共） ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）、102.ベネシャンブラインド→撤去 101・103.ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.700	柵→新設							
	男子 105_106	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	GB-R t 12.5+WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.700	AP（アコーデシカーテン共） ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）、106.ベネシャンブラインド→撤去 105.ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.700	柵→新設							
	前室(男子)	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	GB-R t 12.5+WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.700	NP							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	取外							
		改修後	――	――	――	75	――	――	――	2.700	清掃の上、再取付							
3階	男子 301_303	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	モタル下地WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.500	AP（アコーデシカーテン共） ブラインドボックス、ベネシャンブラインド、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）→撤去 ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.500	柵→新設							
	男子 304_307	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	C通及び柱型：モタル下地WP 他共通：GB-R t 12.5+9.5下地WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.500	AP（アコーデシカーテン共） ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）、306・309.ベネシャンブラインド→撤去 305・310.ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.500	柵→新規							
	男子 312_314	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	6通：モタル下地トップコート吹付 他共通：GB-R t 12.5+9.5下地WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.500	AP（アコーデシカーテン共） ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	AP（アコーデシカーテン共）、313.ベネシャンブラインド→撤去 312・314.ベネシャンブラインド、ブラインドボックス、ブラリツ網戸→現況のまま							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	新_間仕切壁+WP1-1	――	――	2.500	柵→新設							
	前室 (1) (2)	改修前	VS-FS t2.0	±0	SBB	75	前室(2)：柱型 モタル下地トップコート吹付 他共通：GB-R t 12.5下地WP	GB-D(T) t9.5	塩ビ製	2.500	NP							
		処置	現況のまま AP撤去跡・沓摺埋込部分 補修		現況のまま	↓	現況のまま	現況のまま	現況のまま	↓	取外							
		改修後	――	――	新_間仕切壁：SBB	75	――	――	――	2.500	清掃の上、再取付							
特 記 事 項						凡例・略号						○ 仕上材（ ）内は旧分類記号		法定不燃・準不燃・難燃認定番号リスト				
・鉄部塗装部分は、錆止め塗装を行うこと。						GB-R	せっこうボード	SUS	ステンレス鋼（304）	TM	畳	VS-＊＊＊	ビニル床シート（＊＊材質区分は下記参照）	せっこうボード（GB-R） t9.5	準不燃 QM-9828			
・塗装下地調整は、特記なき限りRB種とする。						GB-S	シーリング せっこうボード	OP	油性調合ペイント	KT	コンクリーションビニル床タイル（CT・CTS）	TS	単層ビニル床シート発泡層無し（NM）	壁紙（AA級）、防火種別：2-1	準不燃 QM-9401～9449			
・壁紙張り下地調整は、特記なき限りRA種とする。						GB-F	強化せっこうボード	OS	オイルステイン	TT	単層ビニル床タイル（HT）	FS	複層ビニル床シート発泡層無し（NC・NF・NO）	不燃積層せっこうボード（GB-NC）	不燃 NM-1864			
・間仕切壁：LGS W-65+GB-R t12.5（GW 24kg/m3 厚50mm）						GB-R-H	普通硬質せっこうボード	VP（VE）	塩化ビニル樹脂タイル	FT	複層ビニル床タイル（HT）	HS	発泡複層ビニル床シート発泡層有（DC・DF・DO・PO）					
・男子306_307 間仕切壁：LGS W-65（ダブル）+GB-R t12.5（GW 24kg/m3 厚50mm）						GB-D (T) (W)	化粧せっこうボード（トリアーチン）（木目模様）	SOP	合成樹脂調合ペイント	FOA	置敷きビニル床タイル（HTL）	KS	クッションフロア 発泡層有（PF）					
・遮へい壁：タモ集成材 t45、t60 SOP						GB-NC	不燃積層せっこうボード	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	FOB	薄型置敷きビニル床タイル	内装薄塗材E	薄付け仕上塗材 内装合成樹脂エマルジョン系					
・柵：バイン集成材 t25×W250×D150 ムナシ塗装（詳細は別図参照）						DR	ロックウール化粧吸音板	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	CP	カーペット	外装厚塗材E	厚付け仕上塗材 外装合成樹脂エマルジョン系					
・目透し部分の壁紙仕上は目地部材を併用する。						O.8FK	繊維混入剤強化ウレタン板（比重0.8）	EP-T	合成樹脂エマルジョン模様塗料	TCP	タイルカーペット	複層塗材E	複層仕上塗材 合成樹脂エマルジョン系					
・廻り縁は特記なき限り先付けタイプ F見切（コの字）とする。						O.8FK-D	化粧剤強化ウレタン板（比重0.8）	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料	FLB（FB）	フローリングボード（フローリングブロック）	複層塗材RE	複層仕上塗材 反応硬化形合成樹脂エマルジョン系					
・特記なき限り木材はOSQL部、SOP部共通がシロ又は代替材として和材トナリとし、構造材は米柵一等とする。						ST	鋼	UC	ウレタン樹脂ワニス	SBB（WBB）	ソフト巾木（木製巾木）	AP	アルミパーティション					
・本工事により既設仕上並びに設備等に損傷等を与えた場合は請負者の責任において原型復旧するものとする。						AL	アルミニウム	DP	耐熱性塗料	WP1-1	壁紙（不燃ビニル紙）	NP	ネムプレート					
特記 令 第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 第20条の4～9								担当部署名				工事名(路線等の名称)			縮尺			
合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材（LVL）、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、壁紙、塗料、接着剤、仕上塗材、グラスウール及びロックウール保温断熱並びに緩衝材、								衣 浦 東 部 広 域 連 合				知立消防署仮眠室改修工事			NS			
ユリア樹脂並びにメラミン樹脂断熱材、フェノール樹脂断熱材等指定資材は全てホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆製品を使用する。												製図年月		図面名		図面No.		
厨房機器・洗面化粧台・流し台・収納厚等の仕上材はホルムアルデヒド放散等級 F☆☆☆☆製品を使用する、また、接着剤はVOC対策品を使用し、アスベスト(石綿)製品並びにクロロビリホスを使用しない。												2025. 4		仕上表、凡例・略号			A10	



敷地案内図

工事概要

工 事 名 称 : 知立消防署仮眠室改修工事
工 事 場 所 : 知立市弘法二丁目1番地5
用 途 地 域 : 第一種住居地域（前面道路より20m）、第一種中高層住居専用地域
防 火 ・ 準 防 火 : 指定なし
主 要 用 途 : 消防署（Code:08330）
構 造 ・ 規 模 : 鉄筋コンクリート造、5階建一部S造
構 造 種 別 : 耐火建築物
建 設 年 : 昭和54年（平成19年度 仮眠室改修）
敷 地 面 積 : 1,750.17 m²（建設時設計図より引用）
建 築 面 積 : 966.397m²（建設時設計図より引用）
延 べ 床 面 積 : 2,441.909m²（建設時設計図より引用）

1	階	: 950.685
2	階	: 137.728
3	階	: 590.848
4	階	: 640.248
5	階	: 122.400
合	計	: 2,441.909

■建築工事

内 装 改 修 工 事 : 既設仮眠室のパーティションを撤去の上
間仕切壁を設置する一斉の工事

建 具 改 修 工 事 : 個室化に対応するハンガードアを新設する一斉の工事

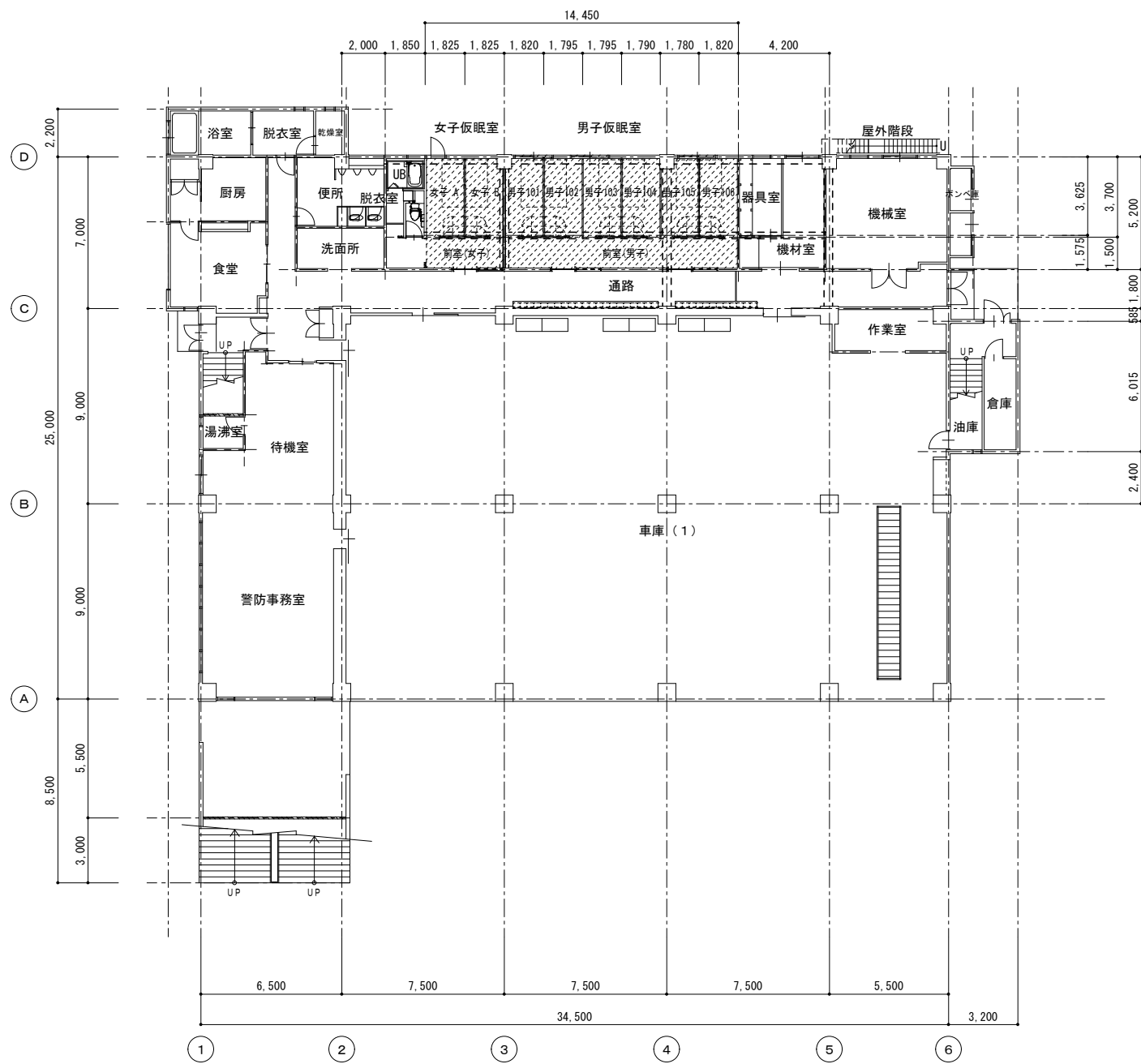
電 気 設 備 工 事 : 上記改修工事に伴う既設照明・コンセント設備・弱電設備
自火報設備の撤去及び新設する一斉の工事

機 械 設 備 工 事 : 上記改修工事に伴う、既設空調設備・換気設備の撤去及び
個室化に伴う、個別空調・換気に対応した設備とする一斉の工事

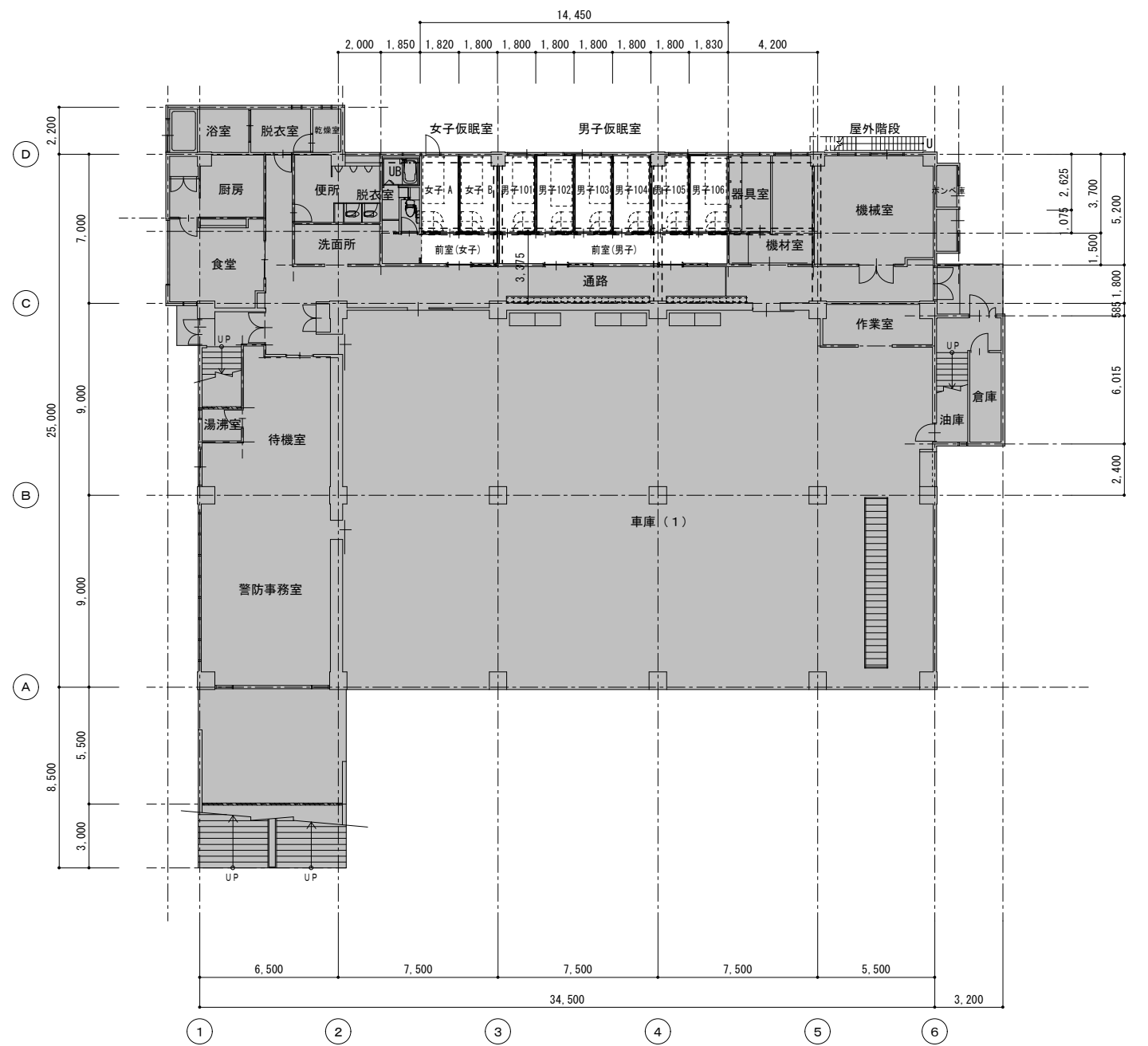
尚、施工順位は女子仮眠室を優先する事。

凡例
[Shaded Box] 工事改修建物を示す

特記		担当部署名	衣 浦 東 部 広 域 連 合	工事名(路線等の名称)	知立消防署仮眠室改修工事	縮尺	1/200 (A3:70.7%)
				製図年月	2025. 4	図面名	配置図 工事概要・敷地案内図
						図面No.	A11



<改修前> 1階 平面図 S=1/200 対象面積：75.14㎡



<改修後> 1階 平面図 S=1/200 対象面積：75.14㎡

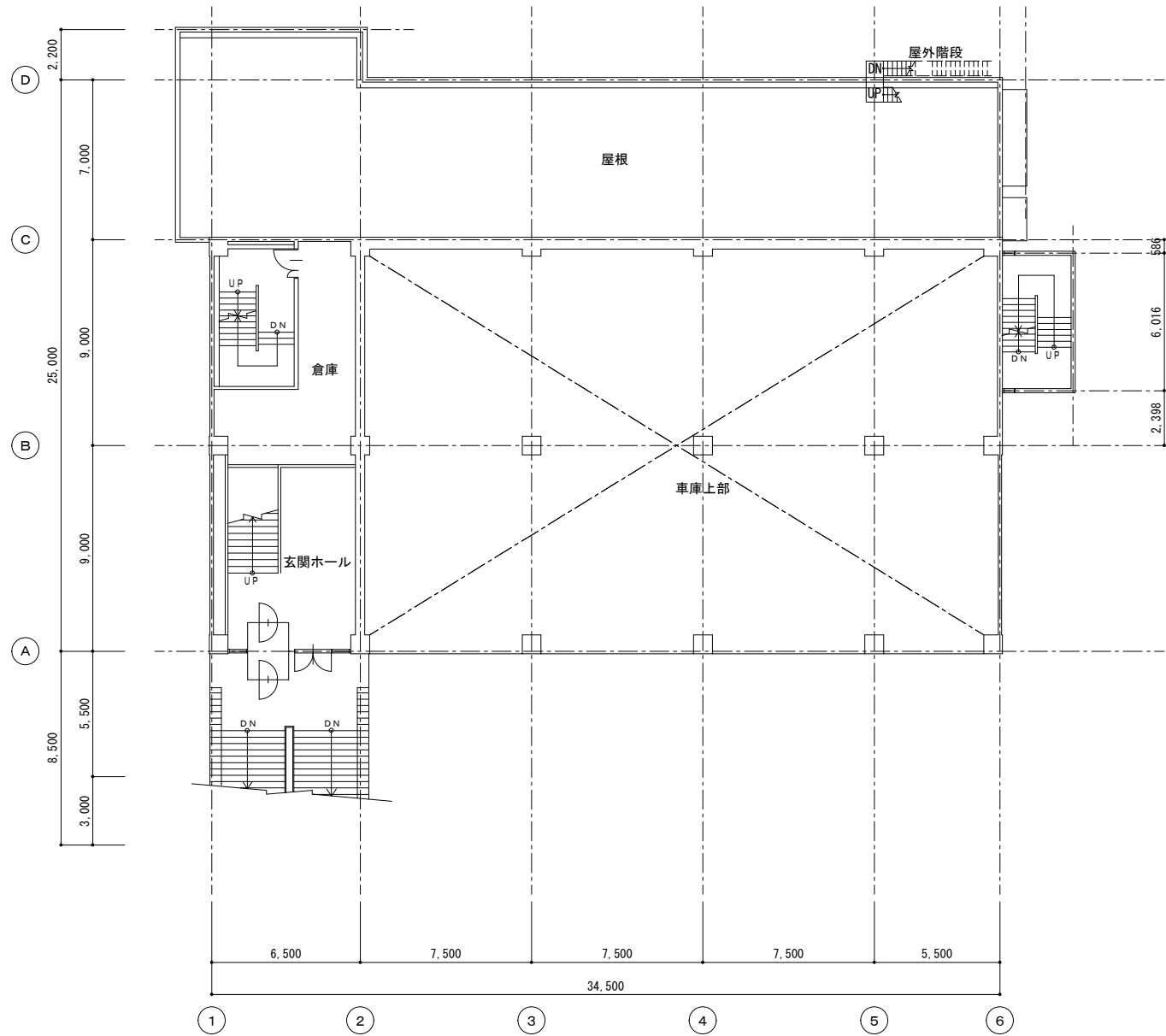
(※既設屋外階段は概略を示す)



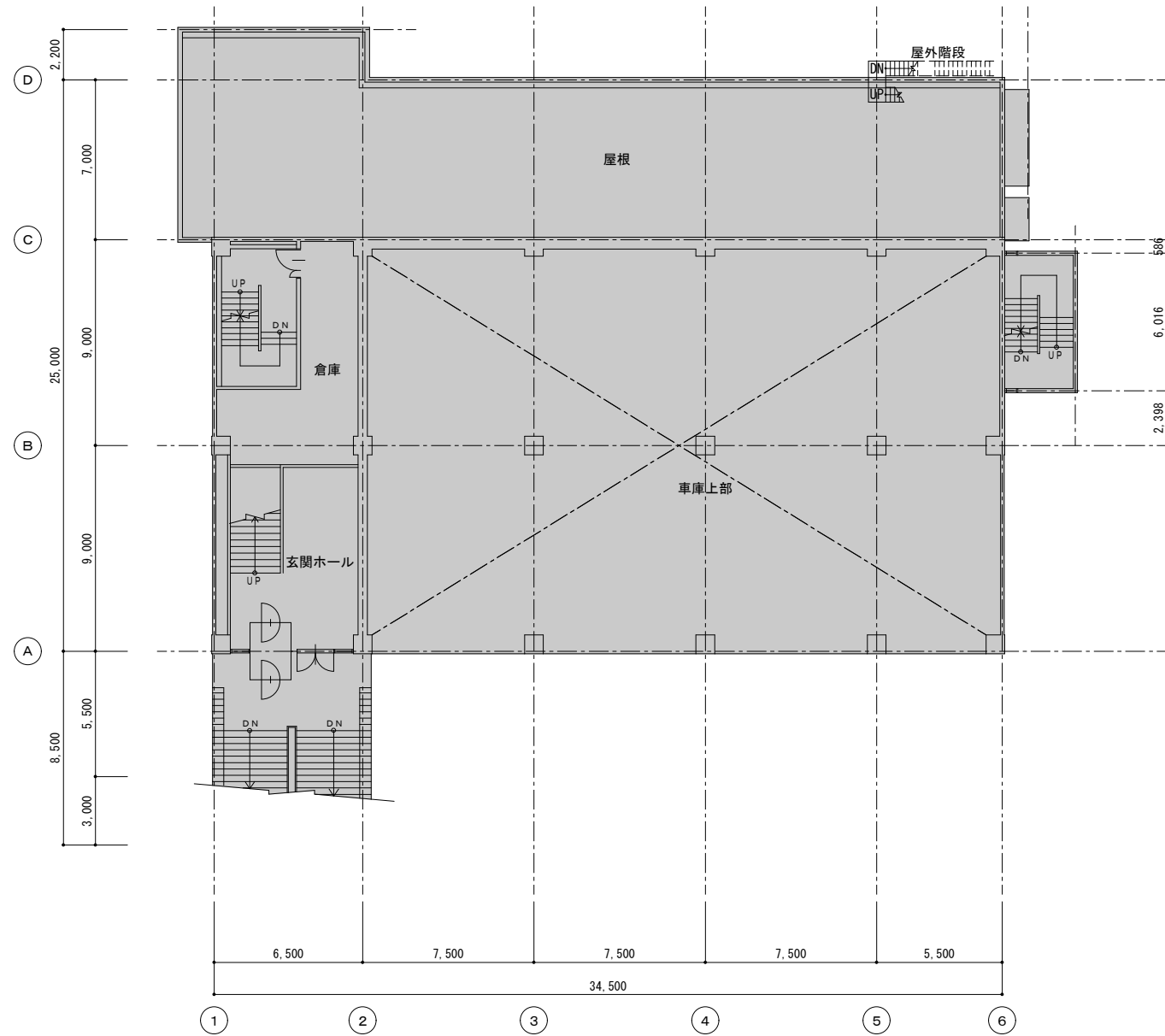
- 凡例
1. 改修範囲を示す
2. 既設梁を示す

- 凡例
1. 既設部分を示す（工事対象外）
2. 既設梁を示す

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/200 (A3 : 70.7%)
		製図年月	図面名	図面No.
		2025. 4	<改修前、後> 1階平面図	A12



<改修前>2階 平面図 S=1/200



<改修後>2階 平面図 S=1/200

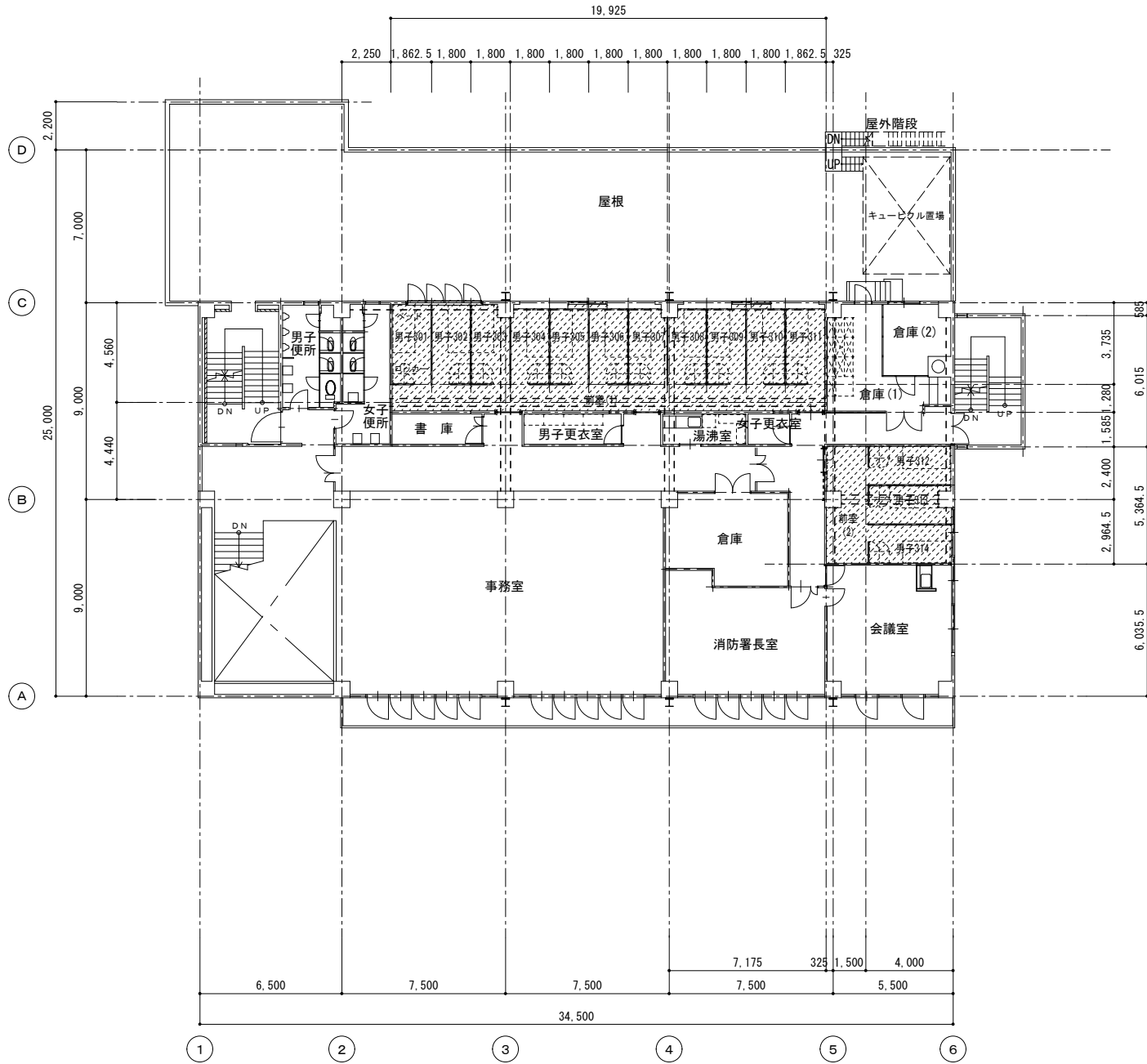
(※既設屋外階段は概略を示す)

■凡例

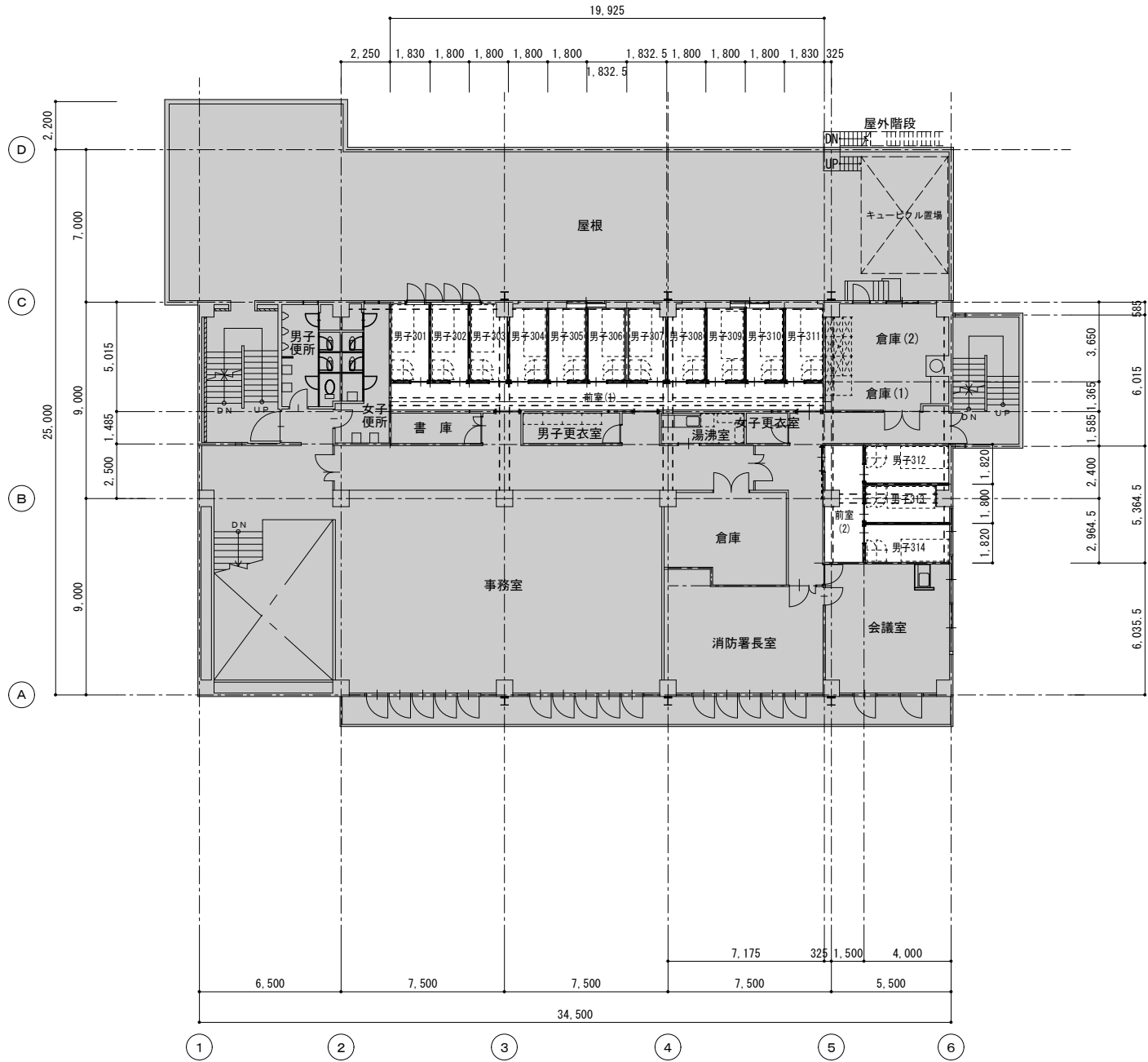
■凡例

1. 既設部分を示す(工事対象外)

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/200(A3 : 70.7%)
		製図年月	図面名	図面No.	
		2025. 4	<改修前、後> 2階平面図	A13	



<改修前> 3階 平面図 S=1/200 対象面積: 131.31㎡



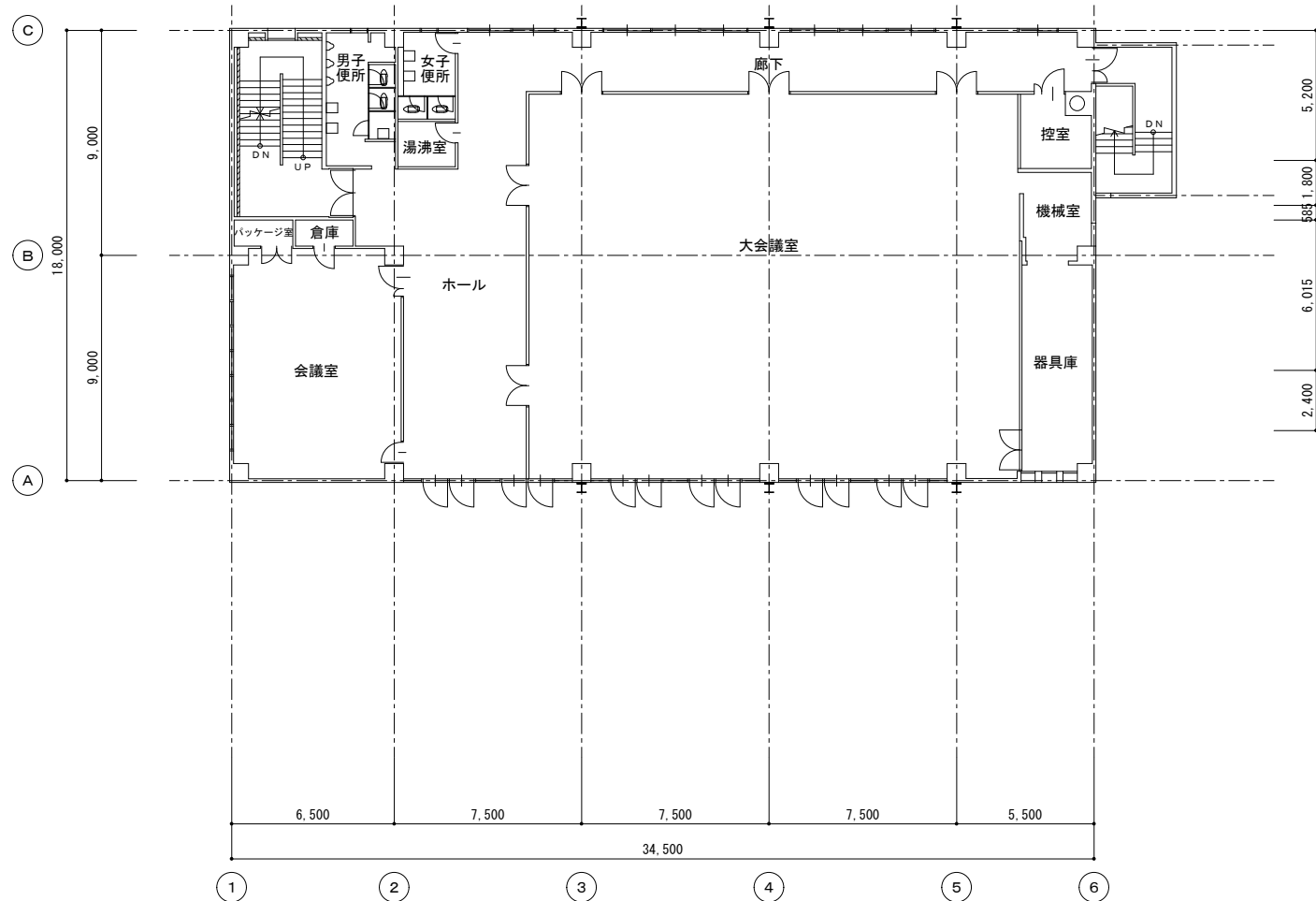
<改修後> 3階 平面図 S=1/200 対象面積: 131.31㎡

(※既設屋外階段等は概略を示す)

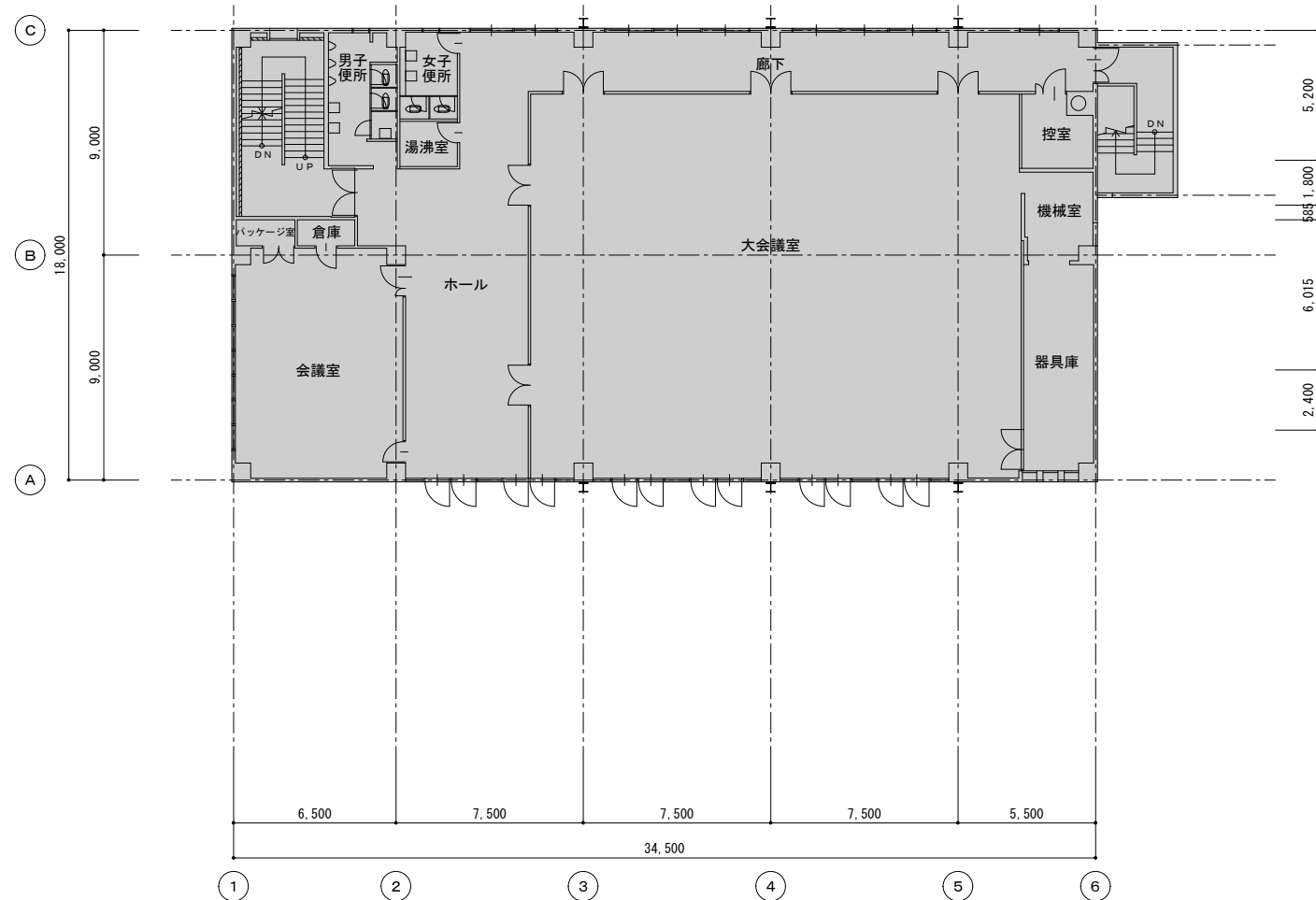
- 凡例
1.  改修範囲を示す

- 凡例
1.  既設部分を示す(工事対象外)

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/200(A3: 70.7%)
		製図年月	図面名	図面No.
		2025. 4	<改修前、後> 3階平面図	A14



<改修前> 4階 平面図 S=1/200



<改修後> 4階 平面図 S=1/200

■凡例

■凡例

1. 既設部分を示す(工事対象外)

特記

担当部署名

工事名(路線等の名称)

縮尺

衣 浦 東 部 広 域 連 合

知立消防署仮眠室改修工事

1/200 (A3 : 70.7%)

製図年月

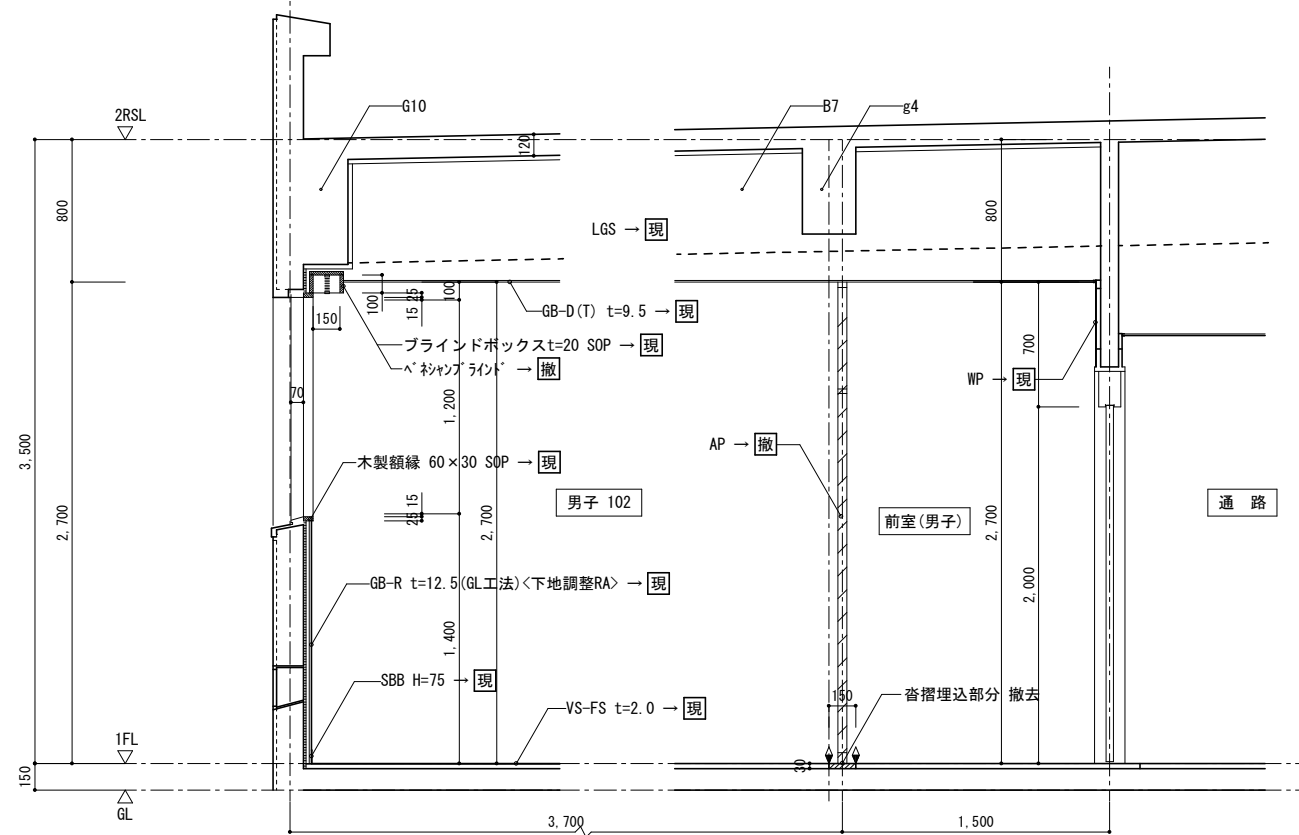
図面名

図面No.

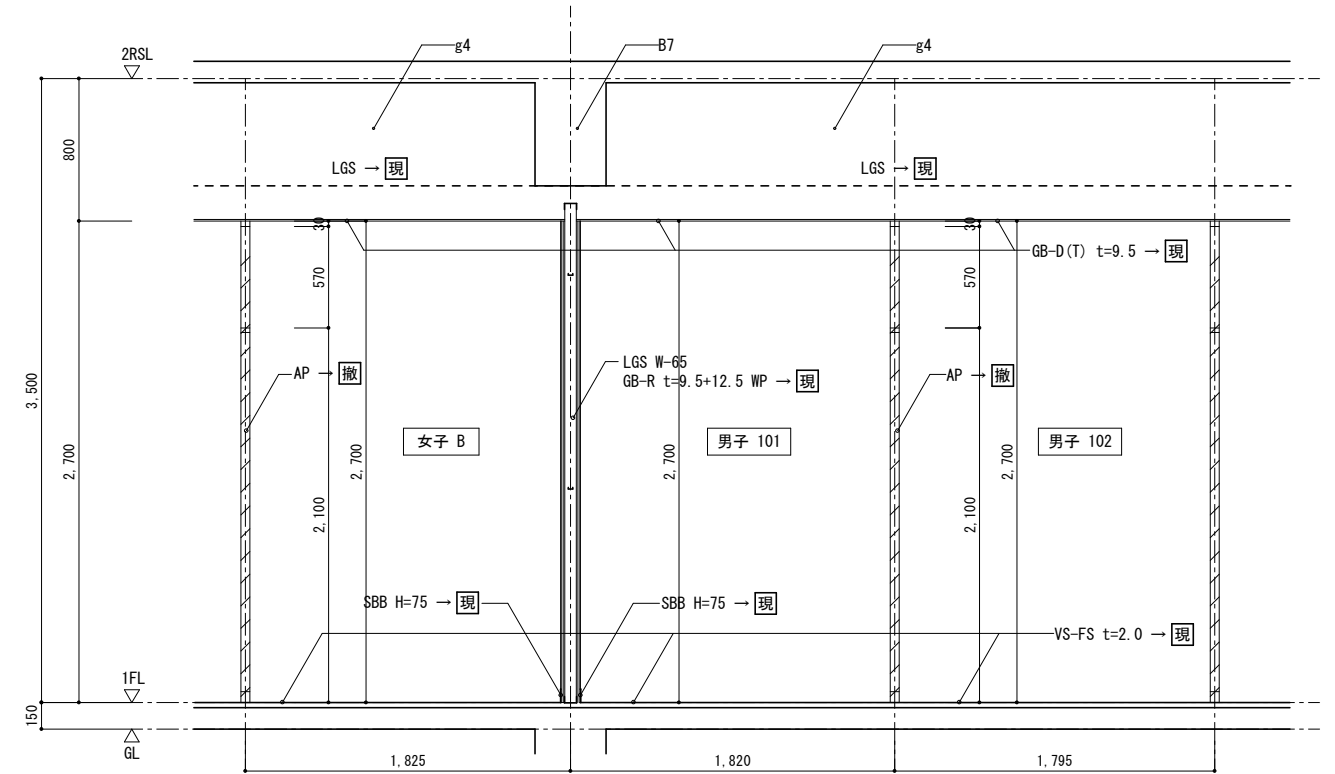
2025. 4

<改修前、後> 4階平面図

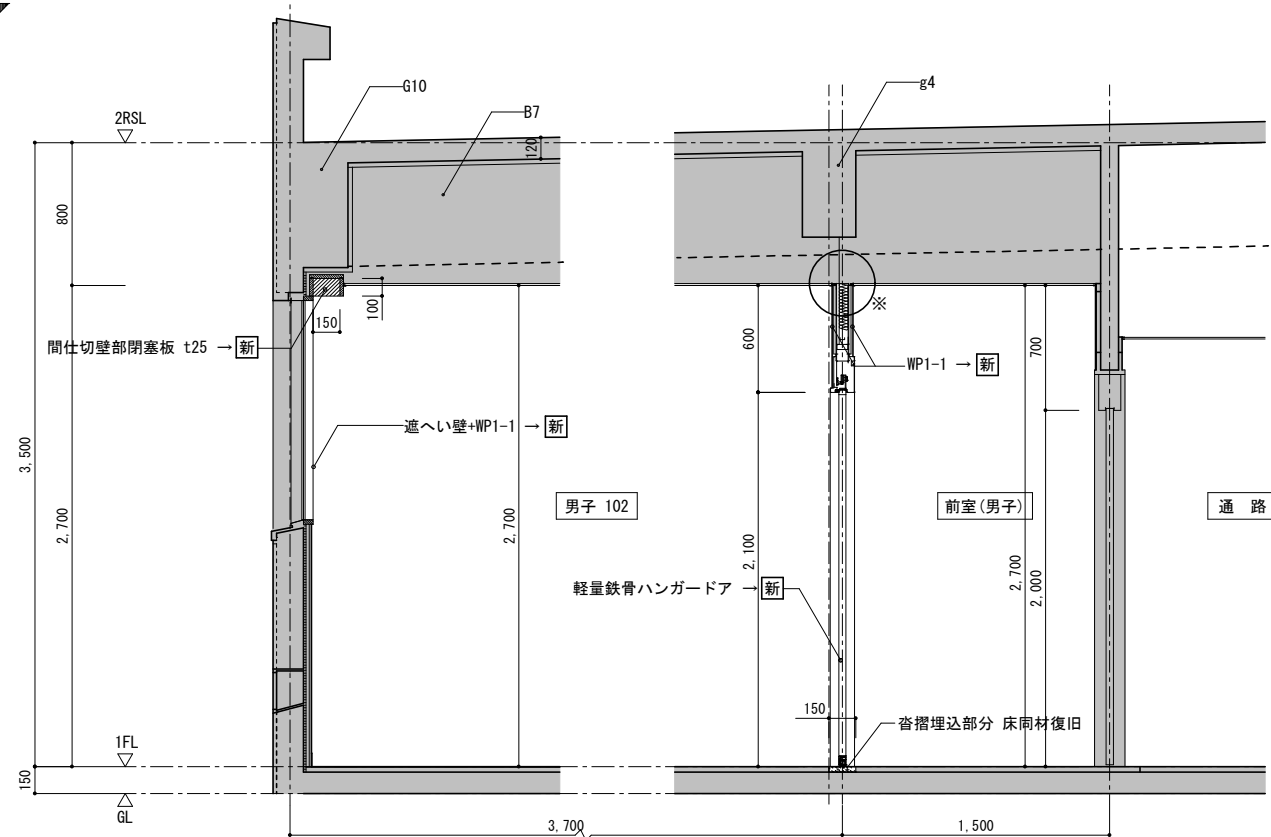
A15



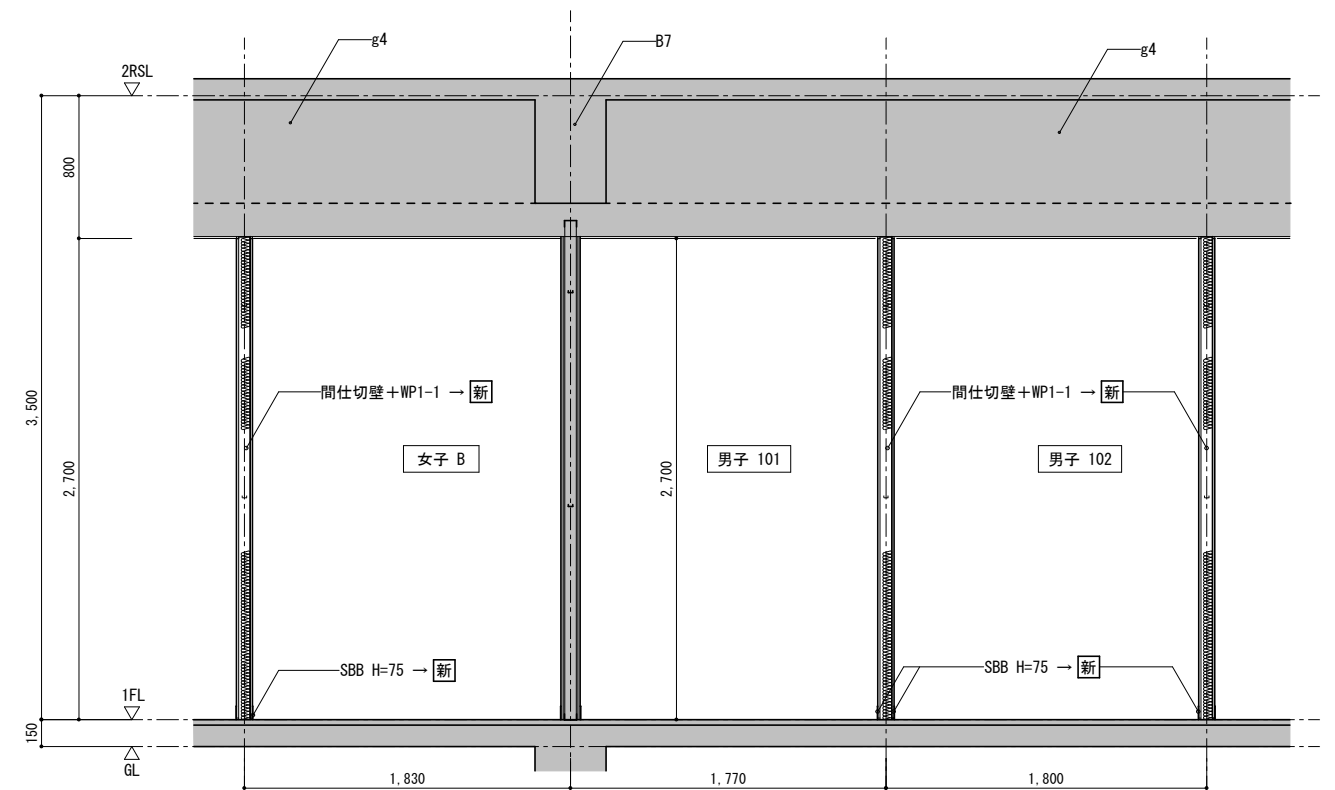
＜改修前＞



(3)



＜改修後＞



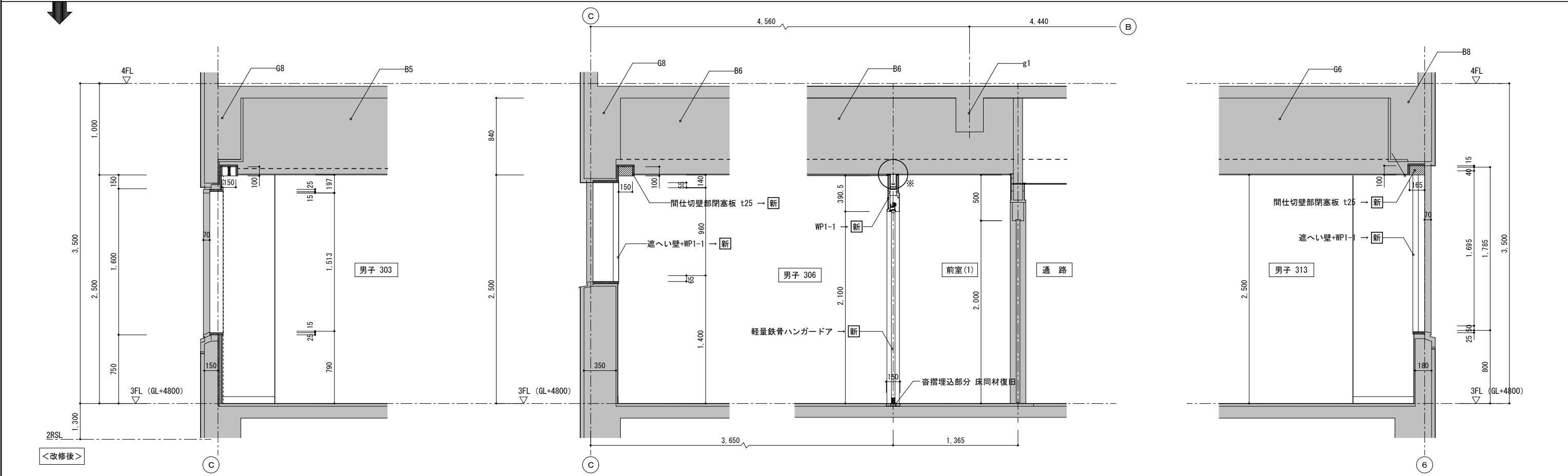
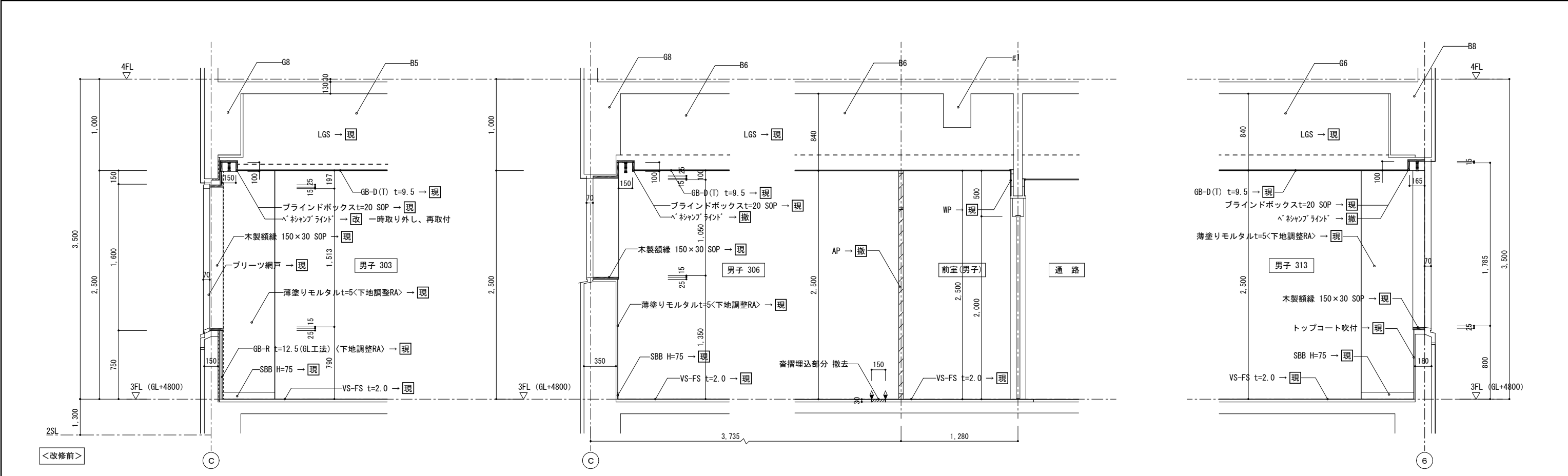
3

- ## ■ 凡例

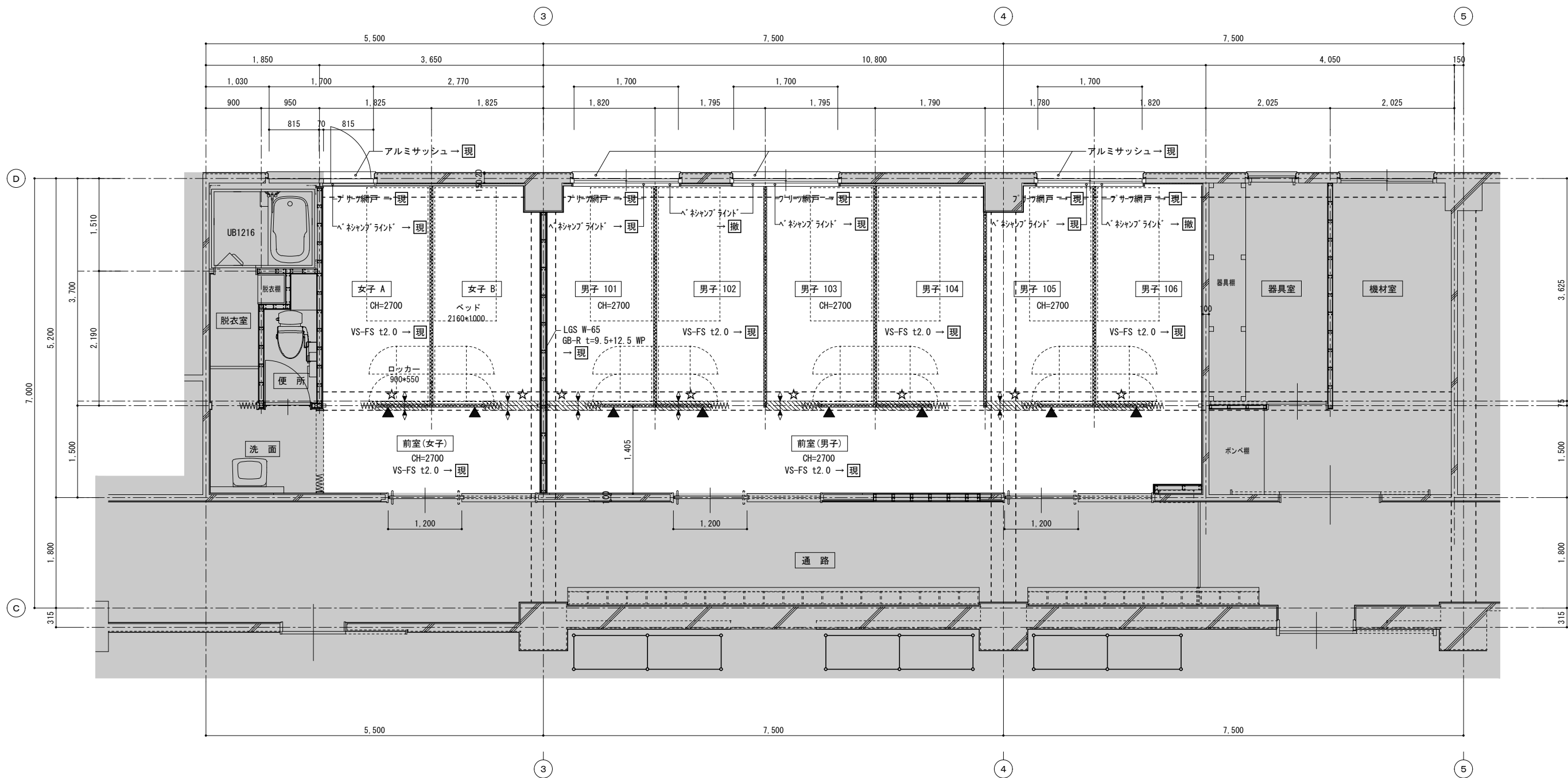
1.  撤去範囲を示す
2.  カッター入れ
3.  モルタル補修範囲を示す
4.  既設部分を示す（工事対象外）

- **現** …現況のまま
- **撤** …今回工事(既設撤去)を示す
- **改** …今回工事(既設改修)を示す
- **新** …今回工事(新規)を示す

特記	既設梁断面… G10:400*700、B7:400*700、 g4:300*600		担当部署名	工事名(路線等の名称)		縮尺
	※既設天井材一時取外しの上、補強材設置の上、復旧(W455程度)		衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/30 (A3 : 70.7%)
				製図年月	図面名	図面No.
				2025. 4	<改修前、後> 1 階 断面詳細図	A16



■凡例 1.  撤去範囲を示す 2.  カッター入れ 3.  モルタル補修範囲を示す 4.  既設部分を示す（工事対象外） →  … 現況のまま →  … 今回工事（既設撤去）を示す →  … 今回工事（既設改修）を示す →  … 今回工事（新規）を示す				特記		既設梁断面… G8:400*800、 B5:450*900、 B6:450*900、 B8:450*900、 G6:400*800、 g1:350*700		担当部署名		工事名（路線等の名称）		縮尺	
				※既設天井材一時取外しの上、補強材設置の上、復旧		衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/30（A3：70.7%）			
						製図年月		図面名		図面No.			
						2025. 4		〈改修前、後〉 3階 断面詳細図		A17			



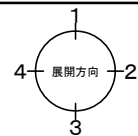
<改修前> 1階 平面詳細図 S=1/50



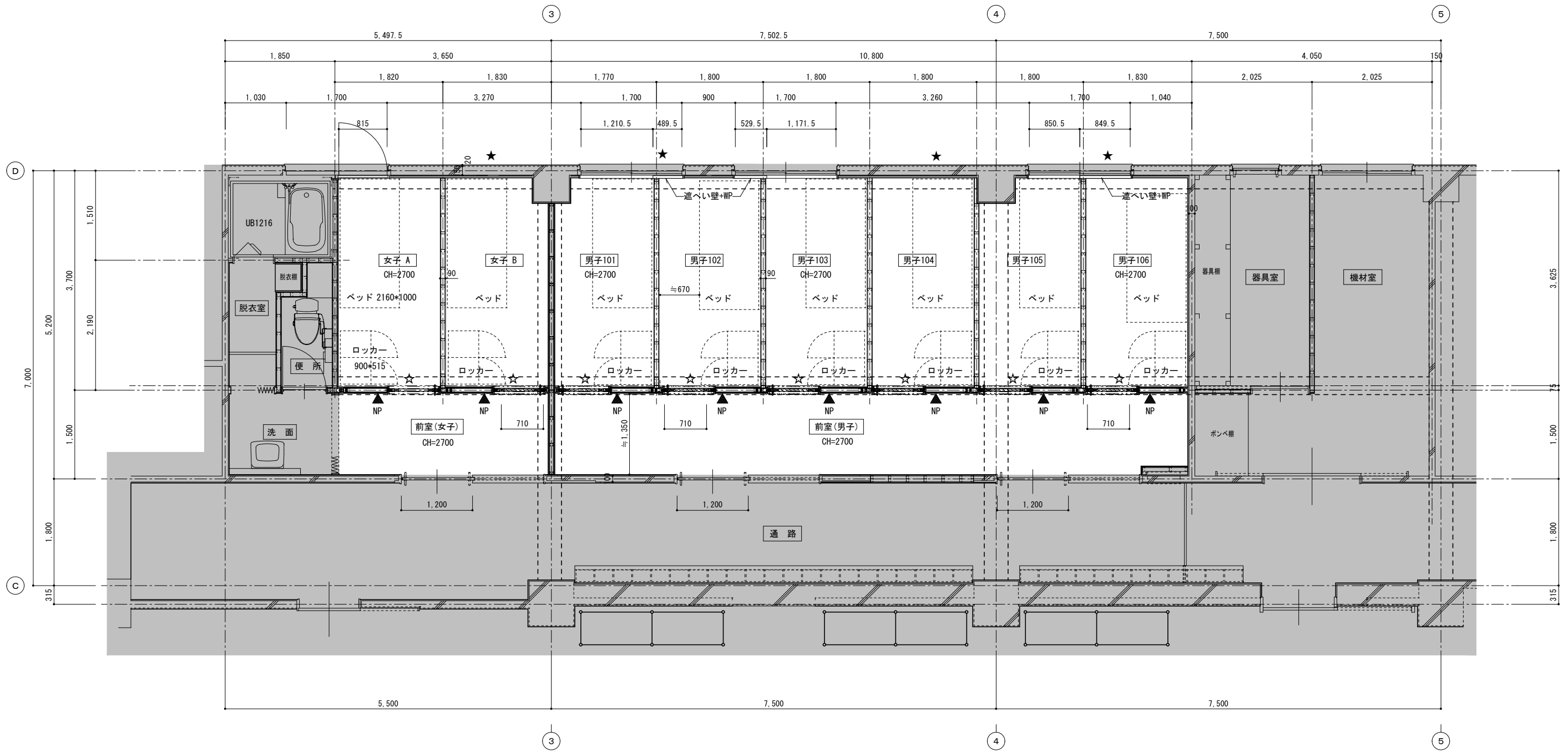
- 凡例
1. ▼ NP →取り外し清掃
 2. 壁・AP(アコーディオンカーテン共)の撤去範囲を示す
 3. 沓摺埋込部分撤去の上、床同材で復旧 (W150×L900×t30)
 4. 既設部分を示す (工事対象外)
 5. ⇐ カッター入れ

- 現 ……現況のまま
→ 撤 ……今回工事(既設撤去)を示す
→ 改 ……今回工事(既設改修)を示す
→ 新 ……今回工事(新規)を示す

特記 ※ブラインドの再取付に際しては、現場実測の上必要な処置を施すこととする



担当部署名 衣 浦 東 部 広 域 連 合		工事名(路線等の名称) 知立消防署仮眠室改修工事	縮尺 1/50 (A3 : 70.7%)
製図年月 2025. 4		図面名 <改修前> 1階 平面詳細図	図面No. A18



<改修後> 1階 平面詳細図 S=1/50

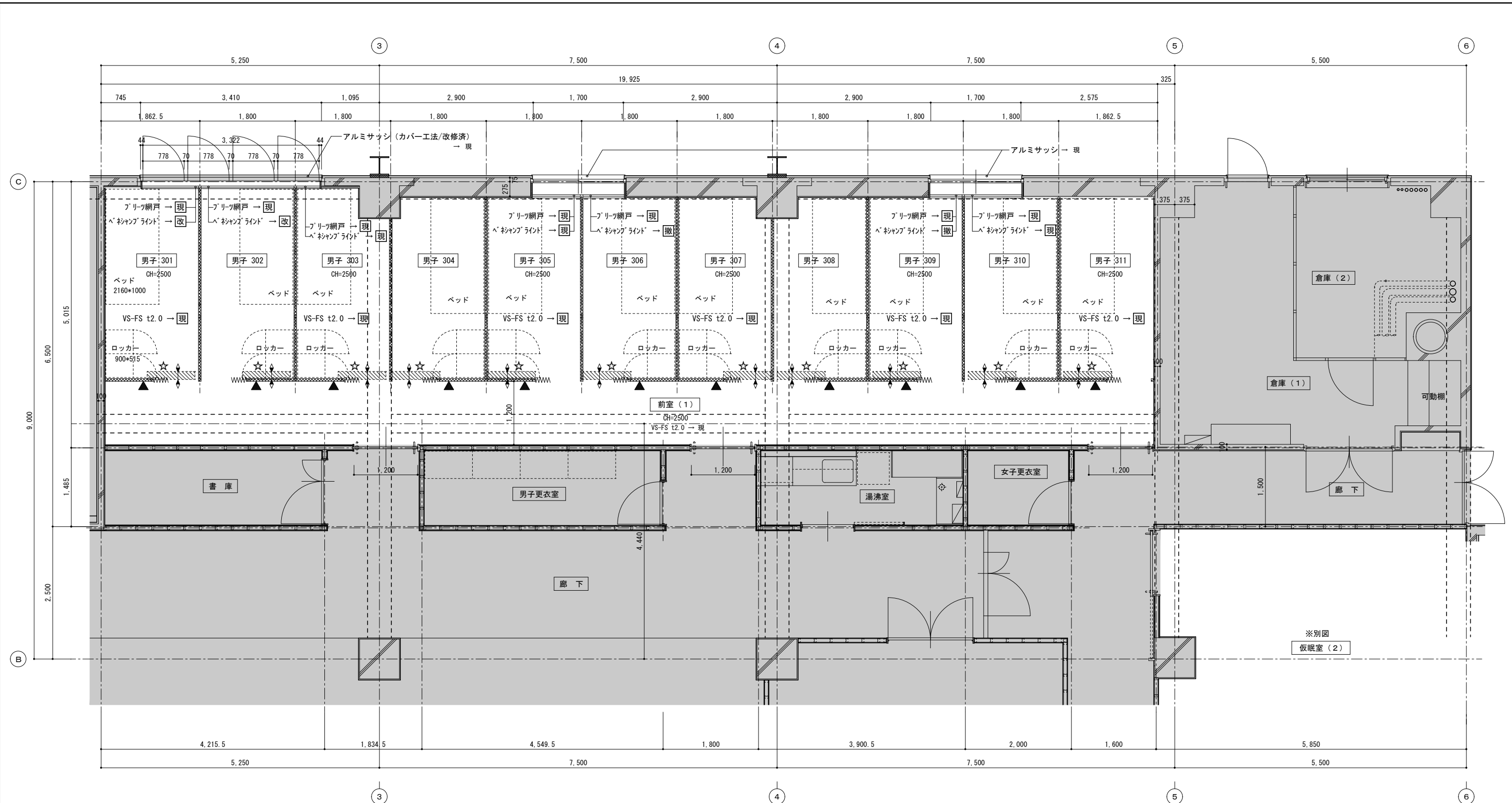


- 凡例
1. 新規 LGS 遮音壁を示す ※詳参：A41号図
 2. 柵埋込撤去部分、床同材で復旧 (W150×L900×t30)
 3. 既設部分を示す (工事対象外)

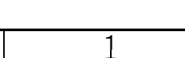
5. 新規遮へい壁を示す ※詳参：A40号図

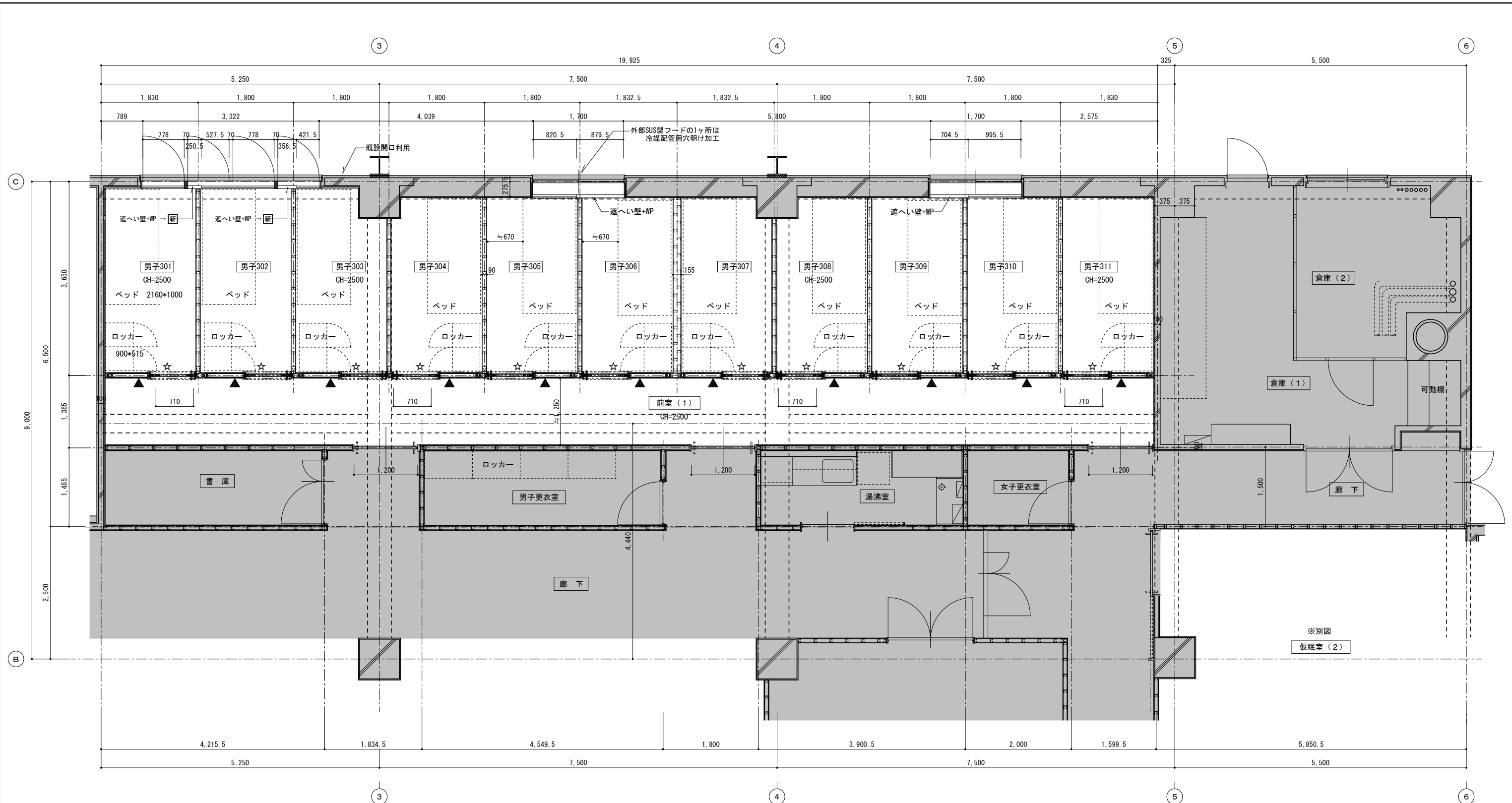
- 現 ……現状のまま
→撤 ……今回工事(既設撤去)を示す
→改 ……今回工事(既設改修)を示す
→新 ……今回工事(新規)を示す

特記			担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
★：既存外壁貫通箇所を示す。			衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/50 (A3：70.7%)
				製図年月	図面名		図面No.
				2025. 4	〈改修後〉1階 平面詳細図		A19



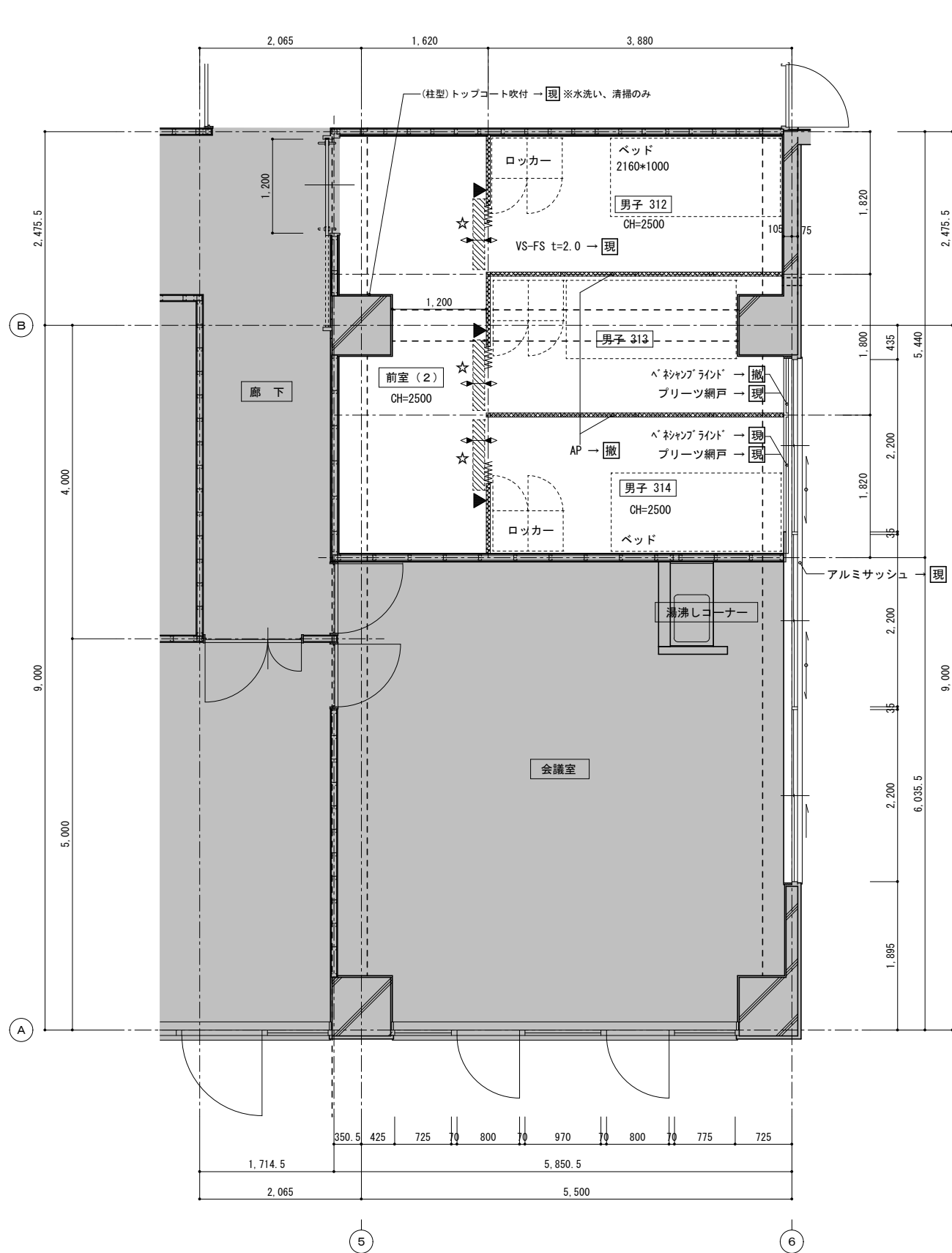
<改修前>3階 平面詳細図(1) S=1/50

■凡例 1.  NP →取り外し清掃 2.  壁・AP(アコーディオンカーテン共)の撤去範囲を示す 3.  沓摺埋込部分撤去の上、床同材で復旧 (W150×L900×t30) 4.  既設部分を示す (工事対象外) 5.  カッター入れ →  ……現状のまま →  ……今回工事(既設撤去)を示す →  ……今回工事(既設改修)を示す →  ……今回工事(新規)を示す		特記 ※ブラインドの再取付に際しては、現場実測の上必要な処置を施すこととする			担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事			1/50 (A3 : 70.7%)				
	製図年月	図面名			図面No.				
	2025. 4	<改修前>3階 平面詳細図(1)			A20				

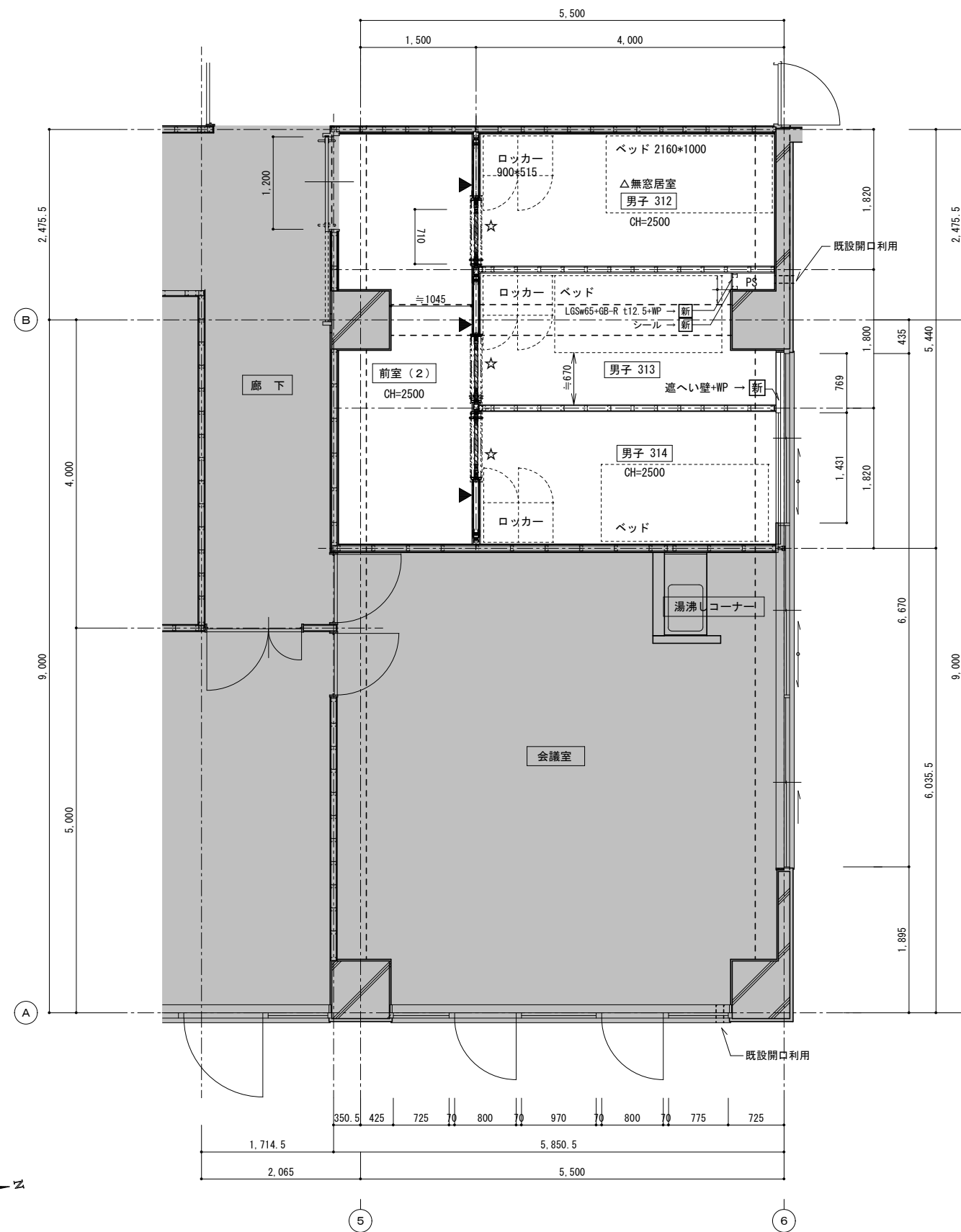


<改修後>3階 平面詳細図(1) S=1/50

■凡例 1. 新規LGS遮音壁を示す ※詳参：A41号図 2. 既存壁撤去部分、床同材で復旧 (W150*L900*t30) 3. 既設部分を示す (工事対象外) 4. 新設扉 5. 新規遮音壁を示す ※詳参：A40号図		→現 ……現状のまま →撤 ……今回工事(既設撤去)を示す →改 ……今回工事(既設改修)を示す →新 ……今回工事(新規)を示す	担当部署名 衣 浦 東 部 広 域 連 合		工事名(路線等の名称) 知立消防署仮眠室改修工事		縮尺 1/50 (A3 : 70.7%)
特記 ※ブラインドの再取付に際しては、現場実測の上必要な処置を施すこととする				製図年月 2025. 4	図面名 <改修後>3階 平面詳細図(1)	図面No. A21	



<改修前>3階 平面詳細図(2) S=1/50



<改修後>3階 平面詳細図(2) S=1/50

- 凡例
1. 壁・AP(アコーディオンカーテン共)の撤去範囲を示す
 2. 窓埋込部分撤去(W150*L900*t30)
 3. 既設部分を示す(工事対象外)

5. 窓 窓取り入れ

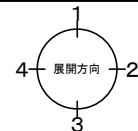
- 現 ……現状のまま
→ 撤 ……今回工事(既設撤去)を示す
→ 改 ……今回工事(既設改修)を示す
→ 新 ……今回工事(新規)を示す

- 凡例
1. NP→再取り付け
 2. 新規LGS遮音壁を示す ※詳参:A40号図
 3. 窓埋込部分撤去の上、床同材で復旧(W150*L900*t30)
 4. 既設部分を示す(工事対象外)

5. 窓 新規遮へい壁を示す ※詳参:A41号図

- 現 ……現状のまま
→ 撤 ……今回工事(既設撤去)を示す
→ 改 ……今回工事(既設改修)を示す
→ 新 ……今回工事(新規)を示す

特記 ※ブラインドの再取付に際しては、現場実測の上必要な処置を施すこととする



担当部署名
衣 浦 東 部 広 域 連 合

製図年月
2025. 4

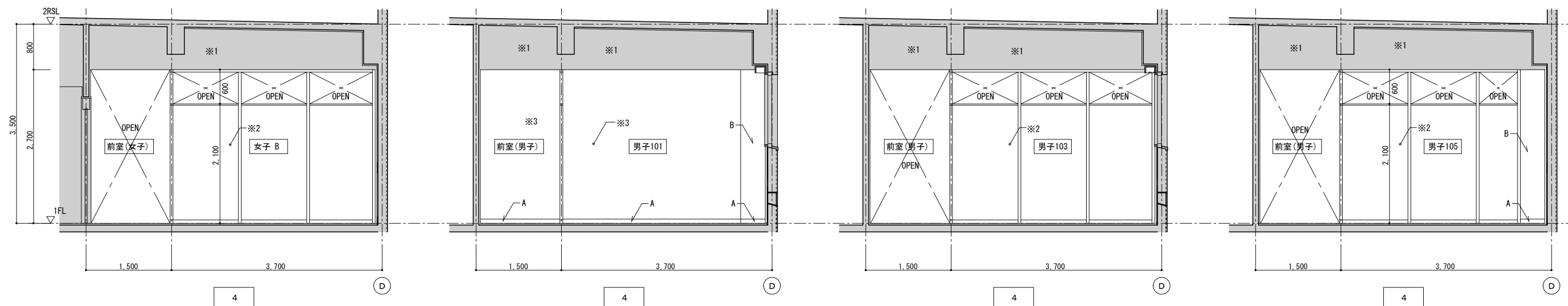
工事名(路線等の名称)
知立消防署仮眠室改修工事
図面名
<改修前、後>3階 平面詳細図(2)

縮尺
1/50 (A3: 70.7%)
図面No.
A22

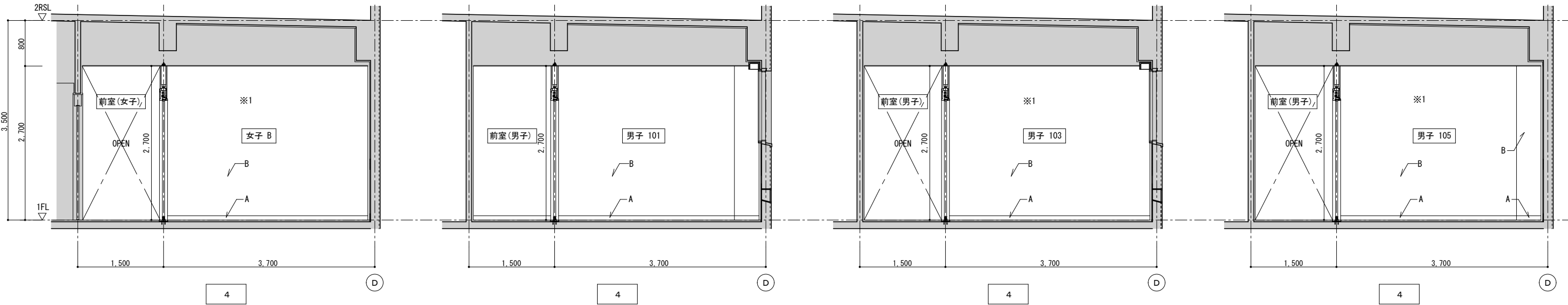
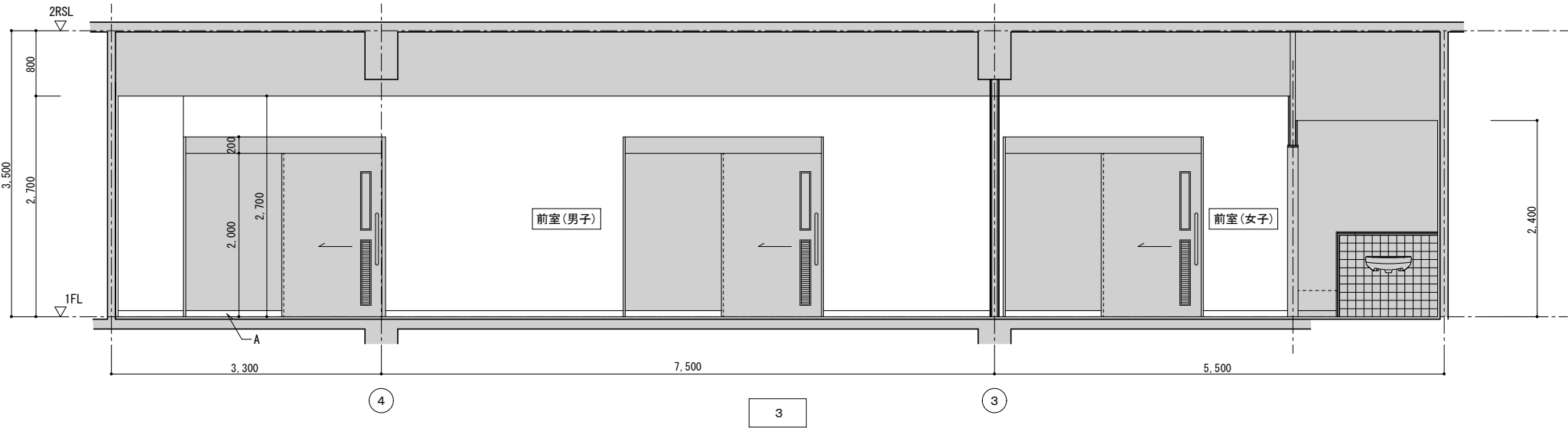
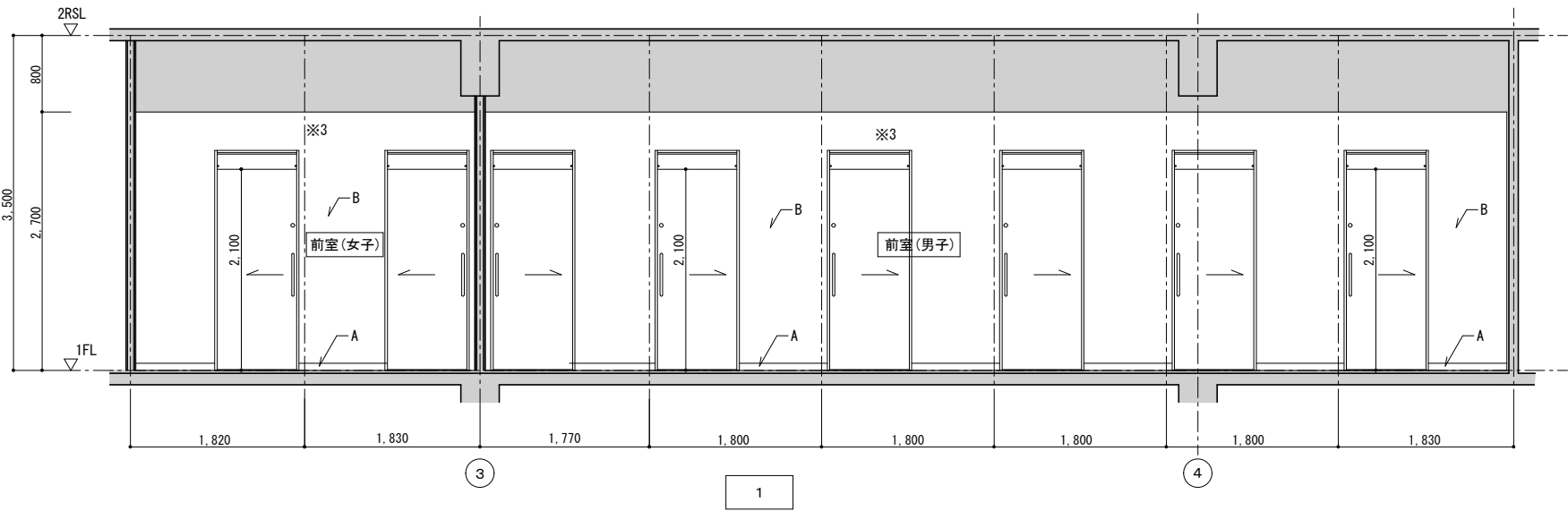




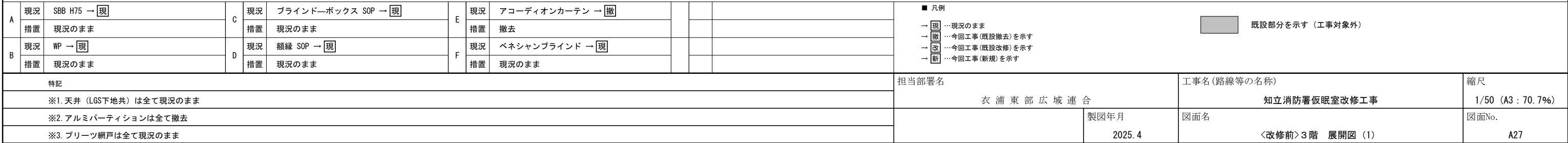
A	SBB H75 → 新	E		I		M		■凡例	
B	WP1-1 → 新	F	既設“シャングライト”	J		N		— 現 …現状のまま	既設部分を示す（工事対象外）
C		G		K		O		— 撤 …今回工事（既設撤去）を示す	
D		H	遮へい壁+WP1-1 → 新	L		P		— 改 …今回工事（既設改修）を示す	
								— 新 …今回工事（新規）を示す	
特記							担当部署名	工事名（路線等の名称）	縮尺
※1. 間仕切壁 (LGS W-65+GB-R t12.5 (+WP) +GW t50)							衣 浦 東 部 広 域 連 合	知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3 : 70.7%)
※2. 間仕切壁 (LGS W-65 (ダブル) +GB-R t12.5 (+WP) +GW t50)							製図年月	図面名	図面No.
※3. 開口部壁 (LGS W-65+GB-R t12.5+GB-R t9.5 (+WP) +GW t50)							2025. 4	<改修後> 1階 展開図 (1)	A24



A	現況	SBB H75 → 現	C	現況	ブラインドボックス SOP → 現	E	現況	アコーディオンカーテン → 撤					■凡例 → 現 …現況のまま → 撤 …今回工事（既設撤去）を示す → 改 …今回工事（既設改修）を示す → 新 …今回工事（新規）を示す	既設部分を示す（工事対象外）		
	措置	現況のまま		措置	現況のまま		措置	撤去								
B	現況	WP → 現	D	現況	額縁 SOP → 現											
	措置	現況のまま		措置	現況のまま											
特記													担当部署名	工事名（路線等の名称）	縮尺	
※1.天井（LGS下地共）は全て現況のまま													衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50（A3：70.7%）
※2.アルミパーティションは全て撤去														製図年月	図面名	図面No.
※3.間仕切壁：LGS PB t9.5+12.5+WPは現況のまま																

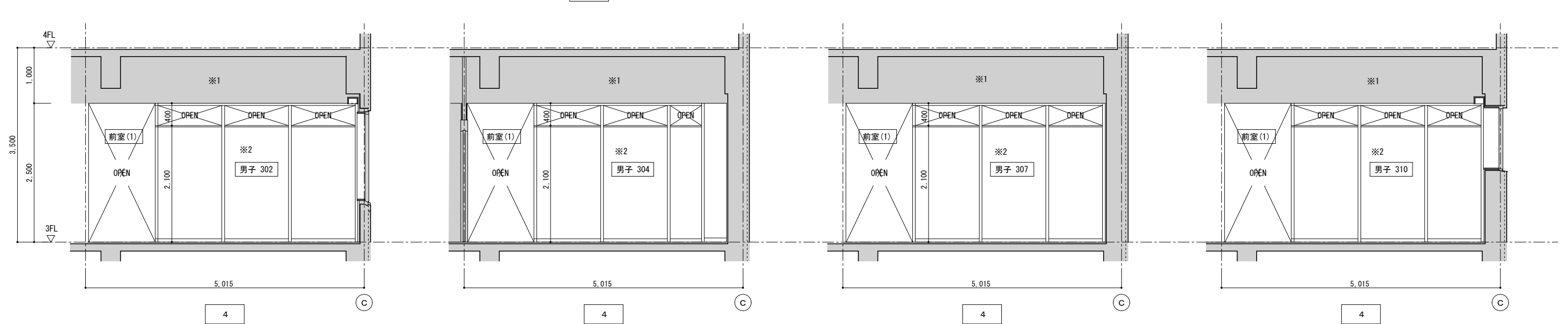


A	SBB H75 → 新	E		I		M		■凡例 —現 …現状のまま —撤 …今回工事(既設撤去)を示す —改 …今回工事(既設改修)を示す —新 …今回工事(新規)を示す 既設部分を示す(工事対象外)
---	--------------------------	---	--	---	--	---	--	---



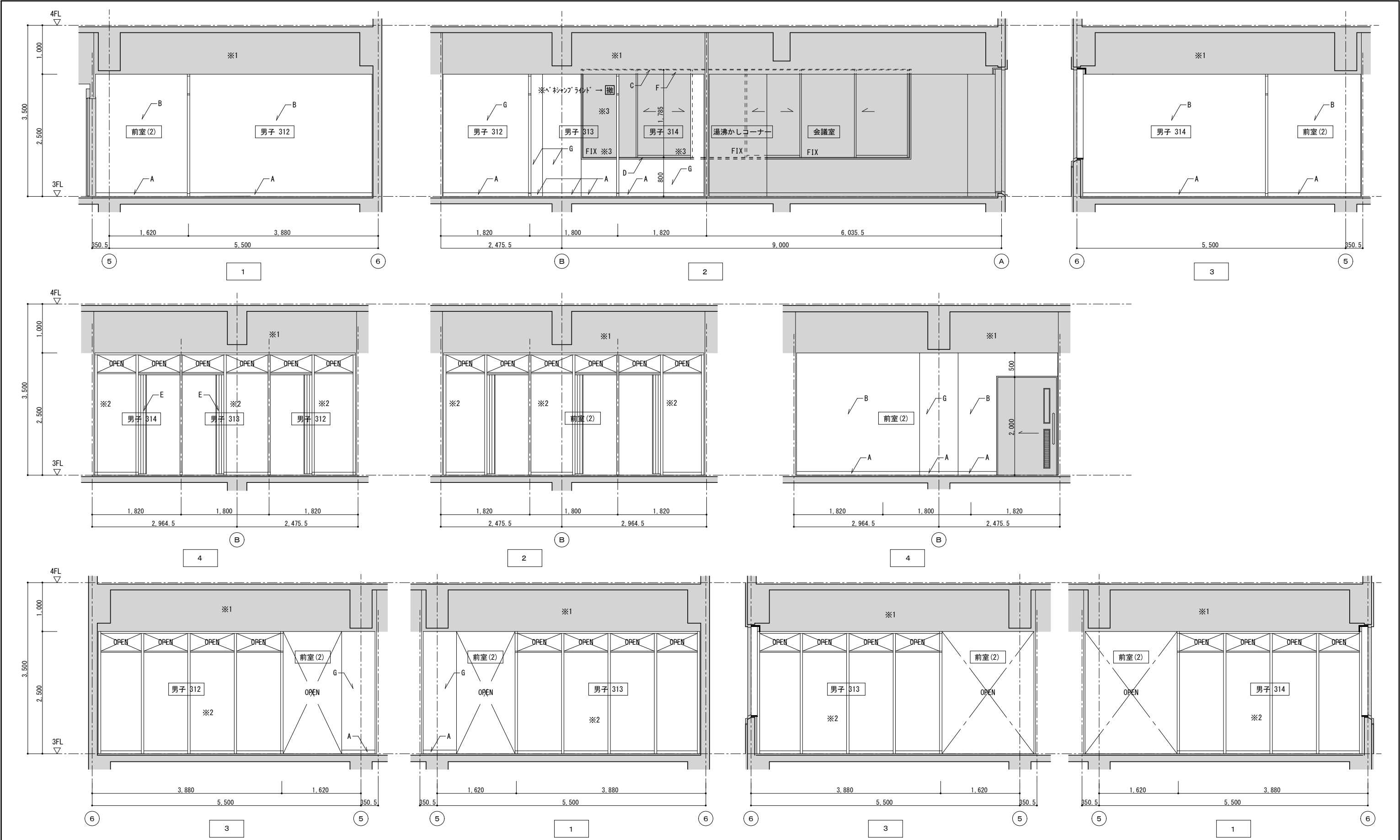


A	SBB H75 → 新	E		I	木製枠 SOP → 新	M		■凡例 一現 …現状のまま 一撤 …今回工事 (既設撤去) を示す 一改 …今回工事 (既設改修) を示す 一新 …今回工事 (新規) を示す 既設部分を示す (工事対象外)
---	--------------------------	---	--	---	--------------------------	---	--	--



A	現況	SBB H75 → 撤	C	現況	E	現況	アコーディオンカーテン → 現						■凡例 → 現 …現況のまま → 撤 …今回工事（既設撤去）を示す → 改 …今回工事（既設改修）を示す → 新 …今回工事（新規）を示す 既設部分を示す（工事対象外）				
	措置	撤去		措置		現況のまま											
B	現況	WP → 現	D	現況													
	措置	現況のまま		措置													
特記												担当部署名		工事名（路線等の名称）		縮尺	
※1. 天井（LGS下地共）は全て現況のまま												衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/50（A3：70.7%）	
※2. アルミパーティションは全て撤去														図面名		図面No.	
												製図年月 2025. 4		〈改修前〉3階 展開図（2）		A29	



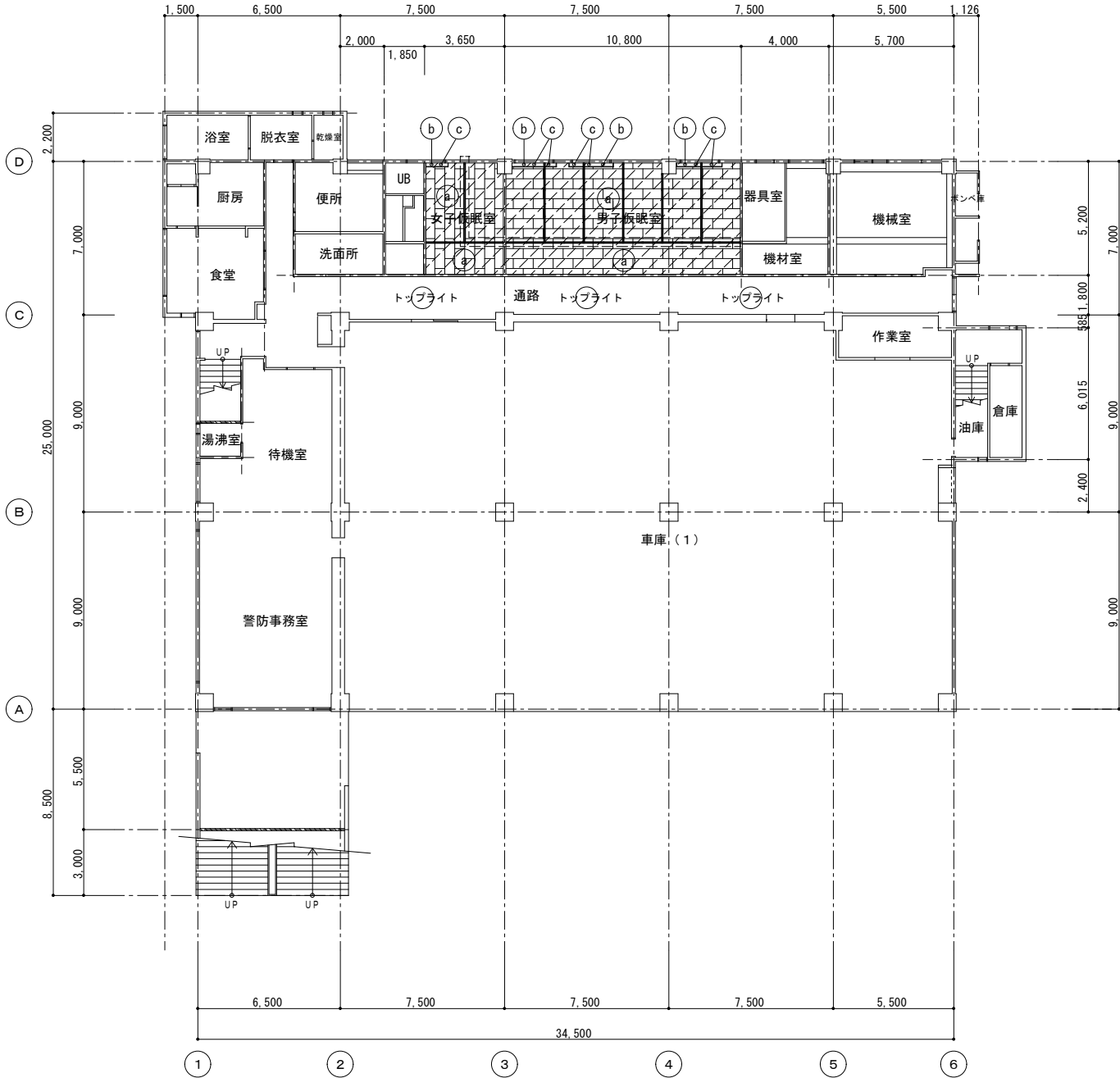


A	現況	SBB H75 → 現	C	現況	ブラインドボックス SOP → 現	E	現況	アコーディオンカーテン → 撤	G	現況	トップコート → 現	■凡例 現…現況のまま 撤…今回工事（既設撤去）を示す 改…今回工事（既設改修）を示す 新…今回工事（新規）を示す 既設部分を示す（工事対象外）			
	措置	現況のまま		措置	現況のまま		措置	撤去		措置	現況のまま				
B	現況	WP → 現	D	現況	額縁 SOP → 現	F	現況	ベネシャンブラインド → 現	H	現況					
	措置	現況のまま		措置	現況のまま		措置	現況のまま		措置					
特記											担当部署名		工事名（路線等の名称）		縮尺
※1. 天井（LGS下地共）は全て現況のまま											衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/50（A3：70.7%）
※2. アルミパーティションは全て撤去													図面名		図面No.
※3. ブリーツ網戸は全て現況のまま											2025. 4		<改修前>3階 展開図（3）		A31

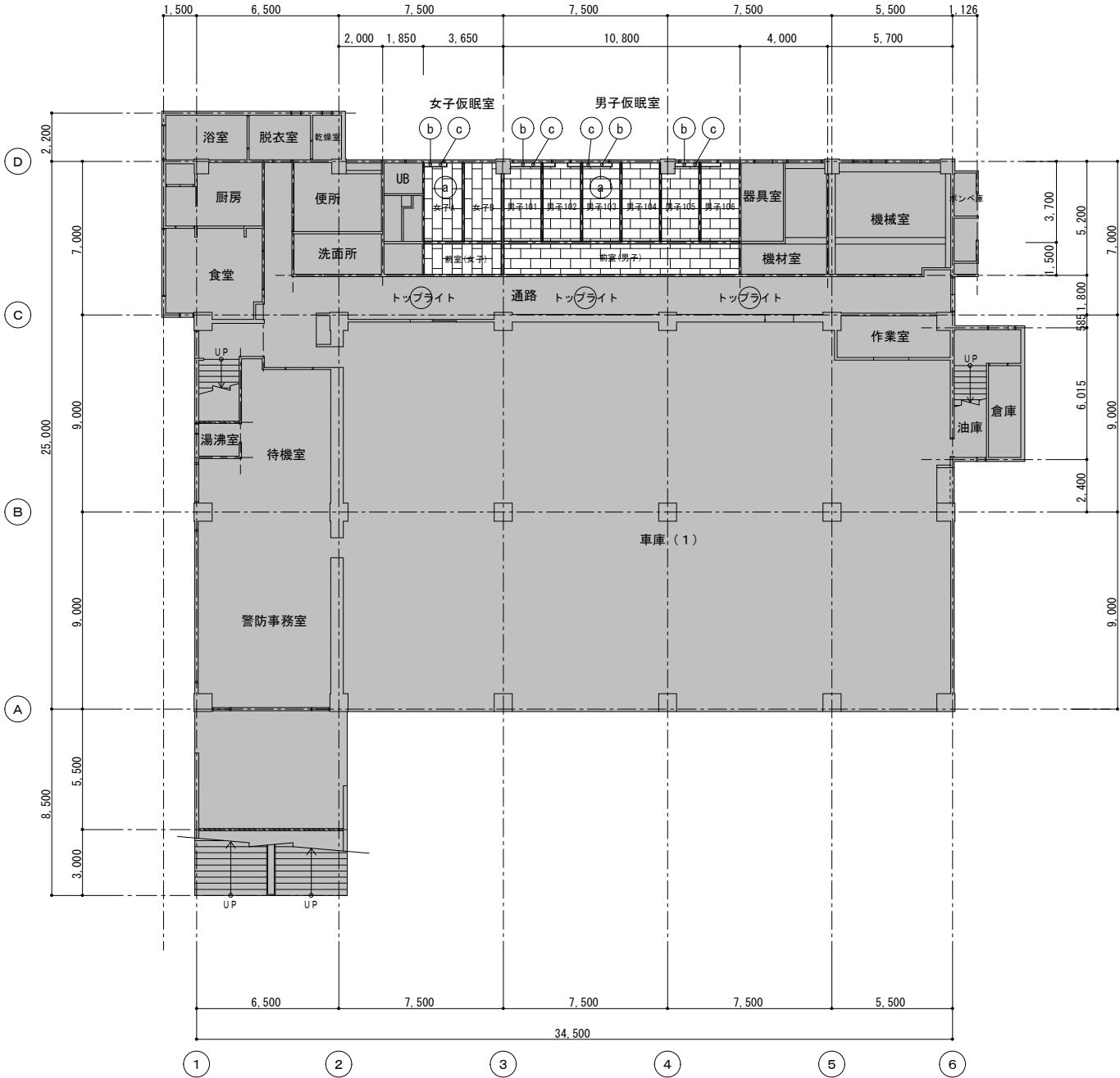


A	SBB H75 → 新	E		I		M		■凡例 → 現 ……現況のまま → 撤 ……今回工事(既設撤去)を示す → 改 ……今回工事(既設改修)を示す → 新 ……今回工事(新規)を示す 既設部分を示す(工事対象外)			
B	WP1-1 → 新	F	既設へ“ネシャン”ライト”	J		N					
C		G		K		O					
D		H	遮へい壁+WP1-1 → 新	L		P					
特記								担当部署名	工事名(路線等の名称)	縮尺	
※1. 間仕切壁(LGS W-65+GB-R t12.5(両面+WP)+GW t50)								衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3 : 70.7%)
※2. 間仕切壁(LGS W-65 (ダブル) +GB-R t12.5 (両面+WP) +GW t50)								製図年月		図面名	図面No.
※3. 開口部壁(LGS W-65+GB-R t12.5+GB-R t9.5+GW t50)								2025. 4		<改修後>3階 展開図 (3)	A32

a	現況	GB-D(T) t=9.5	廻り子	現況	塩ビ製	a	GB-D(T) t=9.5	廻り子	塩ビ製
	措置	そのまま		措置	そのまま		そのまま		そのまま
b	現況	ブラインドボックス 木製SOP		現況		b	ブラインドボックス		
	措置	そのまま		措置			そのまま		
c	現況	ベネシャンブラインド		現況		c	既設ベネシャンブラインド		
	措置	現況のまま、一部撤去		措置			そのまま		



<改修前> 1階 天井伏図 S=1/200



<改修後> 1階 天井伏図 S=1/200

■凡例

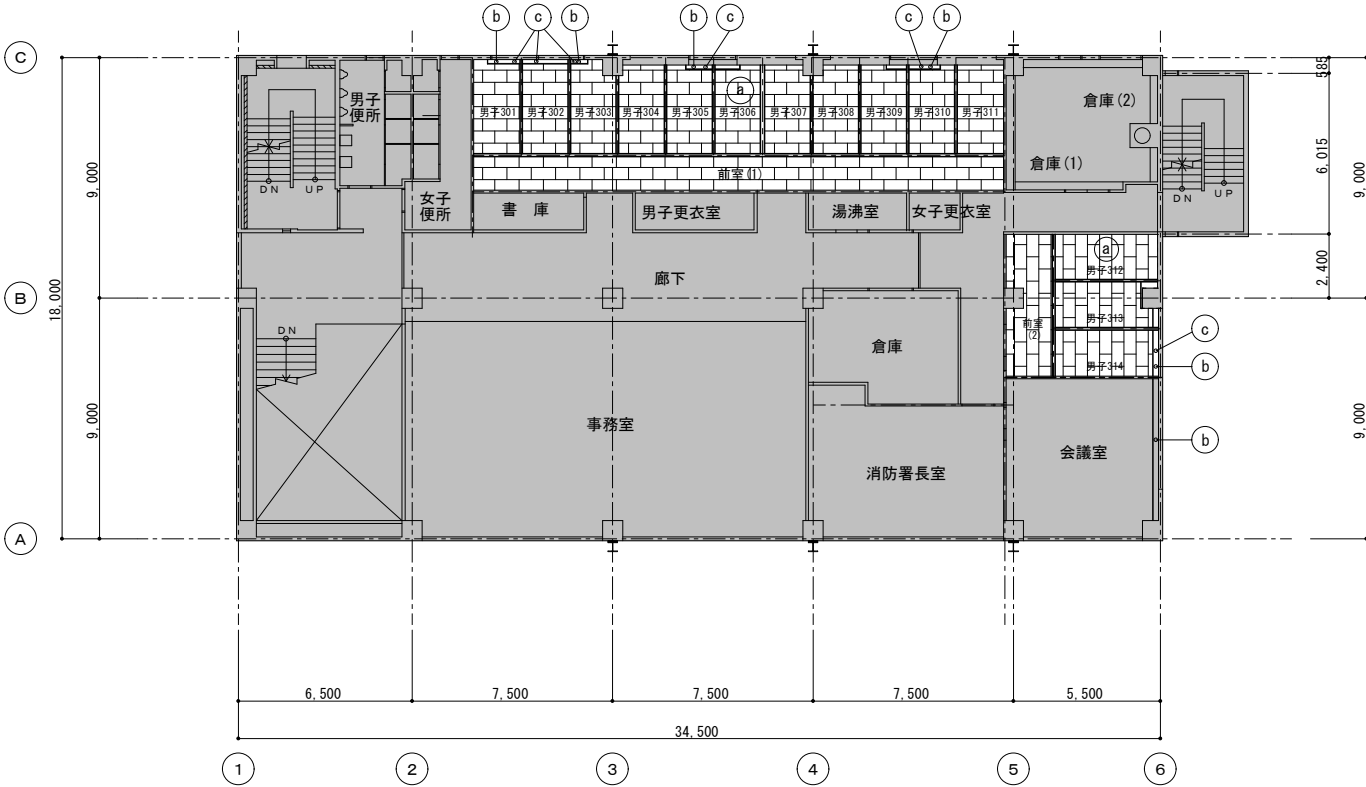
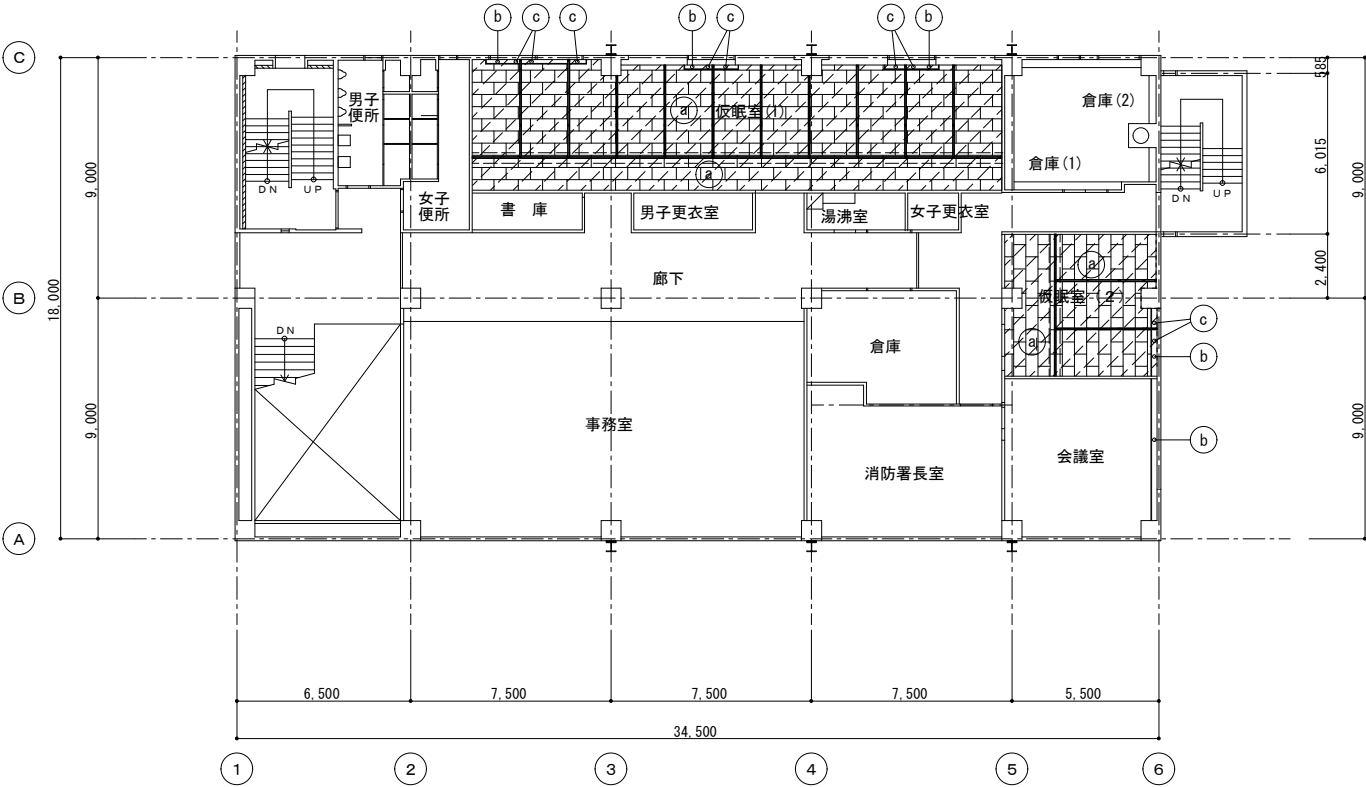
1. 改修範囲を示す : 既設天井材一時取外し再取付
2. 天井点検口 アルミ枠450角 1階3ヶ所 → 現況のまま

■凡例

1. 既設部分を示す (工事対象外)
2. 天井点検口 アルミ枠450角 1階11ヶ所 → 3ヶ所既設、8ヶ所新設 (位置は現場指示とする。)

特記			担当部署名	工事名(路線等の名称)	縮尺	
	※既設天井材長手方向に壁を設ける場合は既設天井材取外しの上、必要な補強を行った後、天井材を復旧する。但し下地材が確認できた場合は、この限りではない。		衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/200(A3：70.7%)
	※既設空調換気機器撤去跡(機械設備)は下地共天井材を復旧する。			製図年月	図面名	図面No.
			2025. 4	<改修前、後> 1 階 天 井 伏 図		A33

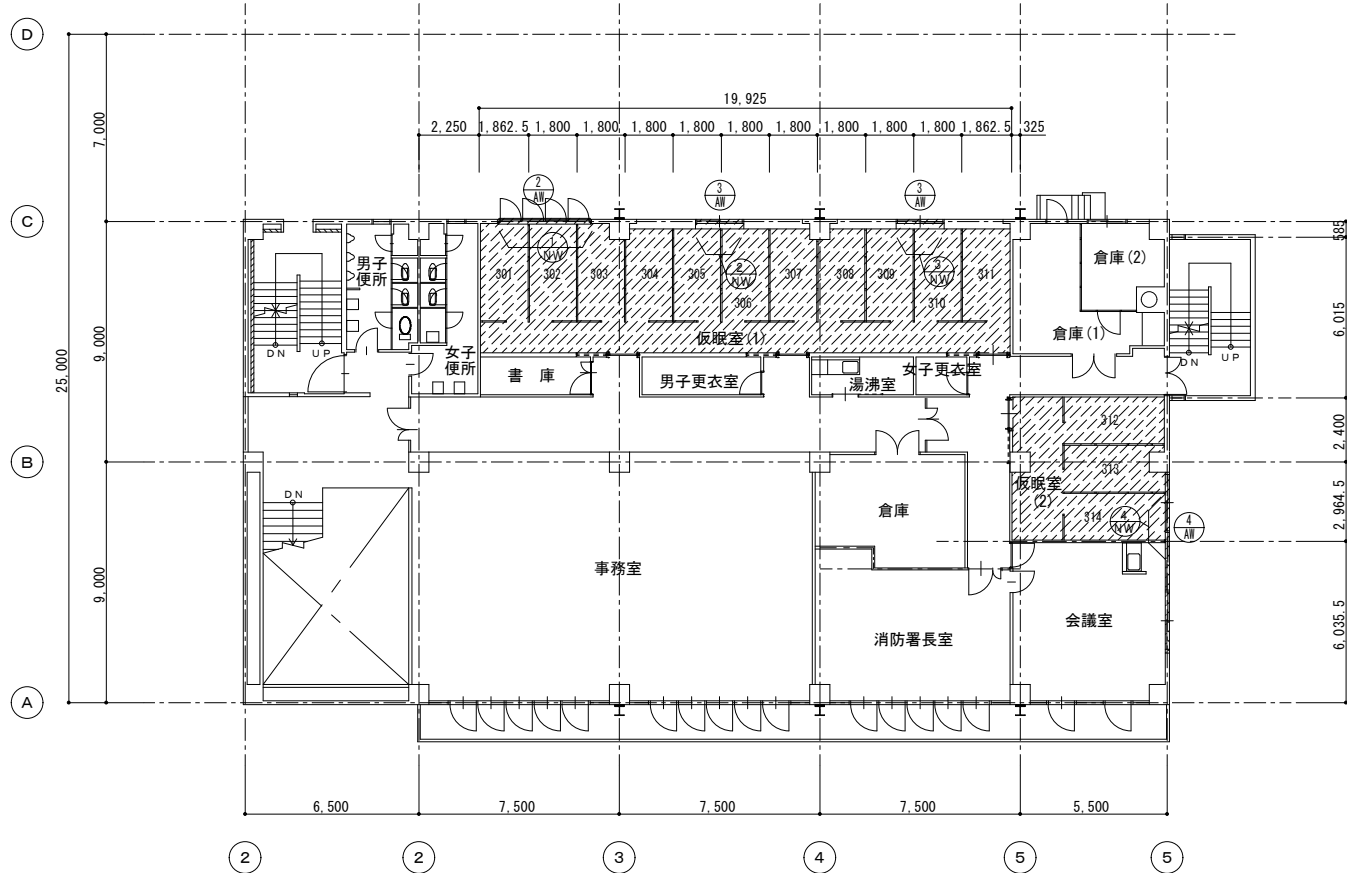
a	現況	GB-D(T) t=9.5	廻り子	現況	塩ビ製	a	GB-D(T) t=9.5	廻り子	塩ビ製
	措置	そのまま		措置	そのまま		そのまま		そのまま
b	現況	ブラインドボックス 木製SOP		現況		b	ブラインドボックス		
	措置	そのまま		措置			そのまま		
c	現況	ベネシャンブラインド		現況		c	ベネシャンブラインド		
	措置	現況のまま、一部撤去、一部取り外し、再取付		措置			そのまま		



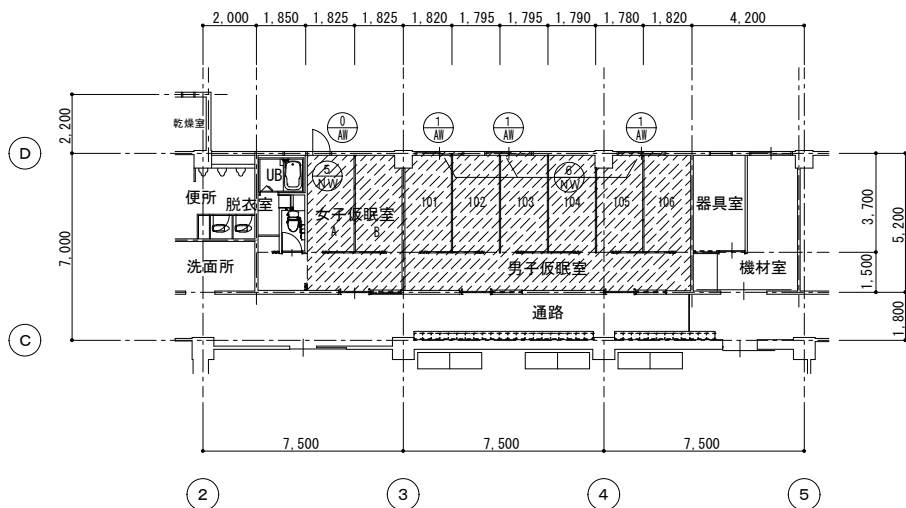
- 凡例
1. 改修範囲を示す
2. 天井点検口 アルミ枠450角 3階5ヶ所 → 現況のまま
- : 既設天井材一時取外し再取付

- 凡例
1. 既設部分を示す (工事対象外)
2. 天井点検口 アルミ枠450角 3階19ヶ所 → 3ヶ所既設、16ヶ所新設 (位置は現場指示とする。)

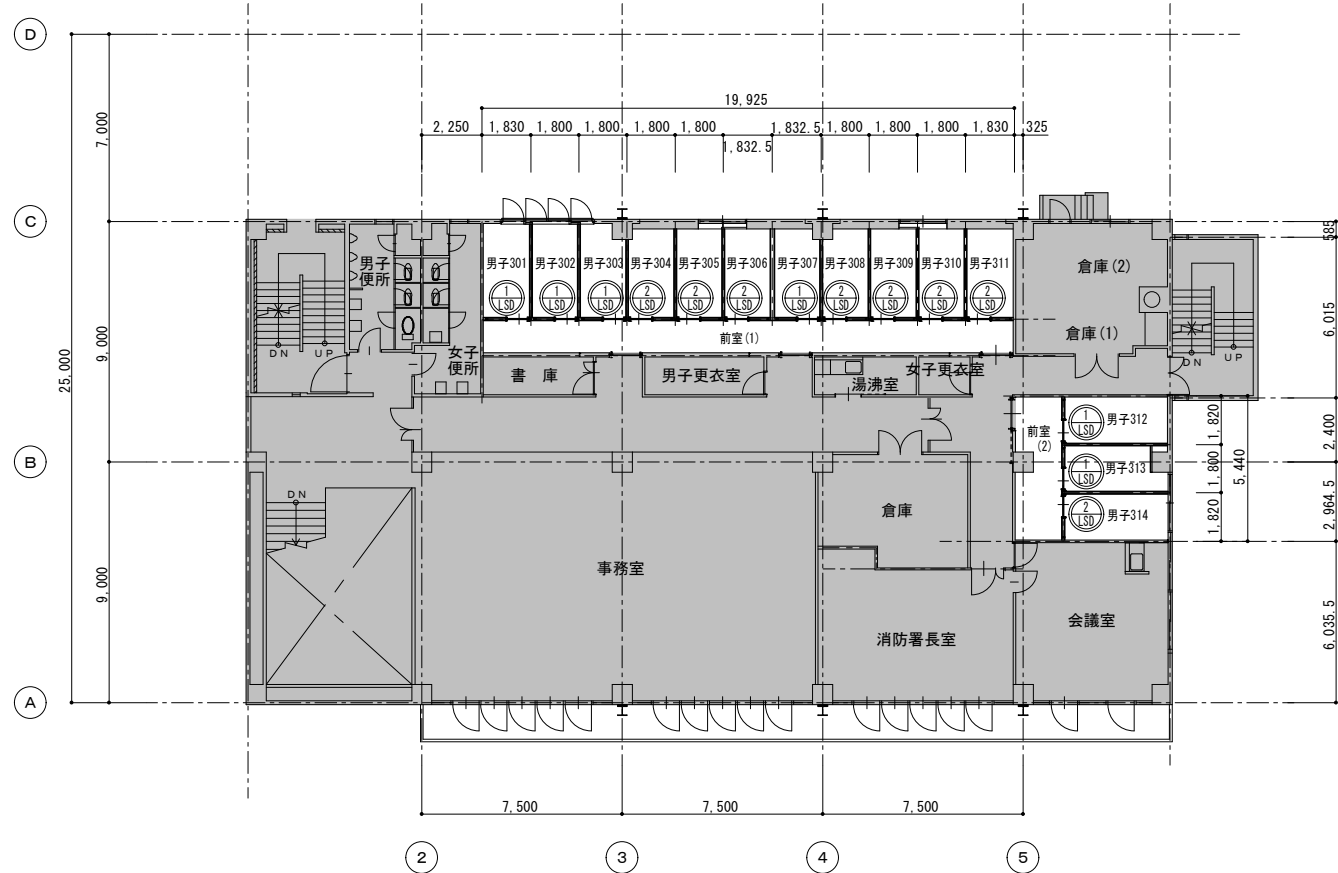
特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/200 (A3 : 70.7%)
	※既設天井材長手方向に壁を設ける場合は既設天井材取外しの上、必要な補強を行った後、天井材を復旧する。但し下地材が確認できた場合は、この限りではない。		図面名		図面No.
	※既設空調換気機器撤去跡(機械設備工事)は下地共天井材を復旧する。		製図年月		
			2025. 4		
			<改修前、後>3階 天井伏図		A34



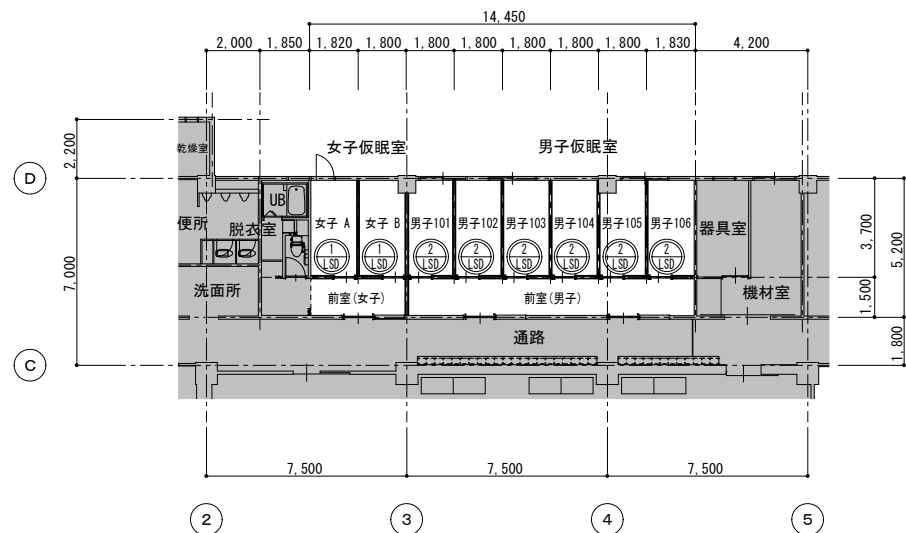
<改修前>3階 平面図 S=1/200



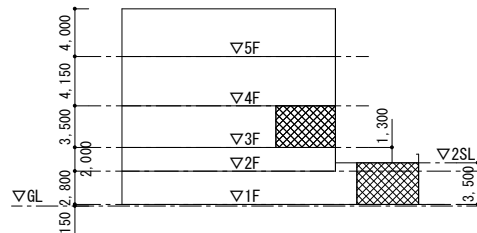
<改修前>1階 平面図 S=1/200



<改修後>3階 平面図 S=1/200



<改修後>1階 平面図 S=1/200



略断面図 1/450

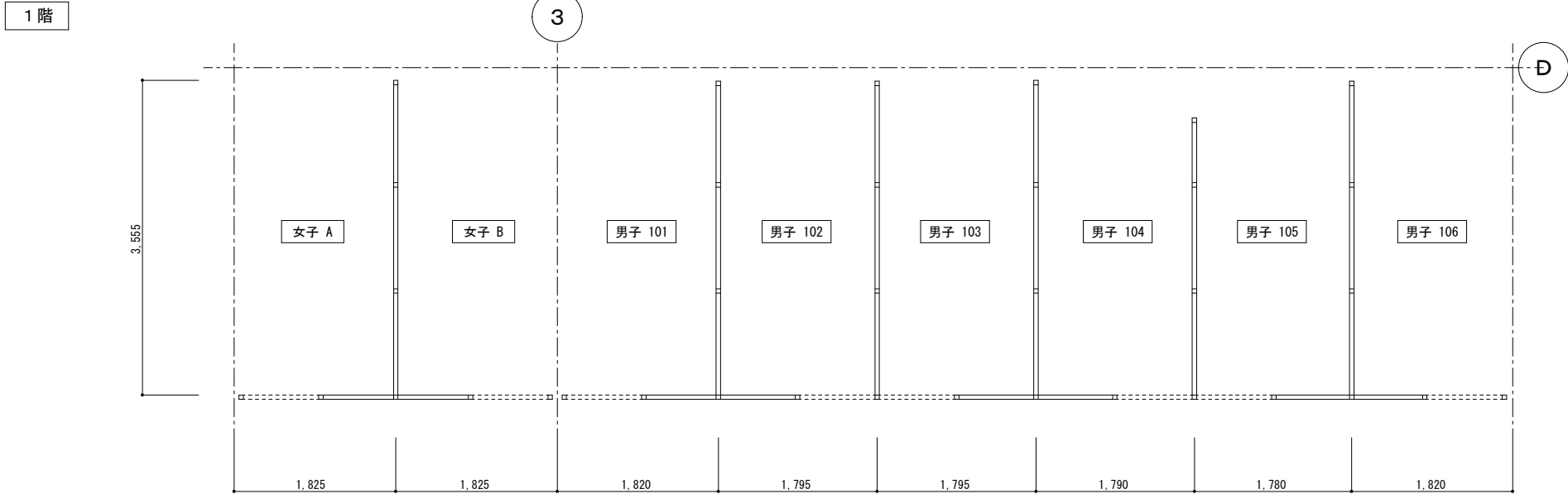
- 凡例
1. 改修範囲を示す
 2. は、ブリーツ網戸（7mm枠付、サッシ縁部部屋内側に取り付け。）既設を示す。全て現況のまま。

- 凡例
1. 工事範囲

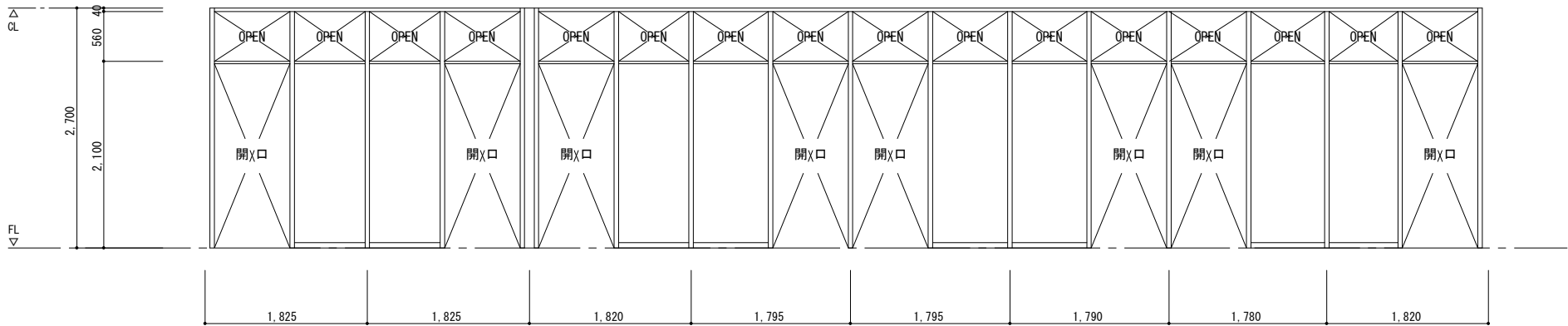
- 凡例
1. 既設部分を示す（工事対象外）
 2. は、上吊片引き戸の新設を示す

特記	担当部署名	工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合	知立消防署仮眠室改修工事	1/200(A3 : 70. 7%)
	製図年月	図面名	図面No.
	2025. 4	<改修前、後>1、3階 建具位置図	A35

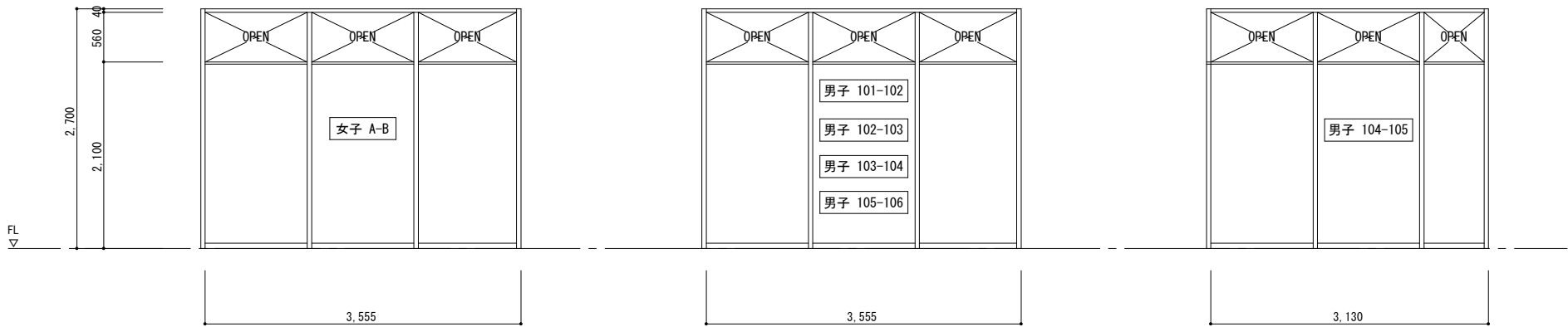
《既設》 建具表 1/50																																			
符 号		数 量		0 AW 1階女子A			1		1 AW 1階 男子101、102、103、105、106			3		2 AW 3階 男子301、302、303			1		3 AW 3階 男子305、306、309、310			2													
現 況		改 修 後																																	
				アルミ製二連引き違い窓				70		アルミ製二連引き違い窓				70		アルミ製四連縦にり出し窓				70		アルミ製二連引き違い窓				70									
				標準金物一式、アルミ水切り						標準金物一式、アルミ水切り						標準金物一式、AL製水切り						標準金物一式、アルミ水切り													
				アルマイト処理						アルマイト処理						アルマイト処理						アルマイト処理													
				TF t4.0						TF t4.0						TF t4.0						TF t4.0													
今回		改 修		現況のまま						現況のまま						現況のまま						現況のまま													
符 号		数 量		4 AW 3階 男子313、314、会議室								1																							
現 況		改 修 後																																	
				アルミ製引き込み窓														70																	
				標準金物一式、AL製水切り																															
				アルマイト処理																															
				TF t4.0																															
今回		改 修		※現況のまま																															
符 号		数 量		1 LSD 1階 女子A、B 3階 男子301、302、303、307、312、313				8		2 LSD 1階 男子101、102、103、104、105、106 3階 男子304、305、306、308、309、310、311、314				14																					
現 況		改 修 後																																	
				鋼製軽量ハンガードア (LGS壁内蔵型)				40		鋼製軽量ハンガードア (LGS壁内蔵型)				40																					
				取付金物一式						取付金物一式																									
				亜鉛メッキ鋼板t0.6 (焼付塗装仕上げ)						亜鉛メッキ鋼板t0.6 (焼付塗装仕上げ)																									
今回		改 修		新設						新設																									
〈改修項目凡例〉														担当部署名				工事名 (路線等の名称)				縮尺													
BB: ペネシャブラインド														衣 浦 東 部 広 域 連 合				知立消防署仮眠室改修工事				1/50 (A3 : 70.7%)													
FLG : フロートガラス TG : 強化ガラス FG : 型板ガラス TF : 強化型板ガラス																		製図年月		図面名				図面No.											
														2025. 4				〈改修前、後〉 建具表				A36													



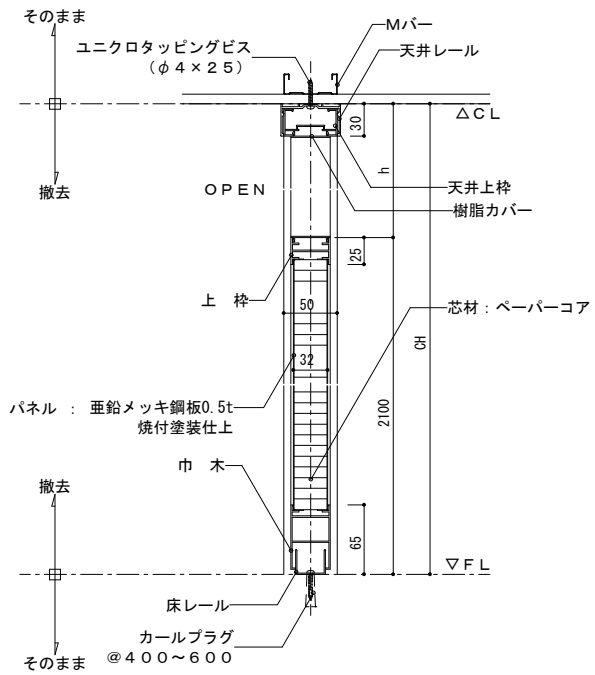
平面図 1/50



正面図 1/50



側面図 1/50

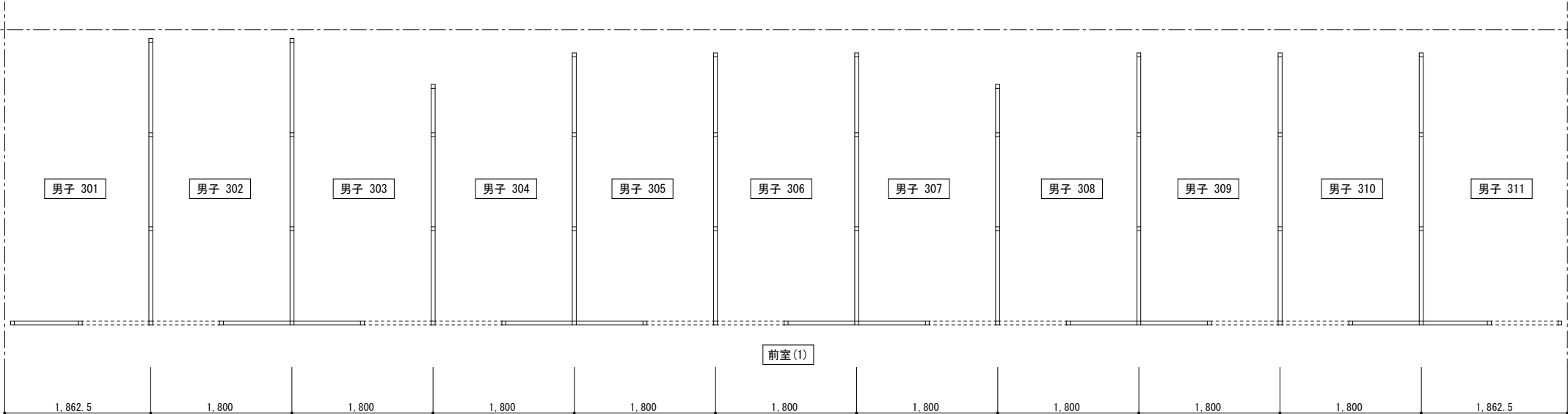
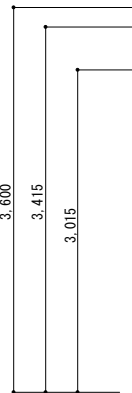


※床天井共撤去跡必要に応じ補修

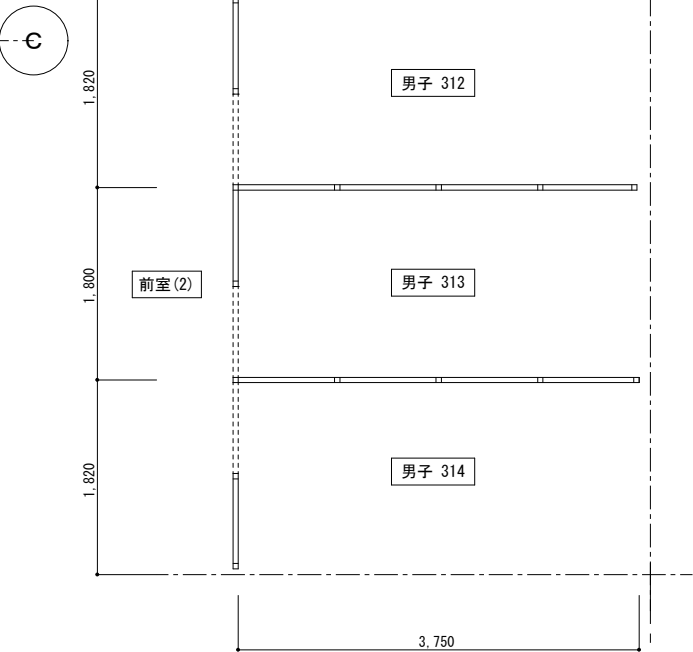
既設パーティション断面詳細図 1/5

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
アルミパーティション(アコーディオンカーテン他付属部品含む)は全て撤去	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3 : 70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025. 4		既設パーティション撤去図 (1)	A37

3 階

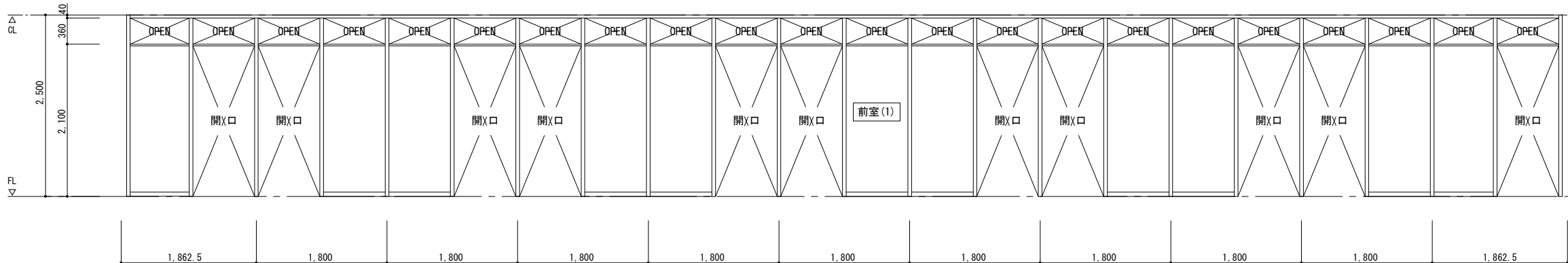


平面図 1/50

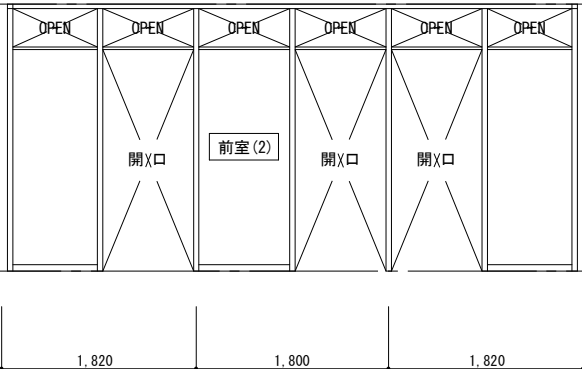


平面図 1/50

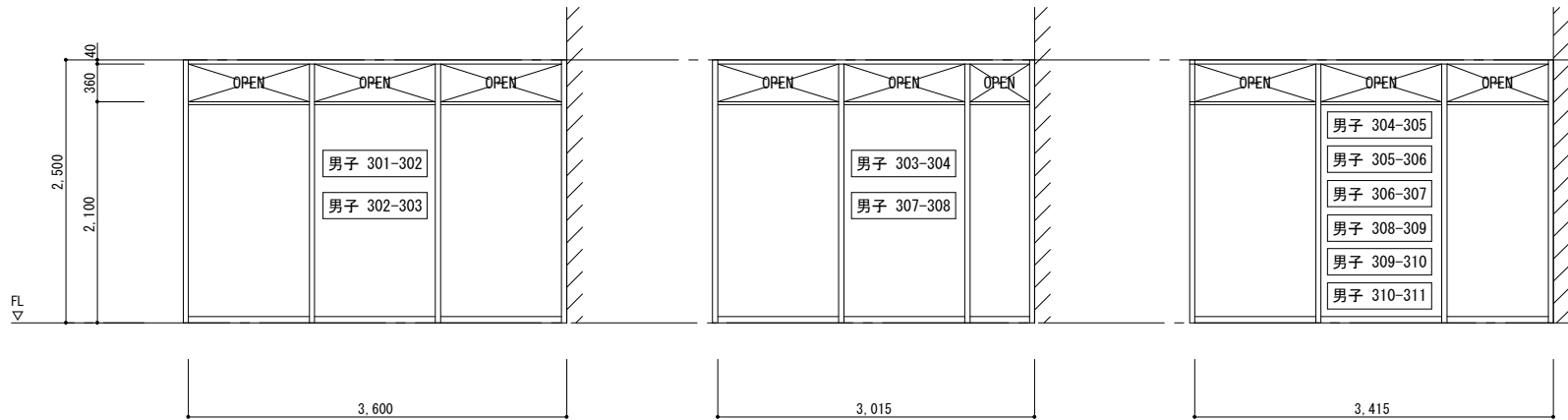
6



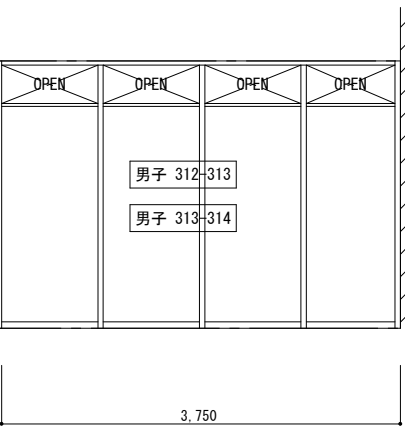
正面図 1/50



正面図 1/50

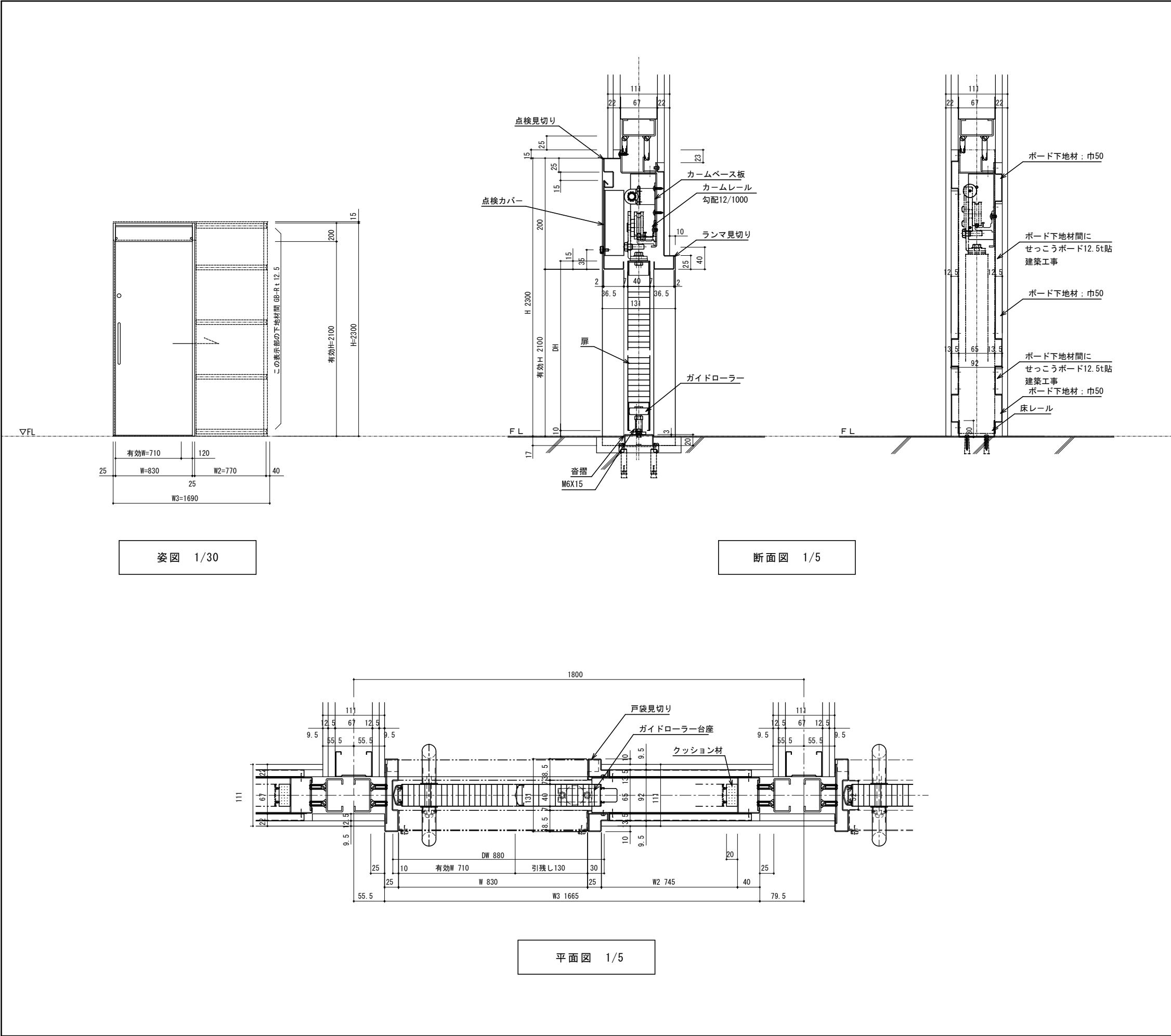


側面図 1/50



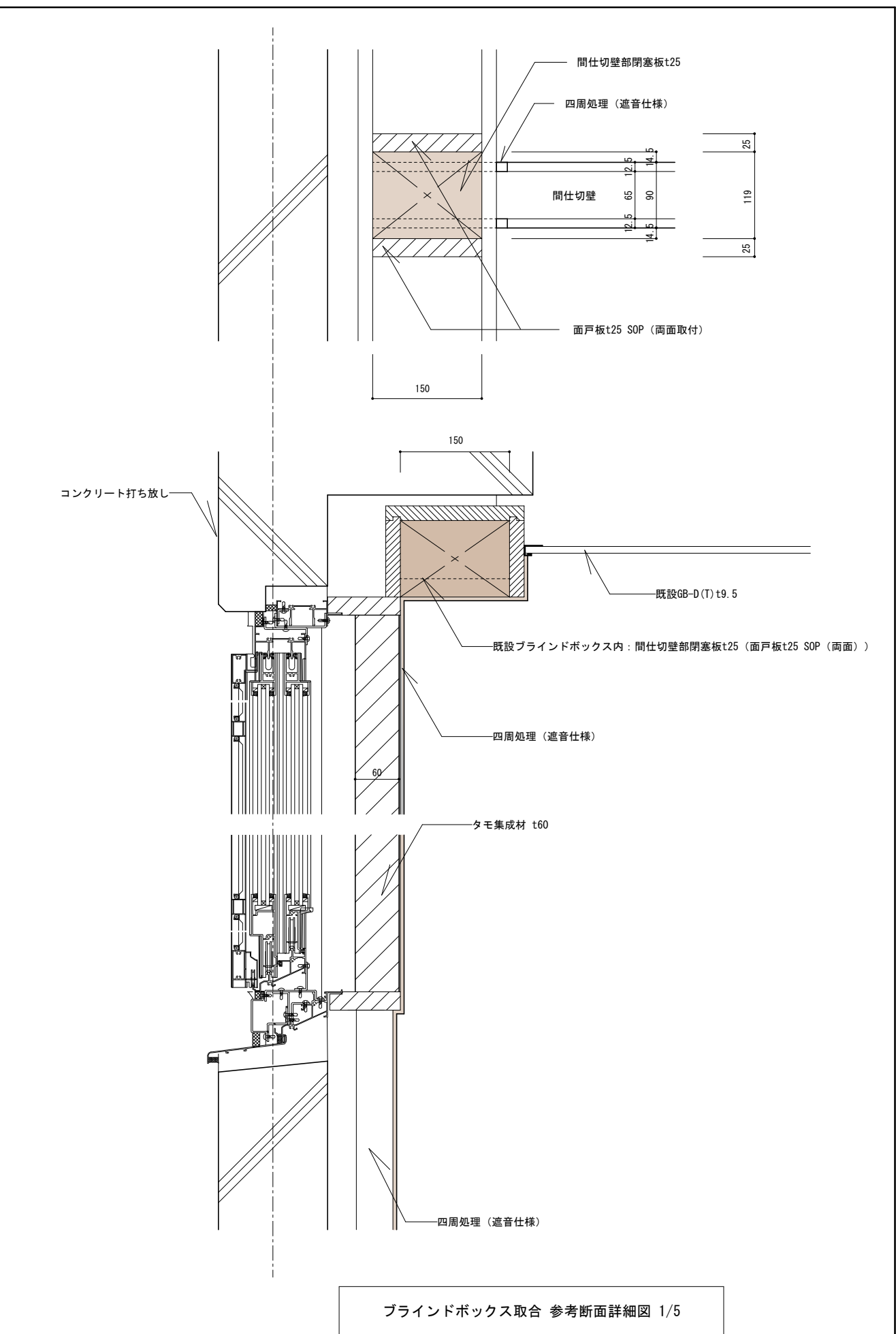
側面図 1/50

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	アルミパーティション(アコーディオンカーテン他付属部品含む)は全て撤去		衣 浦 東 部 広 域 連 合	1/50 (A3 : 70.7%)
			知立消防署仮眠室改修工事	図面No.
			製図年月	図面No.
			2025. 4	既設パーティション撤去図 (2)
				A38



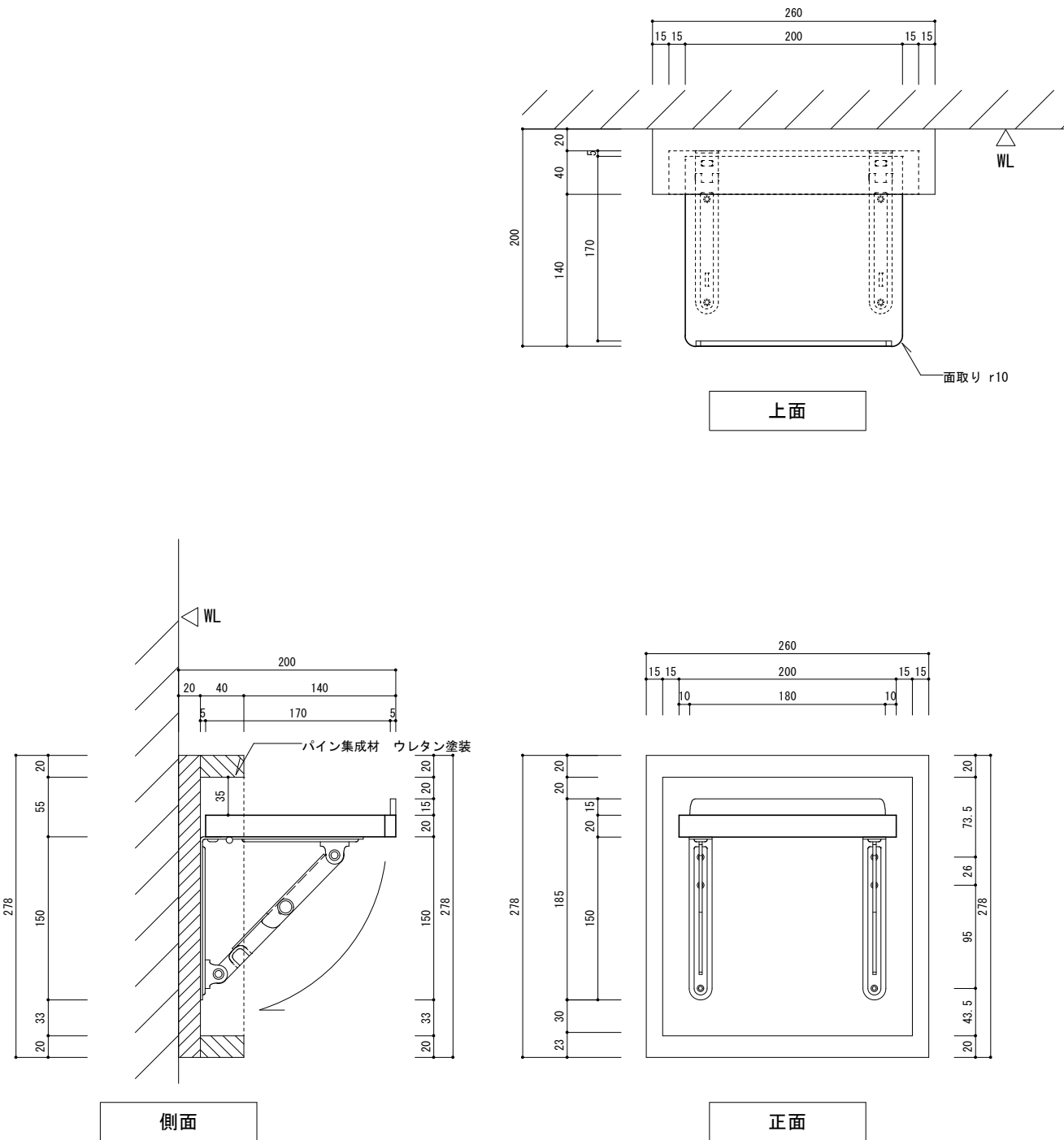
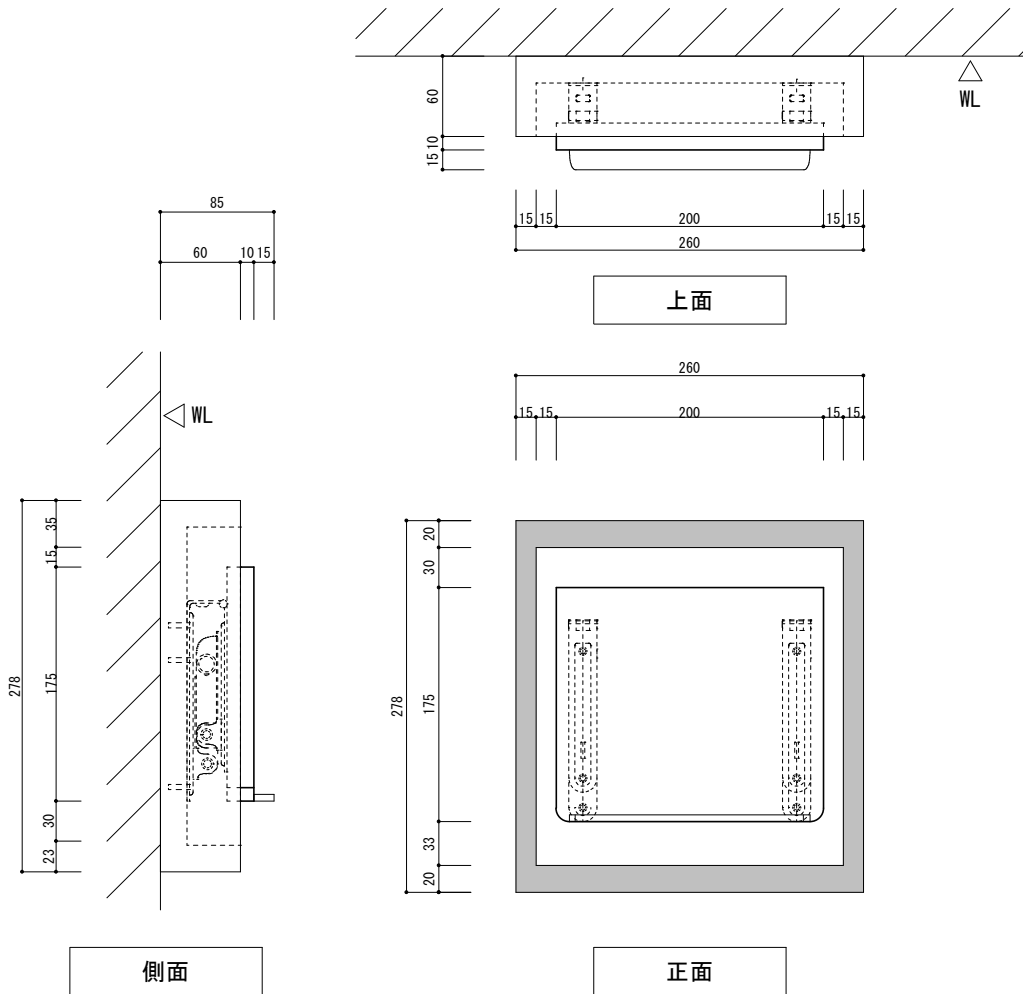
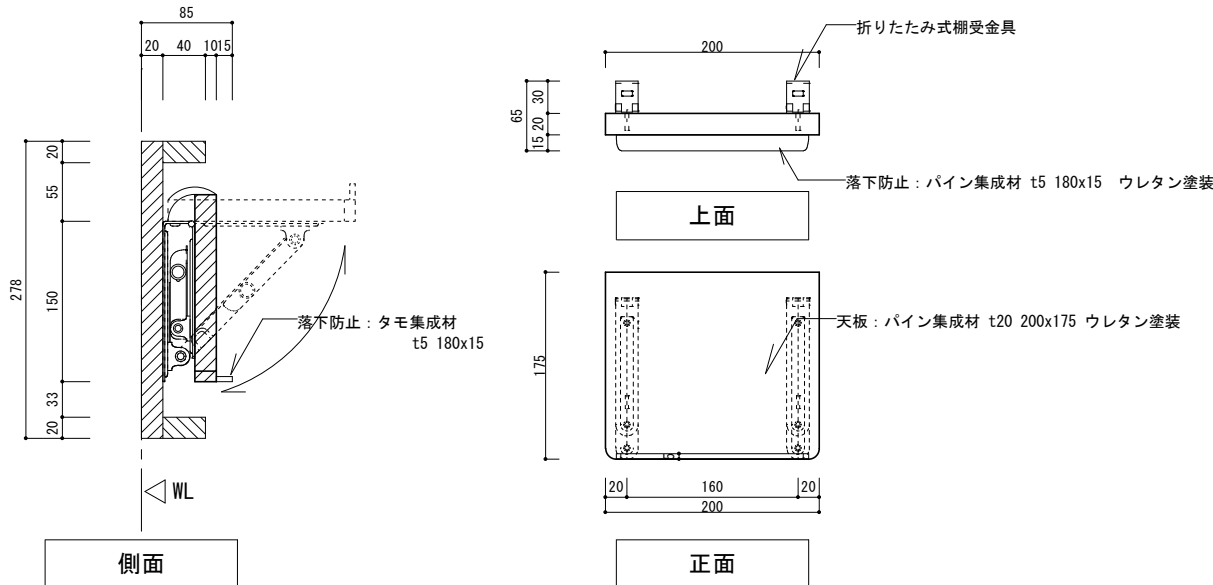
仕様		
項 目	部 材	材 料 (板厚mm)
駆動装置	駆動方式	傾斜レール 制御装置エアダンパ
	カムベース板	亜鉛めっき鋼板 2.3mm <防錆塗装仕上>
	カムレール	アルミ押出形材 <アルマイト処理仕上>
	ハンガー戸車	樹脂製戸車 ブラケットはめつき仕上
枠	先付け枠	亜鉛めっき鋼板 1.6mm <焼付塗装仕上>
	点検カバー・見切り材	亜鉛めっき鋼板 1.2mm <焼付塗装仕上>
	戸袋部ボード下地材	亜鉛めっき鋼板 1.2mm
扉	パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.6mm <焼付塗装仕上>
	芯 材	ペーパーコア
	フロントゴム	ポリ塩化ビニル <ブラック色>
金物	ロック	美和 POSTE錠/ゴール AD錠
	取 手	ステンレス鏡面ハンドルφ25 L=450
切窓 ガラリ	切窓・ガラリ	アルミ押出形材 <焼付塗装仕上>
	ガラス押え	ポリ塩化ビニル 対応ガラス厚3~6mm<グレー色>

特記		担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺 1/5、1/30 (A3 : 70.7%)	
小松ウォール：カムドア LGS壁内蔵タイプ		衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事			
三和シャッター：スムード LGS壁内蔵タイプ							
文化シャッター：カムスライダー LGS壁内蔵タイプ							
		製図年月		図面名		図面No.	
		2025. 4		鋼製軽量ハンガードア参考詳細図		A39	



特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
※ 既設サッシ位置は仮定のため、着手前に現場実測の事。	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/5 (A3 : 70.7%)
		製図年月	図面名	図面No.
		2025. 4	〈改修後〉遮音構造壁サッシ・ブラインドボックス取合詳細図	A40

男子 306_307 新設間仕切り壁 1/5		新設間仕切り壁 1/5	
特記		担当部署名	
※長手方向の間仕切り壁建込に際しては、天井下地の有無を確認の上、必要に応じ補強を行うこと。		衣 浦 東 部 広 域 連 合	
※LSD設置範囲はGB-Rt12.5+9.5(両面)WP1-1とする		製図年月	工事名(路線等の名称)
		2025. 4	知立消防署仮眠室改修工事
		図面名	縮尺
		遮音構造壁 詳細図	1/5 (A3 : 70.7%)
			図面No.
			A41

棚		1/4	額付き棚（開時）		棚		1/4	額付き棚（閉時）	
									
棚		1/5	棚天板						
備考	折りたたみ式棚受金具 150mm：田邊金属工業 TANNER 同等品以上				担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
					衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/4 , 1/5 (A3 : 70. 7%)
					製図年月		図面名		図面No.
					2025. 4		棚 詳細図		A42

項目		特記事項					備考					章	項目		特記事項					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1編	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 知立市契約規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 4) “ ” 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版） 5) “ ” 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 6) “ ” 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版） 7) “ ” 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 8) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 9) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 10) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 11) “ ” 建築物解体工事共通仕様書 12) 関係法令及び諸工事基準 13) 愛知県建築工事業品質管理要領 14) 知立市工事等監督要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書（指定資材を含む）によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。 * 公共建築工事標準仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書という。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。										【改修1.1.1】					第1章	* 工事写真	※受注者希望方式 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムに登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工時 監督職員の指示によりカラー撮影																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	1.1.2 用語の定義																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1.1.3 官公署その他への届出手続等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1編	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。										【改修1.1.4】					第1章	* 竣工写真 3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年3月26日改正）によるものとする。 * ※ 適用する ・ 適用しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・ 有（ ） ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・ 30日 ・ （ ） 休日（年末年始休暇及び夏期休暇） ・ 9日 ・ （ ） その他の作業不能日 ・ （ ）日 ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有（駐車場所： ※ 敷地内 ・ （ ）） ・ 無 4) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有（置場所： ※ 敷地内 ・ （ ）） ・ 無 5) その他（ ） * 週休2日制工事 1.3.9 発生材の処理等										【改修1.3.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1.1.7 関連工事等の調整																		【改修1.3.2】 【改修1.3.3】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
第1編		<table><thead><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="5">工事区分</th><th rowspan="2">備考</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="5">工事区分</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th></tr></thead><tbody><tr><td>設備スリーブ箱入</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>水槽・その他マンホール</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上用構造体補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厨房機器接続</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>化粧板及び鏡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天井・壁埋込器具切込補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天井下地共</td><td>突縁台設備接続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器基礎・防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>防水処理又は配管</td><td>ワイランド用受台</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器用アンカーボルト</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>機器類に伴うもの</td><td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>防火戸自閉装置及び</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>各間の配線</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>換気扇取付枠</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>同上壁までの電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建物内外配線配管ビッド差</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>排煙口開放装置</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建物内排水溝</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>排煙口手動開放装置</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>たて樋接続用横引管</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>消火栓組込発信器類及び取付</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>発電機用 冷却用給水排水</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>減圧水槽以降</td><td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 燃料用油配管</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>燃料小出槽以降</td><td>同上制御盤及び制御配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 通気管</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電動黒板・電動バリマスク</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ オイルタンク</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>への電源送り</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>動力制御盤及び配線</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>受水槽・高架水槽基礎</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自動制御盤及び配線</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>“ “ “ 架台</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自動制御盤への電源送り</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>天井・壁改め口</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ファンコイルへの電源送り</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>床・改め口</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>液面電極体リレー及び配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>汚水樹</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td>汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く</td></tr><tr><td>床排水金物</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>流し台排水金物</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>雑排水樹</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>“ 設備接続</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>雨水樹</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										項目	工事区分					備考	項目	工事区分					備考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入	※	※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				“ 防水処理	※						化粧板及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井下地共	突縁台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※						設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、							(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※						(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※					建物内外配線配管ビッド差	※						排煙口開放装置				※			建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※						たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※					“ 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※				“ 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※					“ オイルタンク		※					への電源送り							動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※						自動制御盤及び配線				※	※		“ “ “ 架台				※			自動制御盤への電源送り			※				天井・壁改め口		※					ファンコイルへの電源送り			※				床・改め口		※					液面電極体リレー及び配線			※				汚水樹				※		汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く	床排水金物				※								※		流し台排水金物		※					雑排水樹					※		“ 設備接続				※			雨水樹		※										第1章	* 撤去更新時の 7㎡等の取扱 * 分別収集 4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮	【改修1.9.1】 * 建設副産物														
	項目	工事区分					備考	項目	工事区分					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		建築	電気	管	空調	浄化槽			建築	電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
設備スリーブ箱入	※	※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
“ 防水処理	※						化粧板及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
天井・壁埋込器具切込補強	※					天井下地共	突縁台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建物内外配線配管ビッド差	※						排煙口開放装置				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
“ 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
“ 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
“ オイルタンク		※					への電源送り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
自動制御盤及び配線				※	※		“ “ “ 架台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
自動制御盤への電源送り			※				天井・壁改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ファンコイルへの電源送り			※				床・改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
液面電極体リレー及び配線			※				汚水樹				※		汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
床排水金物				※								※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
流し台排水金物		※					雑排水樹					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
“ 設備接続				※			雨水樹		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「知立市設計変更事務取扱要領」及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 ——(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)——										【改修1.1.8】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 ——なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械・器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。										【改修1.1.9】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第2編	2節 工事関係図書 2.1.1 実施工程表 2.1.2 工事の記録等	* 概成工期 ・ 有（ ）年 月 日 ※ 無 * 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等（建築）の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cais/densinohin.htmlを参照。) ——ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 (1) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で完了検査時に1部提出する。 (2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。										【改修1.2.4】					第2章	* 撤去更新時の 7㎡等の取扱 * 分別収集 4節 機器及び材料 1.4.1 環境への配慮	【改修1.9.1】 * 建設副産物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	* 情報共有システム	* 情報共有システムの試行 ——発注者指定方式 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
															知立消防署仮眠室改修工事										図面番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
															電気設備工事特記仕様書 1／6										E-01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
															衣浦東部広域連合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

項目		特記事項		備考	章	項目		特記事項		備考											
第1編 一般 共通事項	1.4.2 機材の品質等	1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>指定しない</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※ () * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 * 取外し後再使用する機材 ※ 図示による () 取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※ 図示による ()			施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				指定しない				指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicic/	第1編 一般 共通事項	* 施工体制 * 施工体制台帳	2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条） * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする。こと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： * 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクタ、ショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/00000334411.html）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等遵守させるものとする。 * 薬液注入工法 * 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達）による。 * 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管当局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中この制度を使用する者がある場合は、制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。 * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。））（※対象外工事）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕 ― 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕 ― () 〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。	
	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																	
				指定しない																	
				指定しない																	
	* 再生資源の利用の指定					* 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力															
	* 再生資源の利用の報告					* 請負代金内訳書等															
	【改修1.4.3】再使用機材																				
	5節 施工					* 騒音・振動対策															
	1.5.3 施工の検査等				【改修1.6.4】																
	1.5.7 化学物質の濃度測定				【改修1.6.8】																
6節 工事検査及び技術検査					* 排出ガス対策型建設機械																
1.6.2 技術検査				【改修1.10.2】	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱																
7節 完成図等				【改修1.11.1】 【改修1.11.3】	* 特定特殊自動車の燃料																
1.7.1 完成時の提出図書																					
1.7.2 完成図				【改修1.11.2】																	
【改修】7節 養生					* 契約後VE																
【1.7.1】養生範囲																					
【1.7.2】養生方法及び清掃																					
【改修】8節 撤去																					
【1.8.1】一般事項																					
【1.8.2】撤去作業の安全対策																					
【1.8.6】撤去後の補修及び復旧																					
その他					* CCUSの活用																
* 仮設																					
* 光熱水費																					
* 現場代理人等																					
* 火災保険等加入方法等																					
* 法定外の労災保険																					
* 事故報告																					
* 工事中の安全管理																					
* 工事の下請負																					

知立消防署仮眠室改修工事		図面番号 E-02
電気設備工事特記仕様書 2／6 縮尺 N S		
衣浦東部広域連合		

項 目		特 記 事 項		1.140以上		備 考		章 項 目		特 記 事 項		備 考		
第 1 編	【改修2.2.3】 仮設間仕切り	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所	* 受注者事務所（設ける場合）※ 構内（従業員宿舍除く）	・ 構外材料置場	※ 構内	・ 構外	ご迷惑をおかけします 〇〇工事をしています 令和〇年〇月〇日 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 延べ床面積 A= m 〇〇造 請負金額 円 発注者 知立市 〇〇部 〇〇課 電話 △△△△-△△-△△△△ 施工者 △△△△工務店株式会社 現場代理人 △△△△ 電話 △△△△-△△△△-△△△△	1.400以上	【改修2.3.1】	9節 O A 盤	* 端子盤部の通気口	・設置する（仕様）	・設置しない	・図示による
		* 建設工事名称板及び建設現場標識の設置	* 建設工事名称板	・ 設ける ※ 設けない	・他工事と共同設置	12節 制御盤				* 端子盤部の冷却用ファン	・設置する（仕様）	・設置しない	・図示による	
		* 仮設間仕切り種別	A 種	B 種	C 種	【改修 表2.2.3】				* 材質	※ 図示による	・ 鋼板	・ ステンレス鋼板	
		* 仮設扉	設置箇所	※ 図示による	・ （ ）	1.12.3 キャビネット				* 低圧用SPD	低圧用SPDクラスⅡの性能	※ 表1.12.19による	・ （ ）	・ 図示による
		* 仮設扉	設置箇所	※ 図示による	・ （ ）	1.12.6 器具類				低圧用SPDクラスⅠの性能	・ （ ）	・ 図示による		
		* 既存設備の使用	○可能	・ 不可（発電機等を使用）	・ （ ）	14節 電気自動車用充電装置				* 装置種別	・ 電気自動車用急速充電装置	・ 電気自動車用普通充電装置（定格電圧： ）		
		* 埋戻し土及び盛土	※ 根切り土の中の良質土	・ （ ）	・ 図示による	1.14.1 一般事項				* 材質	※ 図示による	・ 鋼板	・ ステンレス鋼板	
		* 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。	・ 有	・ 無	・ （ ）	1.14.3 キャビネット				* 定格直流電圧	・ （ ）	・ 図示による		
		* 建設発生土の有無	・ 有	・ 無	・ （ ）	1.14.4 電力変換装置				* 移報用の遠方監視用接続	・ 設ける	・ 設けない	・ 図示による	
		* 建設発生土の処理	・ 構外搬出（関係法令に従い適切に処理）	・ （ ）	・ （ ）	1.14.8 状態警報表示項目				* 発熱線	・ 第2種発熱線	・ 第4種発熱線	・ 図示による	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第4編	1.8.5 性能	* 低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示 ・行う ・行わない ・図示による	
	9節 機材の試験		
	1.9.1 試験	* キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない	
	2章 施工		
編	1節 据付け		
	2.1.1 キュービクル式配電盤等の据付け	* 水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	【改修2.2.1】
	2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け	* 水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	【改修2.2.2】
	2章 機材		
第4編	2節 交流無停電電源装置(UPS)		
	2.2.1 一般事項	* UPS ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式	
	2.2.7 性能	* 停電補償時間 () ・図示による 温度条件 ※ 25℃ ()	
	【改修】2節 据付け等	* 蓄電池の電解液の処理 ()	
編	2.2.4 機器の取外し、再利用		
	3節 電力平準化用蓄電装置		
	2.3.1 一般事項	* 電力平準機能 ・ピークカット機能 (・ (2)(7)(a)① ・ (2)(7)(a)②) ・ピークカット機能 (・ (2)(7)(b)① ・ (b)②)	
	2.3.5 電力平準化用蓄電池	* 電力水準化用蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 * 電力水準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・図示による () * 補機類 () ・図示による	
電力貯蔵設備	2.3.7 交直変換装置及び系統連系保護装置	* 交流出力電圧 ※ 図示による () * 出力電気方式 ※ 図示による ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式	
	2.3.8 計測、状態及び警報表示項目	* 遠方監視用接点 ・設けない ・設ける ・図示による	
	4節 分散電源エネルギーマネジメントシステム		
	2.4.2 機能	* 表2.4.1において基本機能に追加するもの ・バックアップ機能 ・系統安定制御機能 ・逆流機能 * 適用する見える化機能 ・図示による ・商用受電電力表示 ・負荷電力表示 ・需要予測表示 ・蓄電池運転計画表示 ・蓄電池充放電指令 ・蓄電池残量表示 ・発電電力表示 ・運転計画/実績グラフ表示 ・需要予測/実績グラフ表示 ・再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 ・トレンドグラフ表示	
工事	3章 施工		
	1節 据付け		
	3.1.1 架台、盤類の据付け	* 簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法 ・図示による	
	【改修】2節 据付け等	* 水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	
【2.2.1】架台、盤類の据付け			
第5編	1章 機材		
	1節 ディーゼル発電装置		
	1.1.1 一般事項	* 発電装置の運転時間 ※ 図示による ()	
	1.1.4 原動機	* 性能 排気ガスの排出規制値 () * 共通台板 水平震度 () * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () ・図示による	
編	1.1.5 配電盤	* 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () ・図示による	
	1.1.6 補機附属装置等	* 適用機器等 () ・図示による * 主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス銅板製 ・銅板製 ・図示による 漏油検知装置 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による * 排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
	1.1.7 燃料等	* 燃料油 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種 (A種) 1号 ・1種 (A種) 2号 ・図示による (JIS K 2205)	
	1.1.8 配管材料等	* 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
発電設備	2節 ガスエンジン発電装置		
	1.2.4 原動機	* 性能 排気ガスの排出規制値 () * 共通台板 水平震度 () * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ()	
	1.2.5 配電盤	* 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ()	
	1.2.6 補機附属装置等	* 適用機器等 () ・図示による * 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
設置	1.2.7 燃料等	* 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
	3節 ガスタービン発電装置		
	1.3.4 原動機	* 一般事項 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※ 90dB (A) 以下 () * 性能 排気ガスの排出規制値 () * 部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 ・水冷式 ・図示による * 共通台板 水平震度 () * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()	
	1.3.5 配電盤	* 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ()	
編	1.3.6 補機附属装置等	* 主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス銅板製 ・銅板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による * 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 ・図示による	
	1.3.7 燃料等	* 燃料油 灯油 ・1号 ・2号 ・図示による (JIS K 2203) 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種 (A種) 1号 ・1種 (A種) 2号 ・図示による (JIS K 2205)	
	1.3.8 燃料等	* 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
	4節 マイクロガスタービン発電装置		
工事	1.4.1 一般事項	* 発電出力200kw超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※ 図示による * 運転方式 系統連系しないもの () ・図示による * 防音パッケージ周囲1mにおける運転音 ※ 70dB (A) 以下 ()	

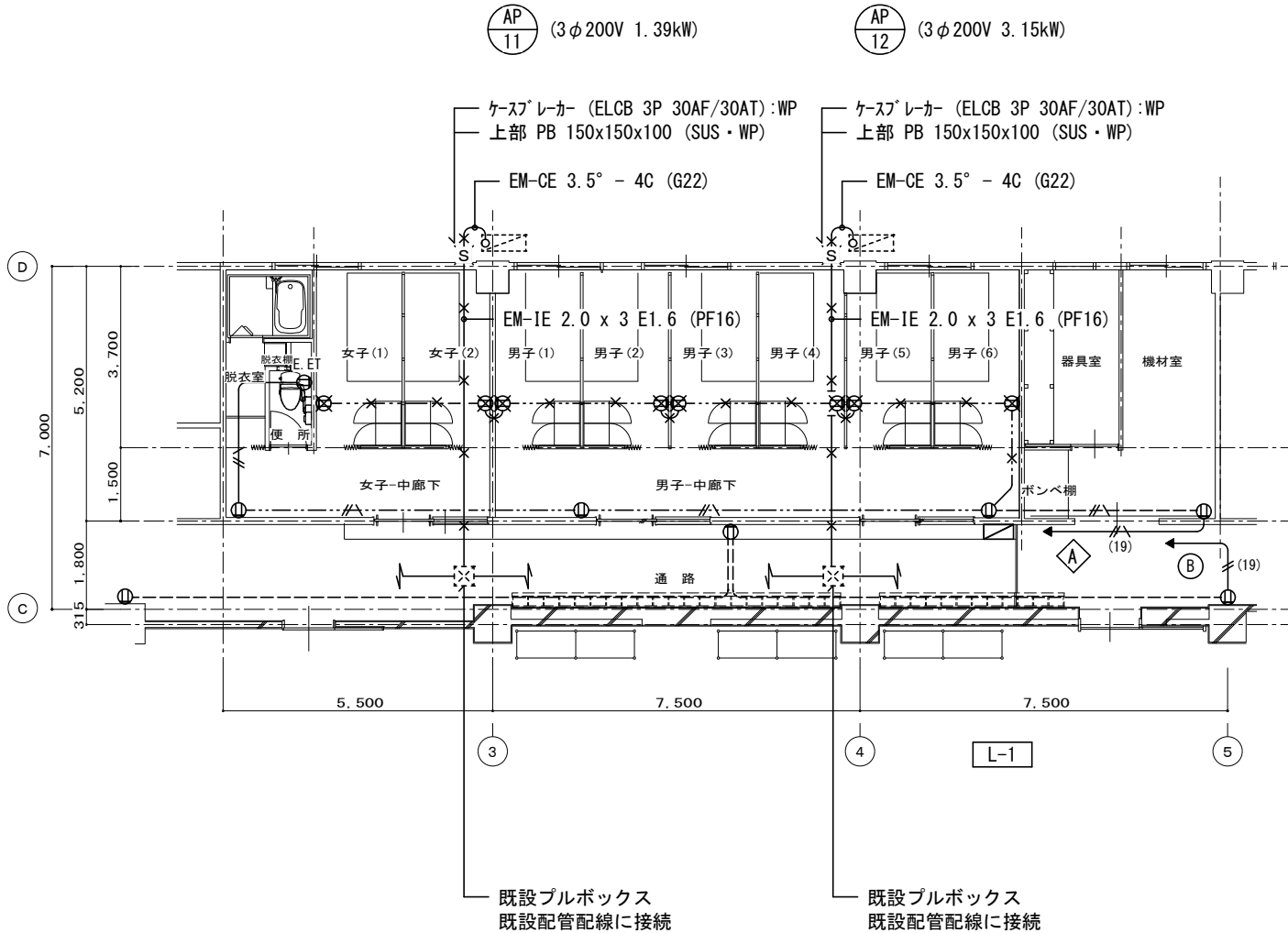
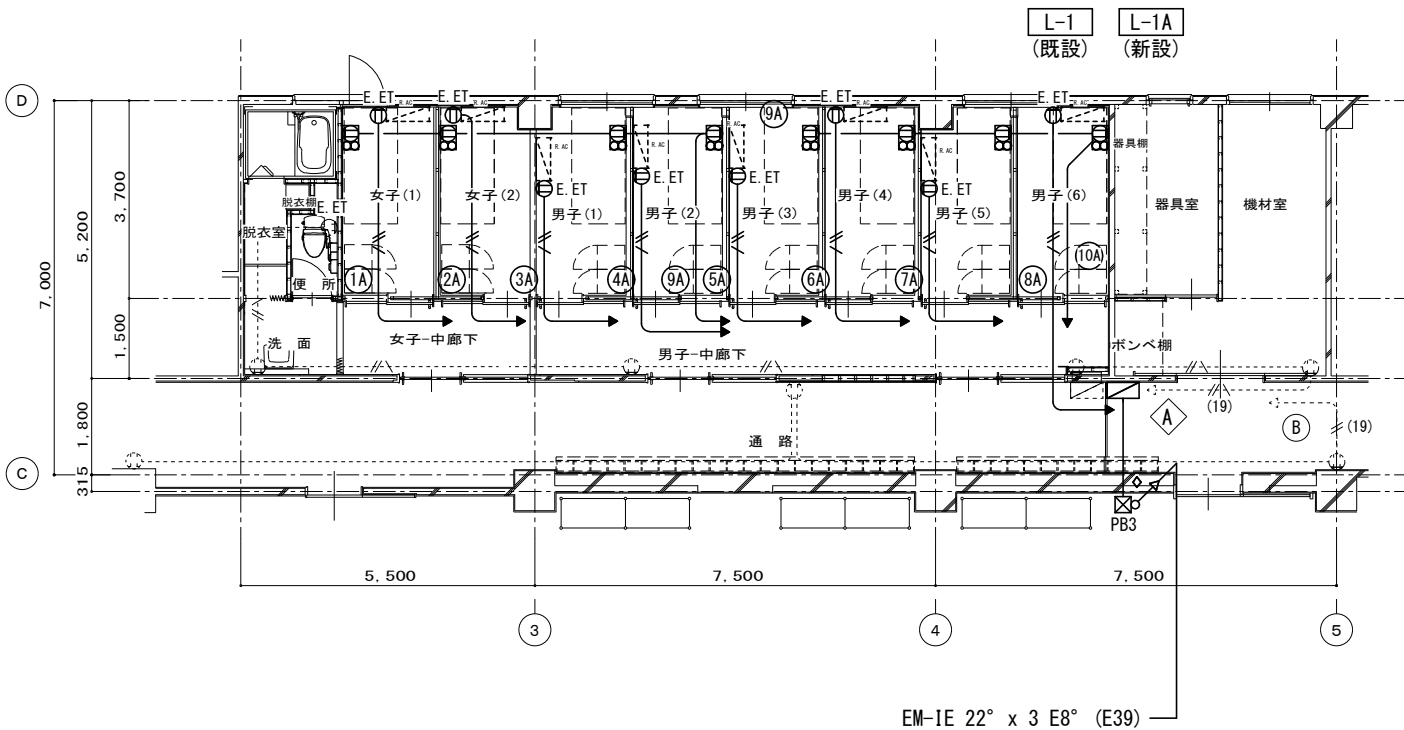
章	項 目	特 記 事 項	備 考
第4編	1.4.3 発電機	* 逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による	
	1.4.4 原動機	* マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組み合わせる場合 () ・図示による	
	1.4.5 制御装置	* 排気ガスの排出規制値 () * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない * 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 () 以下 * 共通台板 水平震度 () * 主燃料槽等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出槽 ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス銅板製 ・銅板製 ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による	
	5節 燃料電池発電装置	* 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
編	1.5.1 一般事項	* 燃料電池発電装置の仕様等 (りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの) ※ 図示による * 運転方式 系統連系しないもの () * 設置条件 (温度) ※ 1.5.1(6)(7)、(4)による () ・図示による	
	1.5.3 燃料電池装置	* 燃料電池装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・図示による * 制御装置 遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの () ・図示による	
	7節 太陽光発電装置	* 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
	1.7.1 一般事項	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 () ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による	
第5編	1.7.2 太陽電池アレイ	* 公称出力 ※ 図示による ()	
	1.7.3 接続箱	* PV直流用SPD 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による () ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 () ・図示による	
	1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * PV直流用SPD 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による () ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 () ・図示による	
	8節 風力発電装置	* 計測表示項目の遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による	
発電設備	1.8.1 一般事項	* 定格出力20kw以上の風力発電装置 ※ 図示による	
	1.8.2 風車発電装置	* 系統連系 ・有 ・無 * 風車のスケール、材質、形状等 ・図示による () * 機側1mにおける運転音 ※ 80dB (A) 以下 () * 移報用の遠方監視用接点 設ける ・設けない ・図示による	
	1.8.3 制御盤		
	9節 小出力発電装置		
工事	1.9.4 小形燃料電池発電装置	* 発電ユニット 出力電圧 ・100V ・200V ・図示による 出力電気方式 ・単相2線式 ・単相3線式 ・三相3線式 * 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気ダクト等の主要配管材料 () ・図示による	
	10節 機材の試験		
	1.10.1 発電装置の試験	* 原動機の試験 ガスタービン、マイクロガスタービン以外で1.10.1(g)②の過負荷試験を除く原動機 () * 配電盤の試験 キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない * 冷却水ポンプ及び冷却塔の試験 試験を指定された機材 ()	
	2章 施工		
【改修】2.1.1 事前確認		* ディーゼルエンジン、ガスタービン、マイクロガスタービン発電設備の表2.1.1以外の事前確認項目の適用 発電機の取付け取外し工事 ・動作の確認 原動機の取付け取外し工事 ・動作の確認 配電盤の取付け取外し工事 ・細部の確認 補機附属装置の取付け取外し工事 ・動作の確認 配線の改修及び更新工事 ・機能の確認 ・動作の確認 * 負荷運転状態における細部の確認を行うもの ・ 始動用蓄電池 ・ 始動用空気圧縮機 ・ 始動補助装置 ・ 保安装置 ・ 調速機 ()	
	1節 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け		
	2.1.1 耐震処置	* 水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	【改修2.2.1】
	2.1.4 配電盤、制御装置等の据付け	* 水平震度及び鉛直震度 () ・図示による	
第5編	2.1.7 配管等	* 配管一般 横引き配管 表2.1.2における耐震安全性の分類 ※ 一般の施設 ・ 特定の施設 * 排気系統配管 排気管の断熱材 (屋内) ※ ロックウール等厚さ75mm以上 () ・図示による	【改修2.2.7】 【改修表2.2.1】 【改修表2.2.2】
	7節 施工の立会及び試験		
	2.7.6 風力発電設備の試験	* 表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの ()	
第5編	1章 機材		
	3節 配線器具		
	1.3.2 光コネクタ	* 光ファイバ接続コネクタ () ・図示による	
	1.3.3 BNCコネクタ	* 同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの (テレビ 共同受信設備、テレビ 電波障害防除設備以外) () ・図示による	
編	4節 端子盤・機器収納ラック等		
	1.4.2 端子盤等	* 屋内用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による	
	1.4.4 端子類	* UTPパッチパネルのモジュラ形の横一連のポート数 ※ 24ポート () * 光ファイバパッチパネルの光コネクタの横一連のポート数 ※ 12ポート ()	
	1.4.5 通信用SPD	* 通信用SPDの性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () ・図示による	【表1.4.4】
工事	知立消防署仮眠室改修工事		図面番号
	電気設備工事特記仕様書 4 / 6 縮尺 N S		E-04
	衣浦東部広域連合		

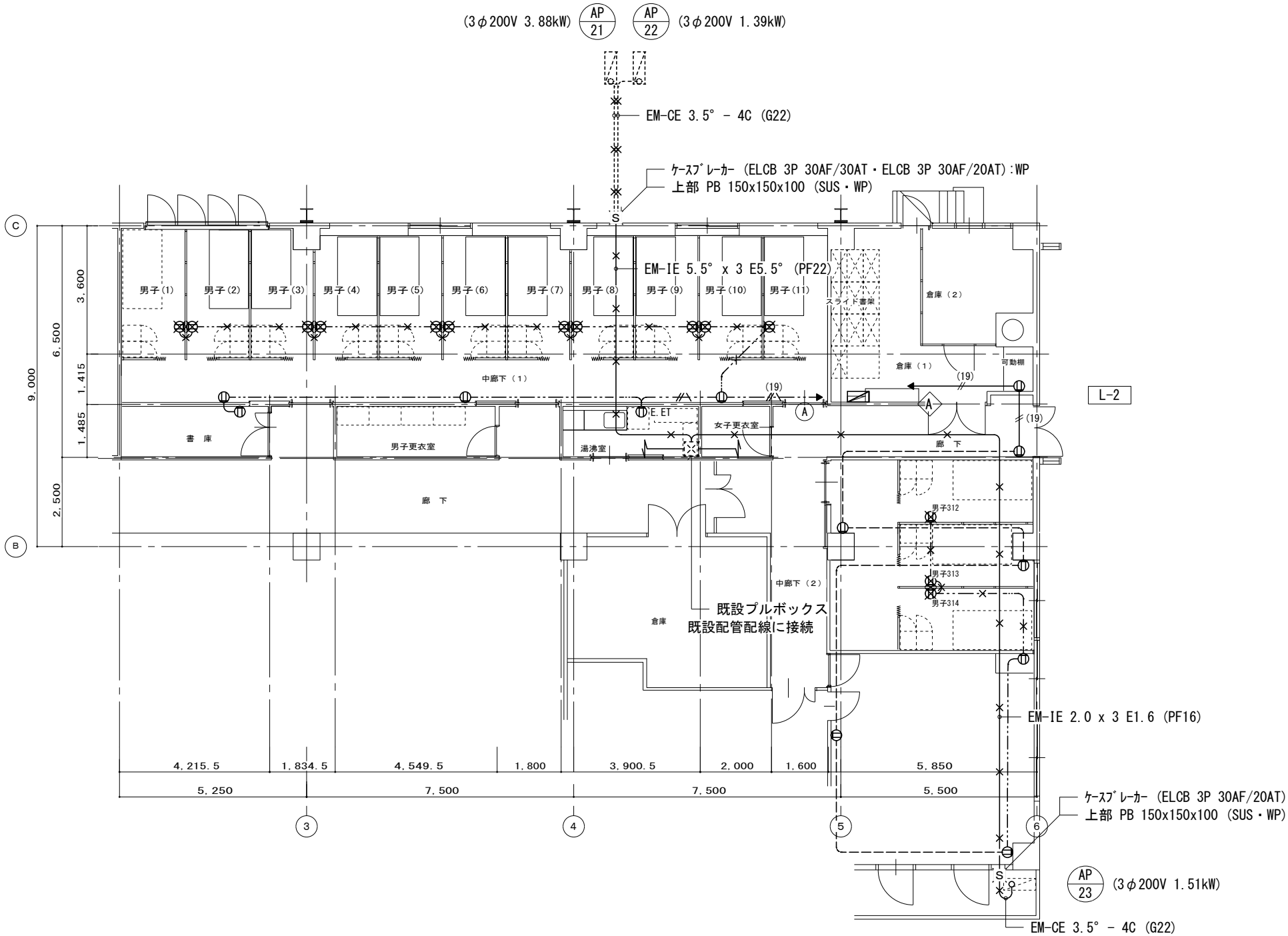
章	項	目	特 記 事 項	備 考
第6編通 信 機 器	5節 構内情報通信網装置	1.5.1 一般事項	*パケット転送能力、フィルタリング能力等の性能、インターフェース種別及びポート数 () ※図示による *音声、映像、監視データ等伝送用通信プロトコル () ・図示による *PoE PoE方式による電力供給機器 () ・図示による 1ポート当たりの電力供給機能 15.4W 30.0W ・図示による 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 ・図示による *無線LAN 通信方式(1:N(インフラストラクチャード)以外の場合) 1:1(対向通信モード) N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 設置する 設置しない ・図示による その他の認証、暗号化方式 () ・図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 () ・図示による *収納架内部に収納するUPS 電圧 () ・図示による 停電補償時間 () ・図示による *通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () ・図示による *時刻同期装置 ・設けない ・設ける(時刻補正の方式) () ・図示による *基本機能 グループ化 グループ間の通信方式 () ・図示による スイッチング パケットの遅延時間 () ・図示による V-LAN 装置全体で構成可能なグループ数 () ・図示による リンクアグリゲーション機能 束ねる物理的リンク数 () ・図示による マルチキャスト機能 対応ポート数 () ・図示による *優先制御機能(QoS) () ・図示による *PoE機能 PoE方式による電力供給機器 () 1ポート当たりの電力供給 15.4W 30.0W ・図示による 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 ・図示による その他の機能 ()	
	1.5.2 スイッチ		*マルチキャスト機能 () ・図示による *暗号化機能 () ・図示による *PoE機能 PoE方式による電力供給機器 () 1ポート当たりの電力供給 15.4W 30.0W 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 その他の機能 ()	
	1.5.3 ルーター		*WAN接続時プロトコル () ・図示による *インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 () ※図示による *各種機能 () ・図示による *オペレーションシステムの仕様(ネットワーク管理ソフトウェア運用装置用) () ※図示による *ネットワーク管理ソフトウェア運用装置の仕様 () ※図示による *基本機能以外のパフォーマンス管理機能、RMON機能及びポートディスプレイ機能 () ※図示による *ラック内の配線用遮断器 ※設けない 設ける ・図示による	
	1.5.5 ファイアウォール			
	1.5.6 UTM(統合脅威管理)			
	1.5.7 ネットワーク管理装置			
	1.5.8 機器収納ラック			
	6節 構内交換装置	1.6.1 一般事項	*局線 回線種別、使用回線数 ※図示による () *内線 回線種別、使用回線数 ※図示による () *通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () *時刻同期装置 ※設けない ・設ける(時刻補正の方式) () ・図示による *局線応答方式 ・図示による ・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ダイヤルトインダイヤル方式 ・ダイヤルトインダイヤル方式 ・併用 () *IP-PBX 呼制御プロトコル () ・図示による *VoIPサーバ 呼の処理能力 () ・図示による 呼制御プロトコル () *機器収納ラックに収納する場合、ラック内の配線用遮断器 ※設けない 設ける ・図示による *停電補償時間 () *数量 ※図示による () *IP電話機 PC接続インターフェース 設ける 設けない ACアダプタの数 () PoE機能 1ポート当たりの電力供給 15.4W 30.0W 電力供給方式 エンドスパン方式 ミッドスパン方式 その他の機能 ()	
	1.6.2 交換装置		*IPコードレス電話機の基地局及び携帯電話機 通信方式(1:N(インフラストラクチャード)以外の場合) 1:1(対向通信モード) N:N(アドホックモード) 認証サーバの設置 設置する 設置しない その他の認証、暗号化方式 () ・図示による 周波数帯域、最大伝送速度、変調方式等 () ・図示による *局線応答方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイヤルトインダイヤル方式 ダイヤルトインダイヤル方式 ・併用 () ・図示による *IP電話を接続できるボタン電話装置 IP-PBXの呼制御プロトコル ()	
	1.6.3 電源装置			
	1.6.4 局線中継台			
	1.6.5 電話機等			
第7編情 報 機 器	7節 情報表示装置	1.7.2 マルチサイン装置	*操作制御部 スキャナ 設ける 設けない ・図示による *制御装置、中継増幅器の外箱 ・埋込みとしない ・埋込みとする ・図示による *出退表示盤がLED式の場合の外箱 ※銅板製 ・合成樹脂製 ・図示による *時刻補正の方式 () ・図示による *太陽電池式ボール形屋外時計 内照式時計の点灯時間 () 点灯保証日数[不日照時] () 日 電波による時刻補正の方式 () ・図示による	
	1.7.3 出退表示装置			
	1.7.4 時刻表示装置			
	8節 映像・音響装置	1.8.3 スピーカ	*集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 () ※図示による *ワイヤレスマイク ・電波式(アナログ方式) ・デジタル方式) ・赤外線式 ・図示による *オーディオレコーダ 記憶容量 ※8時間以上録音 () ・図示による *Blu-ray/DVDプレーヤー・レコーダ 記憶容量 ※8時間以上録画 () ・図示による	
	1.8.6 その他の機器			
	9節 拡声装置	1.9.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () *アナウンスレコーダにプログラムタイマを附属(外部接続)する場合 外部時刻同期装置 ※設けない 設ける(時刻補正の方式) () ・図示による *FM用アンテナの材質 () ・図示による	
	1.9.4 その他の機器			
	10節 誘導支援装置	1.10.2 音声誘導装置	*検出部 検出方式 () ・図示による *撮像範囲を調整する機能(親機) 設ける 設けない ・図示による *撮像範囲を調整する機能(子機) 設ける 設けない ・図示による *撮像範囲を調整する機能(親機) 設ける 設けない ・図示による *通話機能 設ける 設けない ・図示による *ブザー付呼出表示灯 設ける 設けない ・図示による	
	1.10.4 テレビインターホン			
	1.10.5 外部受付用インターホン			
	1.10.6 トイレ等呼出装置			
第8編電 気 機 器	11節 テレビ共同受信装置	1.11.1 一般事項	*通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 () ・図示による	

章	項目	特記事項	備考
第1編	1.11.3 アンテナ及びアンテナマスト	* UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ ()	
	1.11.4 機器収容箱	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による	
	12節 テレビ電波障害防除装置		
	1.12.3 ヘッドエンド、機器収容箱等	* 機器収容箱（屋内） ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による * 機器収容箱（屋外） ・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鋳鉄製 ・ 鋼板製 ・ 図示による	
	1.12.4 アンテナマスト	* UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ ()	
	13節 監視カメラ装置		
	1.13.1 一般事項	* 伝送方式 ・ ネットワーク伝送方式 ・ 同軸伝送方式 ・ 併用方式 () * 通信プロトコル（ネットワーク伝送方式の場合） ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による * 通信用SPDを設置する場合 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * ファイアウォールを設ける場合 * インターフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※ 図示による * UTMを設ける場合 各種機能 ・ () ・ 図示による * レンズ交換形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * レンズ一体形 レンズの区分、機能等 () ・ 図示による	
	1.13.2 カメラ	* カメラへの電源供給方式 () ・ 図示による * カラーモニタの解像度 () ・ 図示による * デジタル記憶媒体の容量 () ・ 図示による * 時刻補正の方式 () ・ 図示による * デジタル録画の録画条件 () ・ 図示による * NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による * 録画サーバーの録画条件 () ・ 図示による * 通信プロトコル（ネットワーク伝送方式の場合） ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による * NTSC方式の映像信号の取込 () ・ 図示による	
	1.13.3 モニタ装置	* 構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能 ・ () ・ 図示による * 耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ ワイヤ ・ デプロスタ ・ ヒータ ・ ファン	
	1.13.4 録画装置	* 巡回装置付カメラ レンズの区分、機能等 () ・ 図示による * カメラへの電源供給方式 () ・ 図示による * ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 () ・ 図示による * 時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける（時刻補正の方式 ()） ・ 図示による	
第2編	14節 駐車場管制装置		
	1.14.2 管制盤	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による * カウンタ制御の機能の有無 ・ あり ・ なし ・ 図示による	
	1.14.5 発券機	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による * 発行券 ・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ () ・ 図示による * 発券方式 () ・ 図示による * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による	
	1.14.7 カードリーダー		
	15節 防犯・入退室管理装置		
	1.15.1 一般事項	* 機器の時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による	
	1.15.2 制御装置	* 表1.15.1において基本機能に追加するもの ・ 遠隔施錠制御 ・ スケジュール設定、制御 ・ 記録機能 ・ 照明、空調制御 ・ 防炎、防犯等インテグレーション機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 図示による	
	1.15.3 認識部	* 認識方法 () ・ 図示による * バイオメトリクス照合装置のバイオメトリクス情報の区別、機能等 ・ 図示による ・ ()	
	1.15.4 その他の機器	* セキュリティゲート 通過処理能力 ・ () ・ 図示による * 通路幅の構造、材質等 ・ 図示による ・ () * 車椅子の通行可能機能 ・ 有 ・ 無	
	第3編	16節 自動火災報知装置	
1.16.1 一般事項			
1.16.3 副受信機・表示装置		* 通信用SPDを設置する場合 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ ()	
18節 非常警報装置			
1.18.1 一般事項		* 緊急地震放送 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	
19節 ガス漏れ火災警報装置			
1.19.3 副受信機		* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ ()	
2章 施工			
【改修】1節 共通事項			
【2.1.1】事前確認		* 端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・ 配線の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照	
【2.1.15】主装置等の更新	* 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による		
【2.1.17】自動火災報知設備等の改修	* R型受信機の設定 ※ 図示による ・ ()		
第4編	13節 構内情報通信網設備		
	2.13.2 機器の取付け	* 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	【改修2.14.2】
	19節 テレビ共同受信設備		
	2.19.3 受信調査	* 受信調査を行うチャンネル () ・ 図示による	【改修2.20.3】
	20節 テレビ電波障害防除設備		
	2.20.2 事前調査	* 事前調査を行う箇所数 () 調査を行うチャンネル ()	
	22節 駐車場管制設備		
	2.22.2 機器の取付け	* 光線式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ・ () ・ 図示による * 超音波セサ式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ・ () ・ 図示による	【改修2.22.2】
	28節 施工の立会い及び試験		
	2.28.2 施工の試験	* 映像・音響設備に行う試験 ・ インピーダンス試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験	
第7編	1章 機材		
	1節 共通事項		
	1.1.1 一般事項	* 中央監視制御装置の信号入出力条件（標準図第6編「中央監視制御設備工事」以外） ()	
第8編	2節 警報盤		
	1.2.1 一般事項	* 信号の伝送方式 ・ () ・ 図示による	
	3節 簡易形監視制御装置		
1.3.1 一般事項	* 簡易形監視制御装置の機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] ・ () ・ 図示による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による		
知立消防署仮眠室改修工事			図面番号
電気設備工事特記仕様書 5 / 6 縮尺 NS			E-05
衣浦東部広域連合			

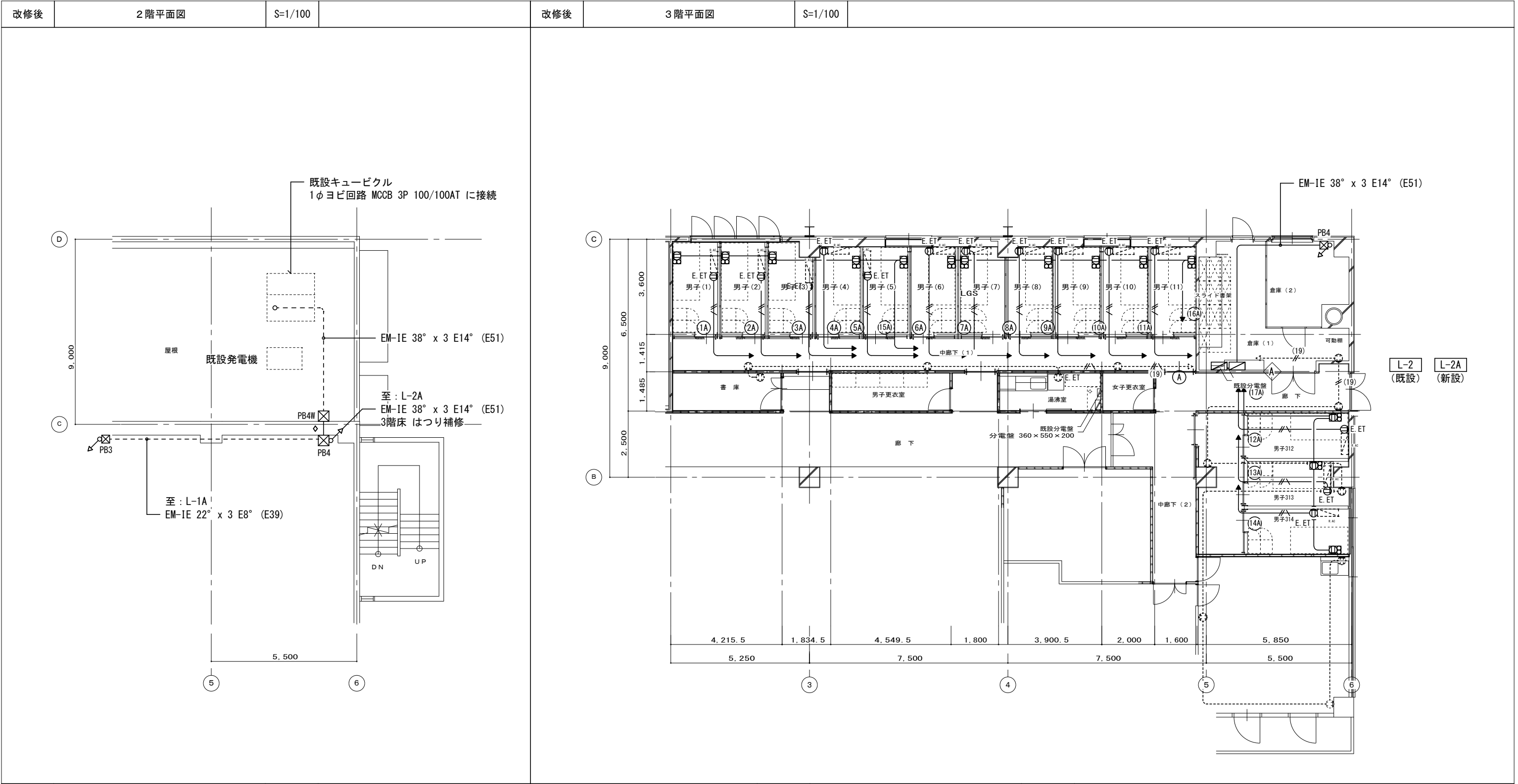
章	項目	特記事項	備考																																																										
第7編 中央監視制御設備工事	1.3.2 監視操作装置 1.3.4 記録装置 4節 監視制御装置 1.4.1 一般事項 1.4.2 監視操作装置 1.4.4 記録装置 2章 施工 2節 配線 2.2.1 配線	* 機器構成 () ・ 図示による * 帳票用印字装置の印字方式 ・ インクジェット式 ・ 写真式 (・ レザ-式 ・ LED式) ・ () * 監視制御装置機能[表1.3.1において基本機能に追加するもの] () ・ 図示による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能 ・ カゴ-リC2 ・ カゴ-リD1 () * 監視操作装置の機器構成 () ・ 図示による * キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による () * プログラムタイマ機能の精度 ※ 月差60秒以下 () * 帳票用印字装置の印字方式 ・ インクジェット式 ・ 写真式 (・ レザ-式 ・ LED式) ・ () * 最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 屋外の高圧架橋が リフレク絶縁ケーブルの接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 () 機器の水平震度及び鉛直震度 ・ 図示による () 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ※ 一般の施設 ・ 特定の施設 垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 建物のエレベ-シャ-の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う () 直線部の距離が長い箇所のエレベ-シャ-の設置 ・ 設ける ・ 設けけない ・ 図示による C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ [配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・ 表2.15.2による ・ 8mm以上 () 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	・ 図示による																																																										
	第8編 医療関係設備工事	2章 非接地電源用分電盤等 1節 機材 2.1.2 非接地電源用分電盤 3章 ナースコール設備 1節 機材 3.1.2 基本形ナースコール装置 3.1.3 携帯形ナースコール装置 3.1.4 情報表示形ナースコール装置 3.1.5 病床ユニット 4章 施工の試験 3.4.1 施工の試験	* キャビ-ネットの材質 ※ 銅板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による * 電流監視装置 分枝回路に流れる電流の監視 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 水気のある場所に設置する呼出押しボ-タ-ンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による * 構内PHS方式 () ・ 図示による * 小型携帯用主装置 () ・ 図示による * 情報表示形親機の形式 ・ 卓上形 ・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 図示による * 水気のある場所に設置する呼出押しボ-タ-ンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による * 病床ユニットの仕上げ材質 ※ 金属製 ・ 樹脂製 ・ 図示による * ナースコール装置等のオプション等の試験 () * 携帯型ナースコール装置のオプション等の試験 ()																																																										
その他	東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料 (以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者 (東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者) によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><td>試験名</td><td>計測項目</td></tr><tr><td>通常状態での試験 (常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試験名	計測項目	通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																																																	
	試験名	計測項目																																																											
通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																												
熱老化試験	熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)																																																												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																												
製品検査	外観、寸法、性能																																																												
	○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は當繕工事における耐震性強化指針による。	* 局部震度法による建築設備機器 (水槽類を除く) の設計用標準水平震度 (K S) <table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">※ 特定の施設</th><th colspan="2">・ 一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></table> (注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 * 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度 (K S) <table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">※ 特定の施設</th><th colspan="2">・ 一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> * 重要機器 受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調 熱源機器、中央監視制御機器 危険物関係機器、危険物用防災機器 避難用機器、防災機器 火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 大型水槽類、特殊ガス容器等 * 上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 ()	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		・ 一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		・ 一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリ-ト造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。 水槽類にはバルク等を含む。
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	※ 特定の施設		・ 一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																									
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																									
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																												
	※ 特定の施設		・ 一般の施設																																																										
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																									
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																									
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																									
	○特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 * 別表1 建築物に係る解体工事																																																												
	解体方法	<table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・ 建築設備、内装材等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 屋根ふき材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 外装材、上部構造部材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎、基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他 ()</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></table>	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																									
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																											
・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																											
・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																											
・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																											
・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																																																											
・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																																																											

章	項 目	特 記 事 項	備 考																				
その他	*別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）																						
	内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																			
		・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
		・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																			
		・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																			
		・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
		・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
	*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）																						
	業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																			
・ 仮設		・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 土工		・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 基礎		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ※ 手作業と機械作業の併用																				
・ 本体工事		・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ 本体付属品		・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
・ その他（照明器具 ）	・ 有 ・ 無	※ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																					
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																							
<table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th><th>工事現場からの距離</th></tr><tr><td>・ コンクリート</td><td>鹿島道路（株）知立リサイクルセンター</td><td>愛知県知立市山屋敷町板張 3</td><td>片道2.2km</td></tr><tr><td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td>鹿島道路（株）知立リサイクルセンター</td><td>愛知県知立市山屋敷町板張 3</td><td>片道2.2km</td></tr><tr><td>・ アスファルト・コンクリート</td><td>鹿島道路（株）知立リサイクルセンター</td><td>愛知県知立市山屋敷町板張 3</td><td>片道2.2km</td></tr><tr><td>・ 木材</td><td>三河代用燃料(株)</td><td>愛知県安城市和泉北大木 6－3</td><td>片道10.8km</td></tr></table>				廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	工事現場からの距離	・ コンクリート	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km	・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km	・ アスファルト・コンクリート	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km	・ 木材	三河代用燃料(株)	愛知県安城市和泉北大木 6－3	片道10.8km
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	工事現場からの距離																				
・ コンクリート	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km																				
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km																				
・ アスファルト・コンクリート	鹿島道路（株）知立リサイクルセンター	愛知県知立市山屋敷町板張 3	片道2.2km																				
・ 木材	三河代用燃料(株)	愛知県安城市和泉北大木 6－3	片道10.8km																				
電 気 設 備 工 事 指 定 資 材																							
* 電線管 波付硬質合成樹脂管（FEP）及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。																							
分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲	品 質 性 能 基 準																				
照明類	LED照明器具（一般屋内用に限る。）		評価名簿登載品（★1）																				
	LED照明器具（屋外用）		★1のLED照明器具（一般屋内用に限る。）の評価名簿登載品メーカーの製品																				
	照明制御装置		評価名簿登載品																				
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品																				
	非常用照明器具		（一財）日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、 （一社）日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの																				
	誘導灯		（社）日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの																				
電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター（J E C T E C）の認定を受けたもの																				
盤類	分電盤（実験盤を含む）		評価名簿登載品																				
	制御盤		評価名簿登載品																				
	消防防災用制御盤		（一財）日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの																				
	キュービクル式配電盤		評価名簿登載品																				
	高圧スイッチギヤ（CW形）		評価名簿登載品																				
	高圧スイッチギヤ（PW形）		評価名簿登載品																				
高圧機器	高圧交流遮断器		評価名簿登載品（★2）																				
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品																				
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品																				
	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品																				
	高圧変圧器（特定機器）		評価名簿登載品																				
	高圧避雷器		評価名簿登載品																				
電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品																				
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																				
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品																				
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																				
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品																				
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品																				
	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品																				
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの																				
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登載品																				
自家発電装置			（一社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの																				
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登載品																				
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	（一財）電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの																				
	監視カメラ装置		評価名簿登載品																				
	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																				
	自動閉鎖装置	連動制御盤、自動閉鎖装置	（一社）日本火災報知機工業会、（一社）日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの																				
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																				
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの																				
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																				
		検知器	（一財）日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの または高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの																				
	中央監視制御装置		評価名簿登載品																				
	サージ保護デバイス	低圧用SPD	評価名簿登載品																				
注）本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1）（一社）公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2）（一財）ベタリーピングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3）その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 （定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお「評価名簿登載品」は、（一社）公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																							
※本工事は、「知立市契約約款第7条」、「知立市工事施工に関する事務取扱要領第31条」に記載のある下請負届は、提出不要とする。 ※部分使用 各工期完了後、監督職員が問題無しと認められた場合、当該部分を引渡し前において一部又は全部を使用する。		知立消防署仮眠室改修工事	図面番号																				
		電気設備工事特記仕様書 6／6 縮尺 NS	E-06																				
		衣浦東部広域連合																					

改修前	1 階平面図	S=1/100	改修後	1 階平面図	S=1/100																																																																																																																						
																																																																																																																											
<table><tr><th colspan="2">凡 例</th><th></th><th colspan="3"></th></tr><tr><th>記 号</th><th>名 称</th><th>備 考</th><th>記 号</th><th>名 称</th><th></th></tr><tr><td></td><td>分電盤</td><td></td><td>◇</td><td>はつり補修箇所を示す</td><td></td></tr><tr><td>S</td><td>手元開閉器</td><td></td><td>☆</td><td>既設配線への接続を示す</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>既設器具撤去を示す</td><td></td></tr><tr><td></td><td>壁付コンセント</td><td>2P15A x2</td><td></td><td>既設配管配線撤去を示す</td><td>打込み配管を除く</td></tr><tr><td></td><td>壁付コンセント</td><td>2P15A(接地極付)x1・接地端子</td><td></td><td>既設器具を示す</td><td></td></tr><tr><td></td><td>プルボックス</td><td>300 x 300 x 200</td><td></td><td>既設配管配線を示す</td><td></td></tr><tr><td></td><td>プルボックス</td><td>400 x 400 x 300</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>プルボックス</td><td>400 x 400 x 300 (WP/SUS)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			凡 例						記 号	名 称	備 考	記 号	名 称			分電盤		◇	はつり補修箇所を示す		S	手元開閉器		☆	既設配線への接続を示す						既設器具撤去を示す			壁付コンセント	2P15A x2		既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く		壁付コンセント	2P15A(接地極付)x1・接地端子		既設器具を示す			プルボックス	300 x 300 x 200		既設配管配線を示す			プルボックス	400 x 400 x 300					プルボックス	400 x 400 x 300 (WP/SUS)																<table><tr><th></th><th>注 記</th><th></th></tr><tr><td>1.</td><td>図中特記なき改修前配管配線は 下記とする</td><td>2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする</td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 (PF16)</td><td></td><td>EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)</td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 (19)</td><td></td><td>EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)</td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (PF16)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 (E19)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				注 記		1.	図中特記なき改修前配管配線は 下記とする	2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする		EM-IE 2.0 x 2 (PF16)		EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)		EM-IE 2.0 x 2 (19)		EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)		EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (PF16)				EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)				EM-IE 2.0 x 2 (E19)				EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)				EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)				EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)										
凡 例																																																																																																																											
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称																																																																																																																							
	分電盤		◇	はつり補修箇所を示す																																																																																																																							
S	手元開閉器		☆	既設配線への接続を示す																																																																																																																							
				既設器具撤去を示す																																																																																																																							
	壁付コンセント	2P15A x2		既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く																																																																																																																						
	壁付コンセント	2P15A(接地極付)x1・接地端子		既設器具を示す																																																																																																																							
	プルボックス	300 x 300 x 200		既設配管配線を示す																																																																																																																							
	プルボックス	400 x 400 x 300																																																																																																																									
	プルボックス	400 x 400 x 300 (WP/SUS)																																																																																																																									
	注 記																																																																																																																										
1.	図中特記なき改修前配管配線は 下記とする	2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする																																																																																																																									
	EM-IE 2.0 x 2 (PF16)		EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)																																																																																																																								
	EM-IE 2.0 x 2 (19)		EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)																																																																																																																								
	EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (PF16)																																																																																																																										
	EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)																																																																																																																										
	EM-IE 2.0 x 2 (E19)																																																																																																																										
	EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)																																																																																																																										
	EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)																																																																																																																										
	EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)																																																																																																																										
			<table><tr><td colspan="2">担当部署名</td><td>工事名(路線等の名称)</td><td>縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">衣 浦 東 部 広 域 連 合</td><td>知立消防署仮眠室改修工事</td><td>1/100(A3 : 1/141)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>図面名</td><td>図面No.</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>〈改修前後〉 動力・コンセント設備 1 階 平面図</td><td>E-07</td></tr></table>			担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100(A3 : 1/141)			図面名	図面No.			〈改修前後〉 動力・コンセント設備 1 階 平面図	E-07																																																																																																						
担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺																																																																																																																								
衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100(A3 : 1/141)																																																																																																																								
		図面名	図面No.																																																																																																																								
		〈改修前後〉 動力・コンセント設備 1 階 平面図	E-07																																																																																																																								

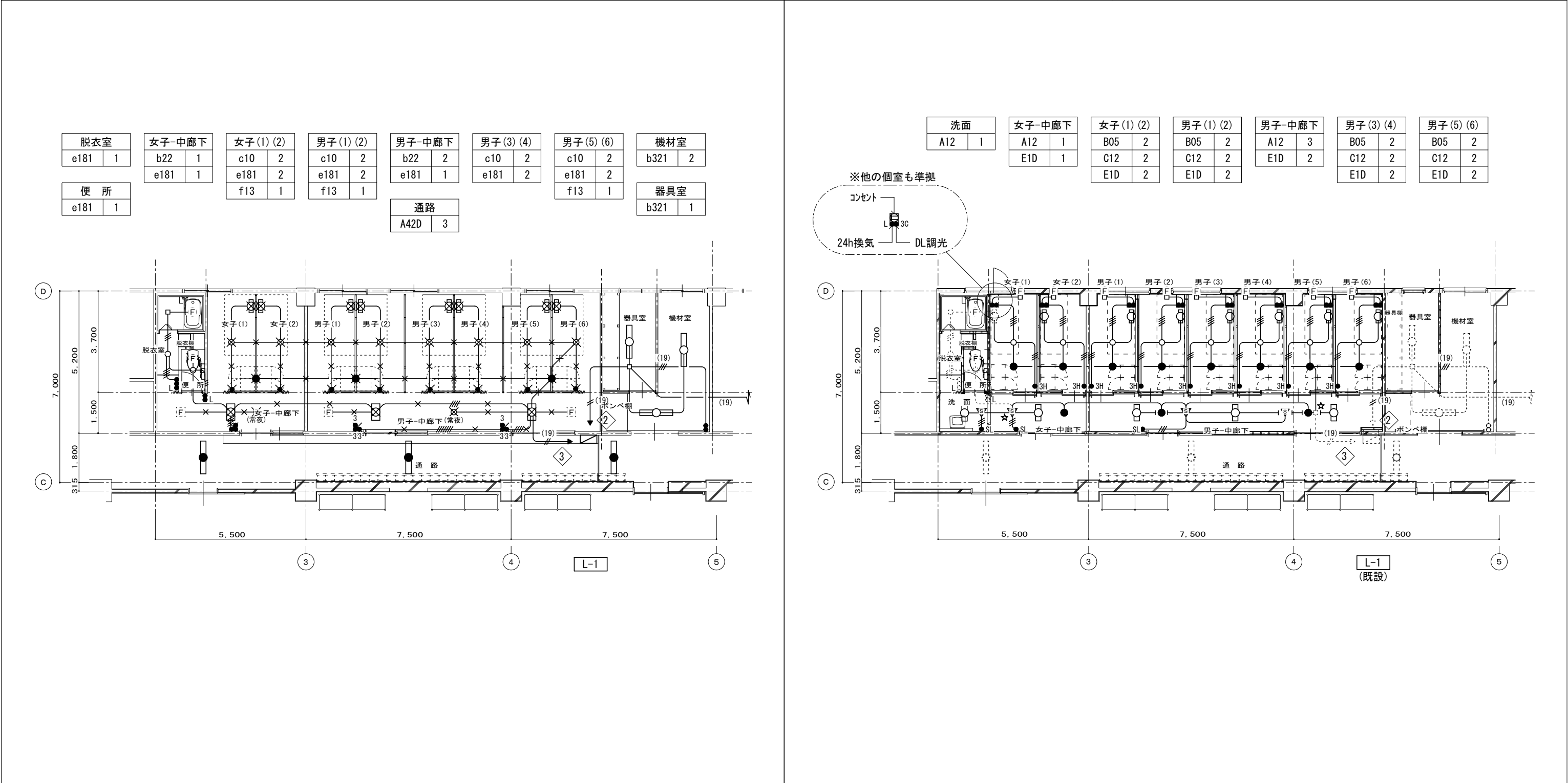


凡 例						注 記		
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称		1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする		
	分電盤		☆	既設配線への接続を示す			EM-IE 2.0 x 2 (PF16)	
S	手元開閉器			既設器具撤去を示す			EM-IE 2.0 x 2 (19)	
				既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く		EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (PF16)	
⊖	壁付コンセント	2P15A x2		既設器具を示す			EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)	
⊖ E.ET	壁付コンセント	2P15A(接地極付) x1・接地端子		既設配管配線を示す			EM-IE 2.0 x 2 (E19)	
							EM-IE 2.0 x 2 E1.6 (19)	
							EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)	
							EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)	
						担当部署名		
						衣 浦 東 部 広 域 連 合		工事名(路線等の名称)
								知立消防署仮眠室改修工事
						製図年月		図面名
						2025. 4		〈改修前〉 動力設備 3階 平面図
								縮尺
								1/100(A3 : 1/141)
								図面No.
								E-08



凡 例				注 記			
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	1. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする		
	分電盤		◇	はつり補修箇所を示す	—	EM-EEF 2.0 - 2C (壁内:PF16)	
S	手元開閉器		☆	既設配線への接続を示す	—	EM-EEF 2.0 - 3C (壁内:PF22)	
				既設器具撤去を示す			
⊖	壁付コンセント	2P15A x2	—×	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く		
⊖ E. ET	壁付コンセント	2P15A(接地極付) x1・接地端子		既設器具を示す			
	ブルボックス	300 x 300 x 200	—	既設配管配線を示す			
	ブルボックス	400 x 400 x 300					
	ブルボックス	400 x 400 x 300 (WP/SUS)					
					担当部署名	工事名(路線等の名称)	縮尺
					衣 浦 東 部 広 域 連 合	知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3:1/141)
					製図年月	図面名	図面No.
					2025. 4	〈改修後〉 動力・コンセント設備 3階 平面図	E-09

[illegible]



f13

1

男子-中廊下

b22

2

e181

1

男子(3)(4)

c10

2

e181

2

男子(5)(6)

c10

2

e181

2

f13

1

機材室

b321

2

器具室

b321

1

便 所

e181

1

通路

A42D

3

洗面

A12

1

女子-中廊下

A12

1

E1D

1

女子(1)(2)

B05

2

C12

2

E1D

2

男子(1)(2)

B05

2

C12

2

E1D

2

男子-中廊下

A12

3

E1D

2

男子(3)(4)

B05

2

C12

2

E1D

2

男子(5)(6)

B05

2

C12

2

E1D

2

※他の個室も準拠

コンセント

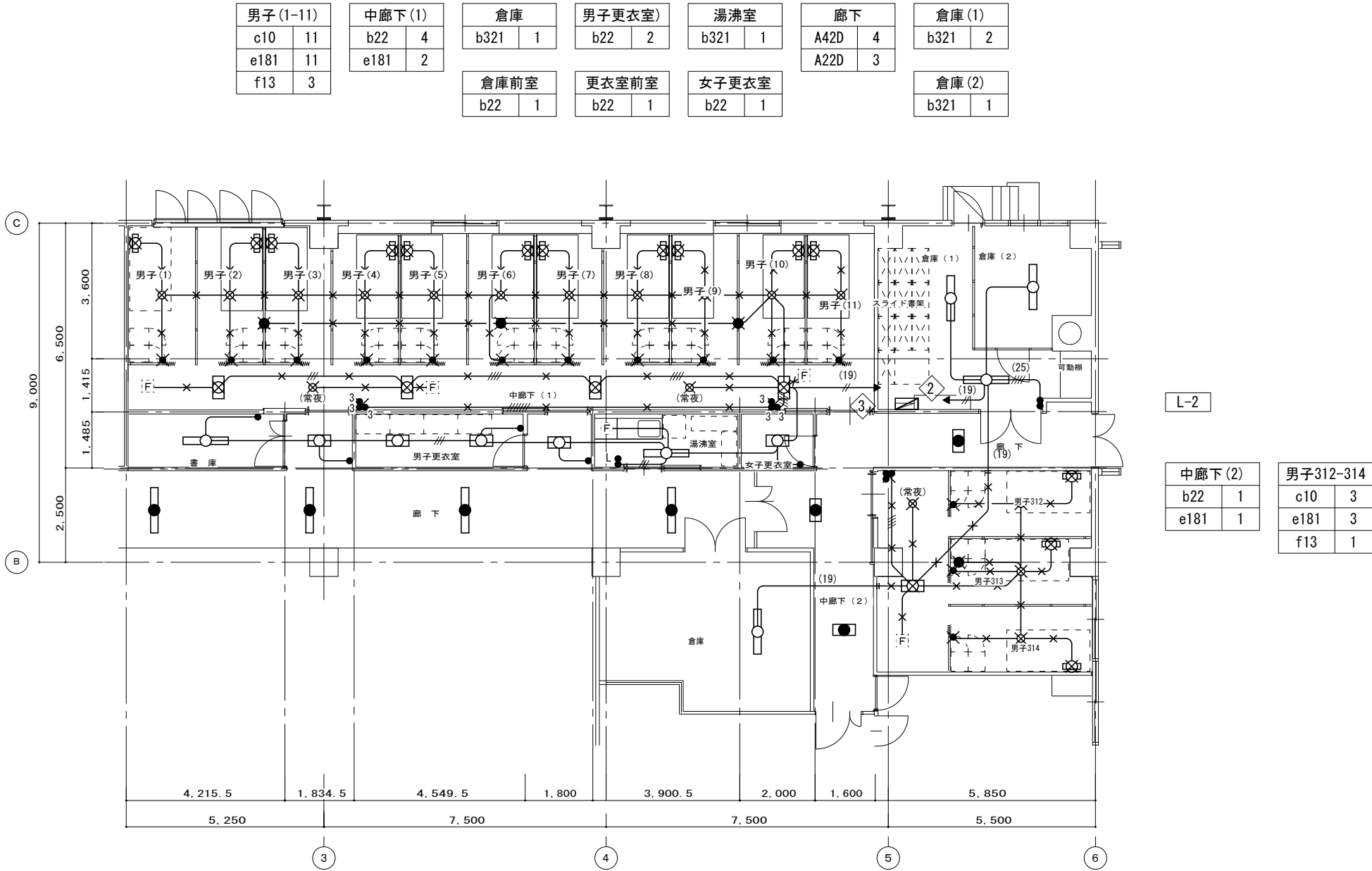
L

3C

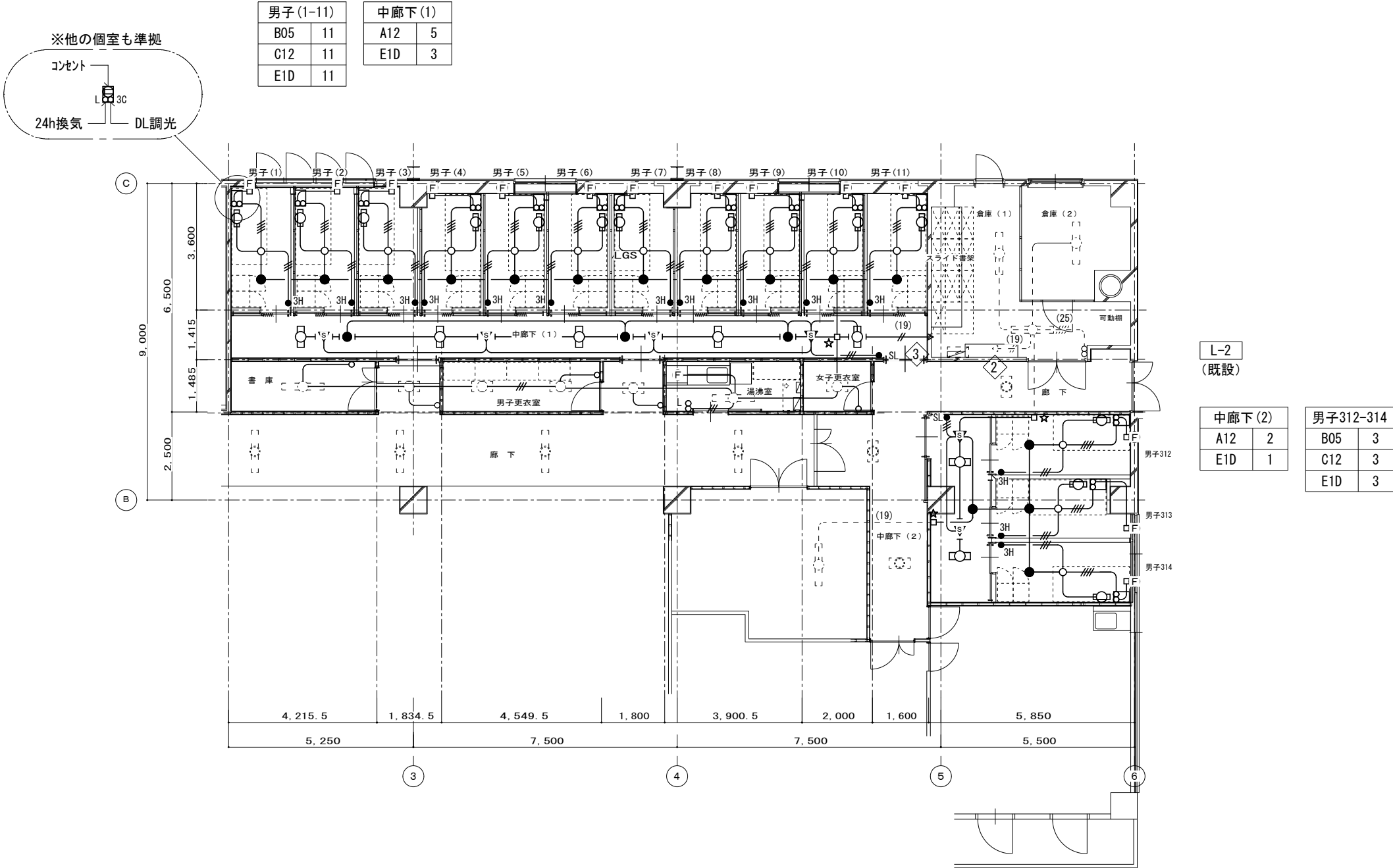
24h換気

DL調光

凡 例						注 記					
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称		1. 図中特記なき配管配線は 下記とする			2. 既設照明器具リスト		
	天井灯 (LED・FL)			換気扇	機械設備工事		EM-IE 1.6 x 2 (PF16)		記号	器具形式	ランプ種別
	天井灯 (LED・FL)	非常照明器具		熱線センサ付自動スイッチ	親器 (広角検知形)		EM-IE 1.6 x 3 (PF16)		A22D	下面開放 (埋込)	FL20W x 2 非常電源内臓型
	ダウンライト			熱線センサ付自動スイッチ	子器 (広角検知形)		EM-IE 1.6 x 4 (PF16)		A42D	下面開放 (埋込)	FL40W x 2 非常電源内臓型
	ダウンライト	非常照明器具		同上 操作ユニット	照明操作用		EM-IE 1.6 x 5 (PF22)		b22	富士型 (直付)	FL20W x 2
	ブラケット	パナソニック WT5041 相当品		既設配線への接続を示す			EM-IE 1.6 x 7 (PF22)		b321	富士型 (直付)	FHF32W x1
	スイッチ	1P 15A		既設器具撤去を示す			EM-IE 2.0 x 2 (19)		c10	ベットライト	FL10W x1
	埋込パノット・ほたるスイッチ	パナソニック WT50529 相当品		既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く		EM-IE 1.6 x 2 (19)		e181	ダウンライト	FDL18W x1
	3路 スイッチ	3W 15A		既設器具を示す			EM-IE 1.6 x 3 (19)		f13	ダウンライト	JD13W x1 非常電源内臓型
	埋込ほたるスイッチ 3路	パナソニック WT50529 相当品		既設配管配線を示す			EM-IE 1.6 x 4 (25)				
	埋込調光スイッチ(3路配線対応形)	パナソニック WTC57582W 相当品									
						担当部署名			工事名(路線等の名称)		
						衣 浦 東 部 広 域 連 合			知立消防署仮眠室改修工事		
									図面No.		
						2025. 4			〈改修前後〉電灯設備 1 階 平面図		
									縮尺		
									1/100(A3:1/141)		
									E-11		

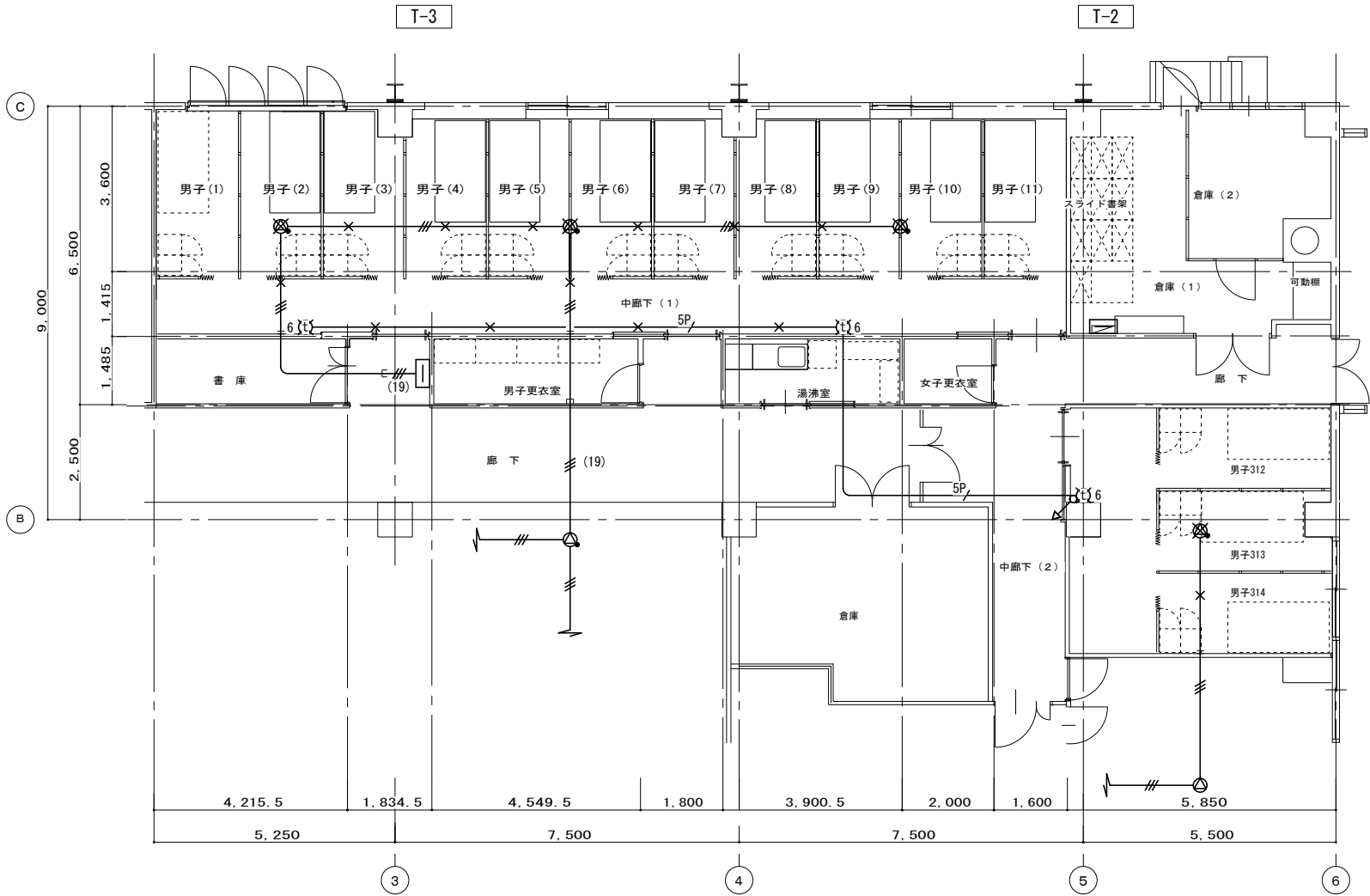


凡 例				注 記						
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする			2. 既設照明器具リスト		
	天井灯			既設器具撤去を示す		EM-IE 1.6 x 2 (PF16)	記号	器具形式	ランプ種別	
	天井灯	非常照明器具		既設配管配線撤去を示す		EM-IE 1.6 x 3 (PF16)	A22D	下面開放 (埋込)	FL20W x 2 非常電源内臓型	
○	ダウンライト					EM-IE 1.6 x 4 (PF16)	A42D	下面開放 (埋込)	FL40W x 2 非常電源内臓型	
●	ダウンライト	非常照明器具				EM-IE 1.6 x 7 (PF22)	b22	富士型 (直付)	FL20W x 2	
	ブラケット					EM-IE 2.0 x 2 (19)	b321	富士型 (直付)	FHF32W x1	
●	スイッチ	1P 15A				EM-IE 1.6 x 2 (19)	c10	ベットライト	FL10W x1	
● 3	3路 スイッチ	3W 15A				EM-IE 1.6 x 3 (19)	e181	ダウンライト	FDL18W x1	
						EM-IE 1.6 x 4 (25)	f13	ダウンライト	JD13W x1 非常電源内臓型	
(F)	換気扇 (天井)	機械設備工事								
						担当部署名		工事名(路線等の名称)		縮尺
						衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/100 (A3:1/141)
						製図年月		図面名		図面No.
						2025. 4		〈改修前〉 電灯設備 3階 平面図		E-12

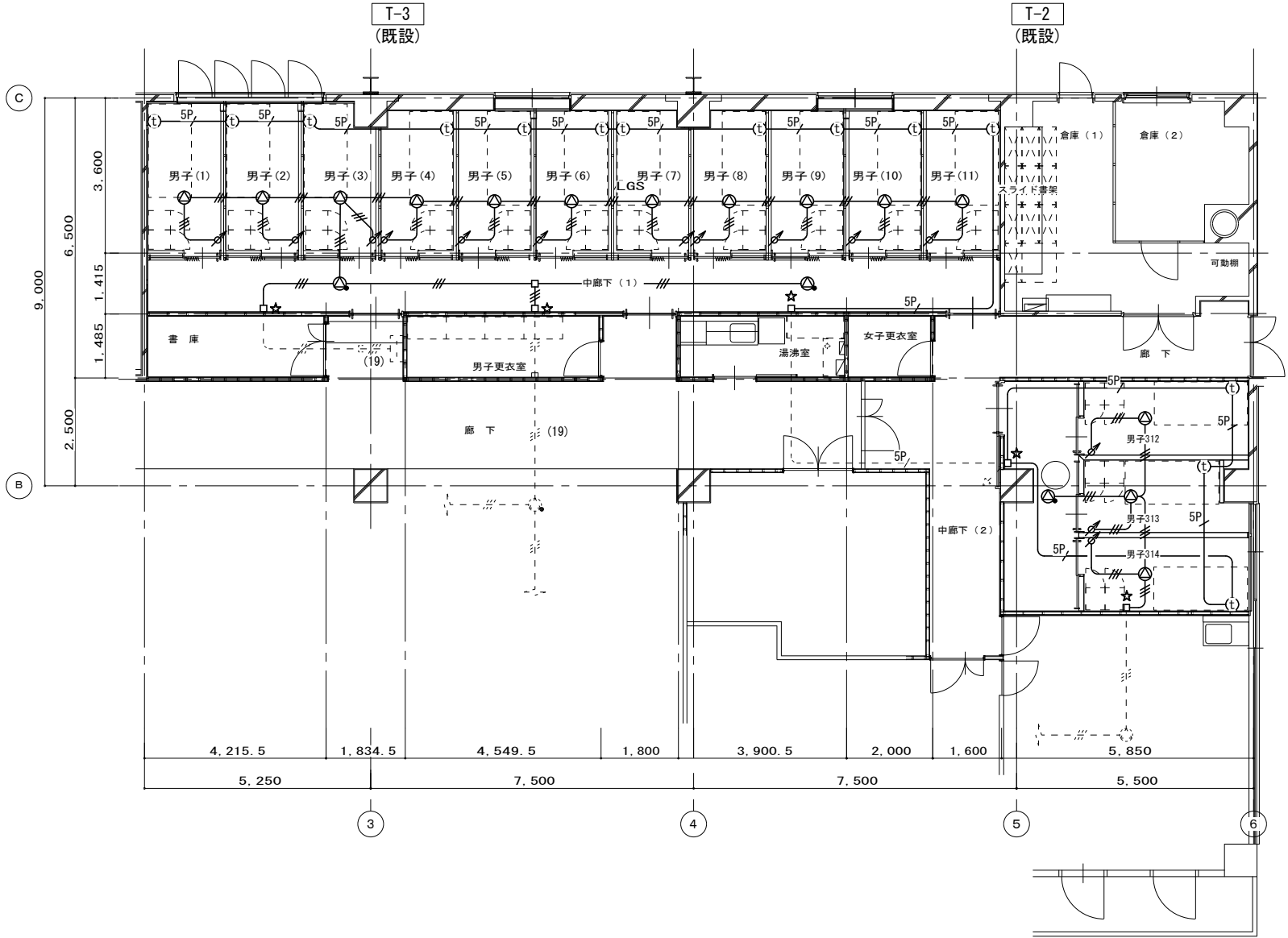


凡 例			注 記		
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	
	天井灯 (LED・FL)			換気扇	機械設備工事
	天井灯 (LED・FL)	非常照明器具		熱線センサ付自動スイッチ	親器 (広角検知形)
	ダウンライト			熱線センサ付自動スイッチ	子器 (広角検知形)
	ダウンライト	非常照明器具		同上 操作ユニット	照明操作用
	ブラケット			既設配線への接続を示す	
	スイッチ	1P 15A		既設器具撤去を示す	
	埋込パナソニック・ほたるスイッチ	パナソニック WT50529 相当品		既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く
	3路 スイッチ	3W 15A		既設器具を示す	
	埋込ホタルスイッチ 3路	パナソニック WT50529 相当品		既設配管配線を示す	
	埋込調光スイッチ (3路配線対応形)	パナソニック WTC57582W 相当品			
					1. 図中特記なき配管配線は 下記とする
					EM-IE 1.6 x 2 (PF16)
					EM-IE 1.6 x 3 (PF16)
					EM-IE 1.6 x 4 (PF16)
					EM-IE 1.6 x 5 (PF22)
					EM-IE 1.6 x 7 (PF22)
					EM-IE 2.0 x 2 (19)
					EM-IE 1.6 x 2 (19)
					EM-IE 1.6 x 3 (19)
					EM-IE 1.6 x 4 (25)
					担当部署名
					衣 浦 東 部 広 域 連 合
					工事名 (路線等の名称)
					知立消防署仮眠室改修工事
					縮尺
					1/100 (A3:1/141)
					製図年月
					2025. 4
					図面名
					〈改修後〉電灯設備 3階 平面図
					図面No.
					E-13

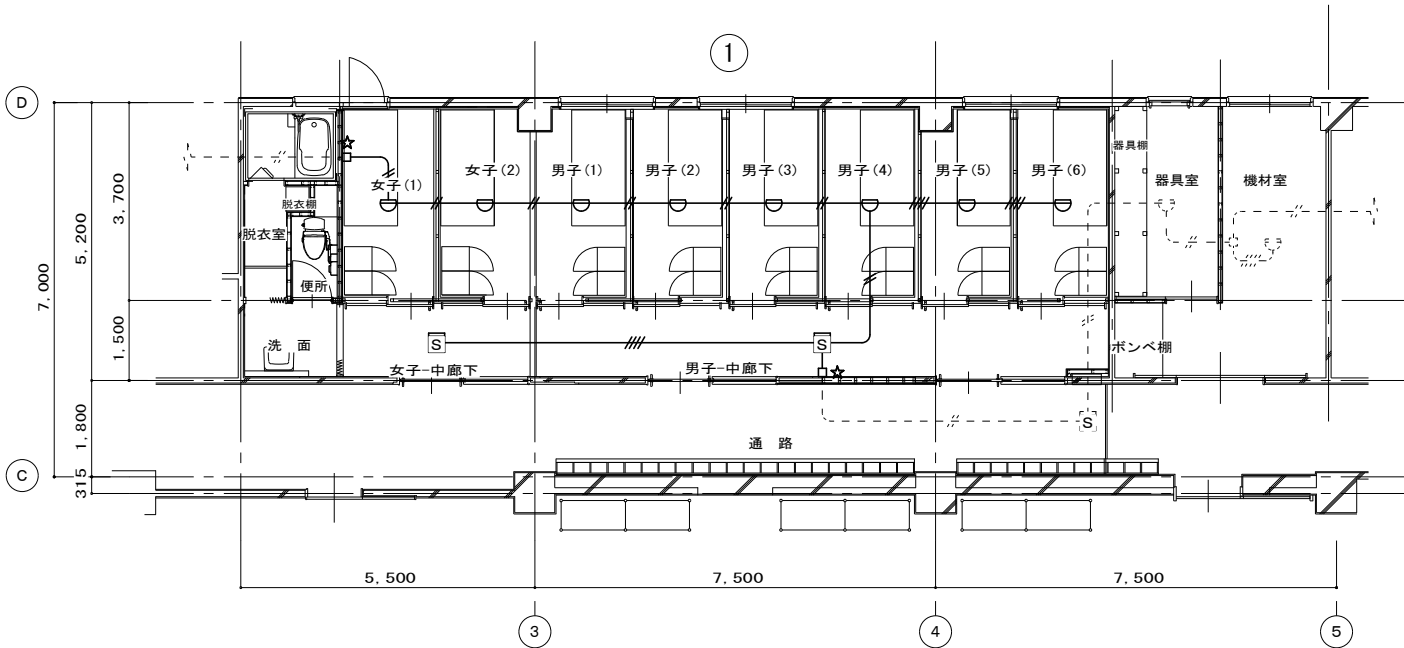
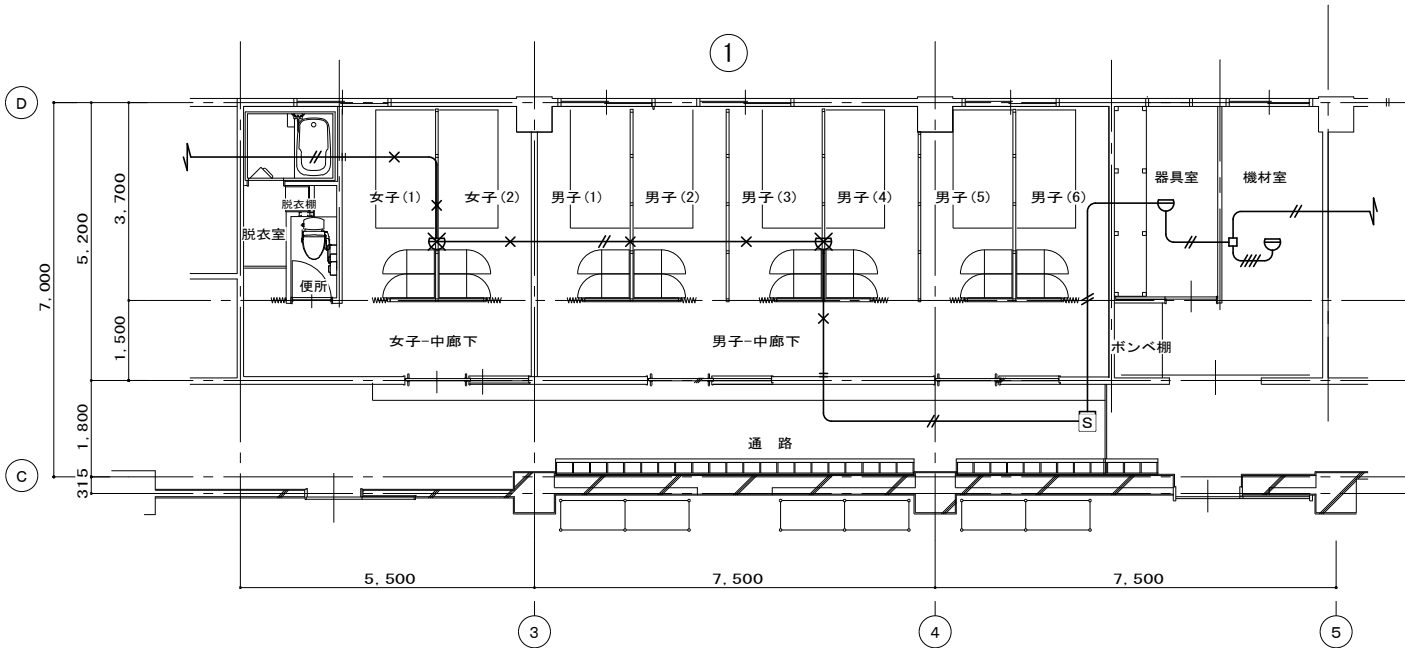
改修前	1 階平面図	S=1/100	改修後	1 階平面図	S=1/100
凡 例			注 記		
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする
□	端子盤		☆	既設配線への接続を示す	放送 —//— NH-HP 1.2 - 3C (PF16)
			☒	既設器具撤去を示す	—(19)//— NH-HP 1.2 - 3C (19)
⊙	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W	—×—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く
⊙	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W・ATT付	□	既設器具を示す	
↗	アッテネータ		—	既設配管配線を示す	インターホン —5P/— EM-AE 1.2 - 5P (PF22)
					—5P(E25)/— EM-AE 1.2 - 5P (E25)
(t) 6	インターホン	親子式・相互式 6局 親器			2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする
(t)	共通線式同時通話インターホン	通話路数3・壁取付形			
					3. 二重天井内はこがし配線可とする
					4. ケーブル配線の壁貫通 壁間仕切内の 立上・引下げは電線管 (PF) に入線する
			担当部署名		
			衣 浦 東 部 広 域 連 合		
			知立消防署仮眠室改修工事		
			図面名		
			〈改修前後〉 弱電設備 1 階 平面図		
			縮尺		
			1/100(A3:1/141)		
			図面No.		
			E-14		



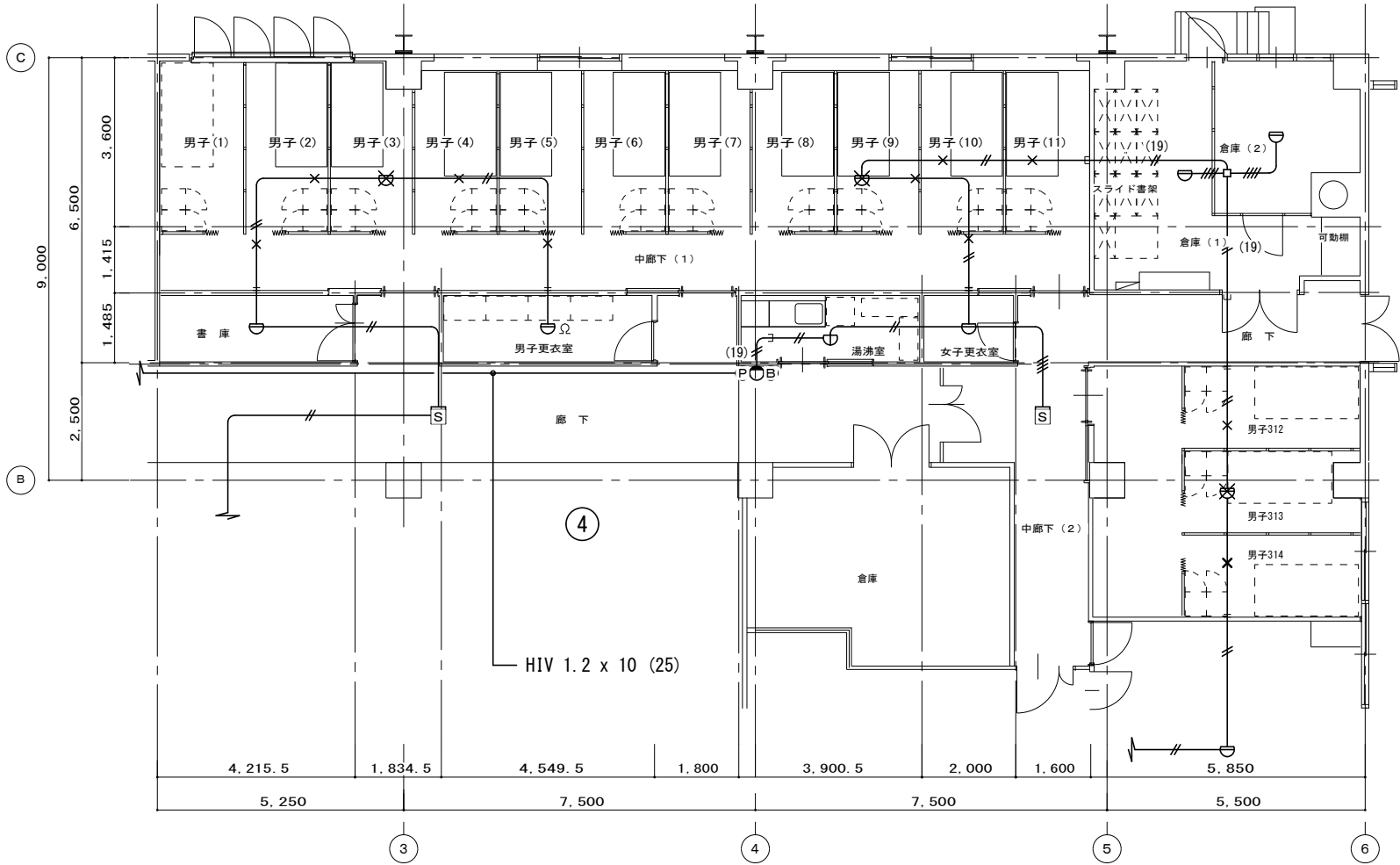
凡 例					注 記			
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする			
			☆	既設配線への接続を示す	放送	— /// —	NH-HP 1.2 - 3C (PF16)	
≡	端子盤		☒	既設器具撤去を示す		⁽¹⁹⁾ — /// —	NH-HP 1.2 - 3C (19)	
			—×—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く			
⊙	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W	□	既設器具を示す	インターホン	— ^{5P} —	EM-AE 1.2 - 5P (PF22)	
⊙	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W・ATT付	—	既設配管配線を示す		— ^{5P (E25)} —	EM-AE 1.2 - 5P (E25)	
⌘	アッテネータ							
(t) 6	インターホン	親子式・相互式 6局 親器						
(t)	共通線式同時通話インターホン	通話路数3・壁取付形						
					担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
					衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100(A3:1/141)
							図面名	図面No.
					2025. 4		〈改修前〉 弱电設備 3階 平面図	E-15



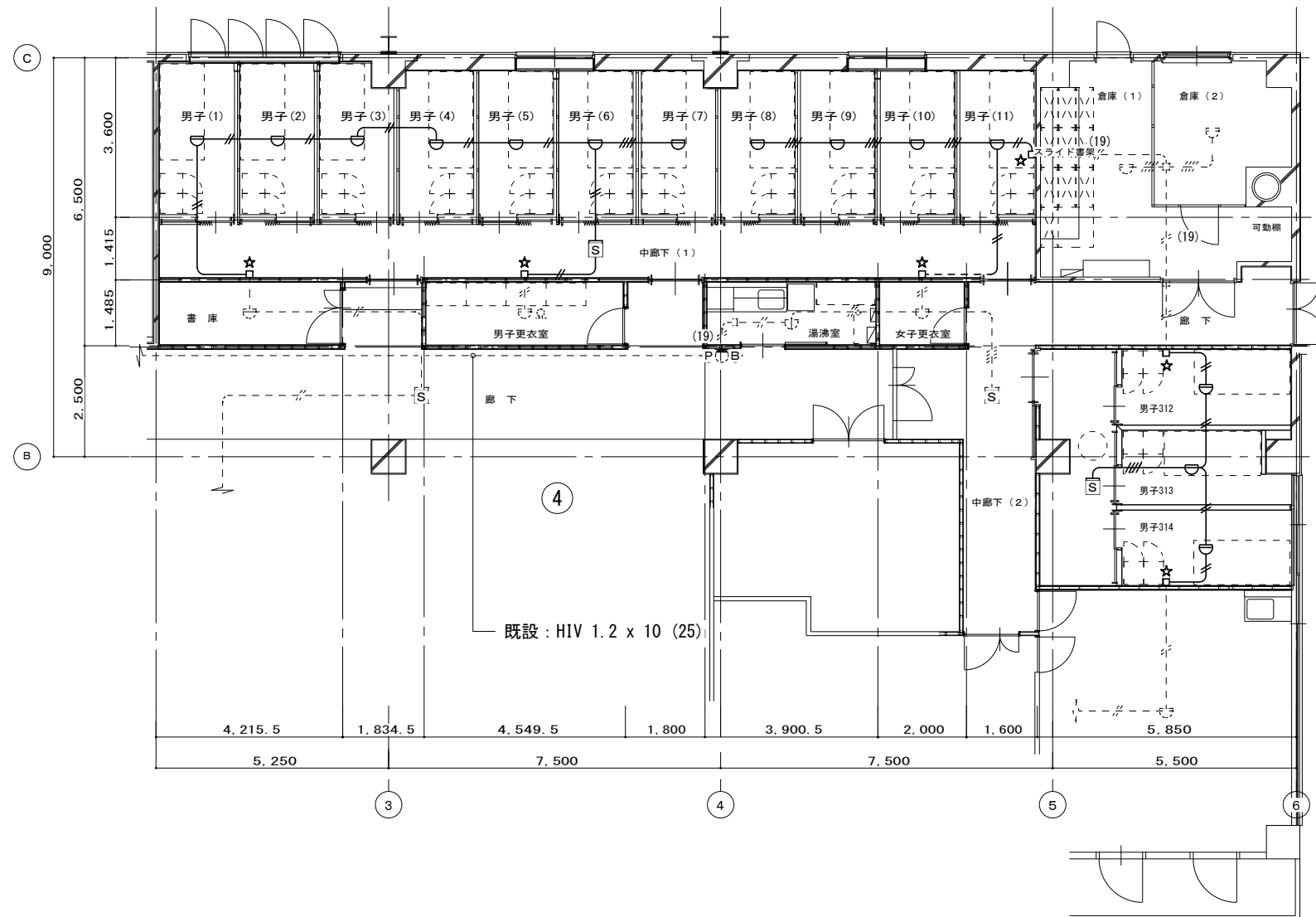
凡 例				注 記					
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	1. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする	2. 放送アンプ 容量計算			
			★	既設配線への接続を示す	放送	スピーカ設置数		既設 卓上型PAアンプ (T0A TA-1060) 仕様	
	端子盤			既設器具撤去を示す	インターホン	増設	定格出力	60W	
			—×—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く	1階	8	5局スピーカセレクト	
	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W		既設器具を示す		2. 二重天井内はころがし配線可とする	2階	1	優先放送回路及びコンプレッサー回路付
	天井埋込形スピーカ	定格入力 3W・ATT付	—	既設配管配線を示す	3階	13	13		
	アッテネータ				3. ケーブル配線の壁貫通 壁間仕切内の	4階	6	容量計算	
					立上・引下げは電線管(PF)に入線する	5階	2	スピーカ定格入力は 1W で計算	
(t) 6	インターホン	親子式・相互式 6局 親器						29W(既設) + 21W(増設) = 50W	
(t)	共通線式同時通話インターホン	通話路数3・壁取付形				計	29	21 ※ 上記によりアンプは既設利用とする	
					担当部署名	工事名(路線等の名称)			縮尺
					衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事		1/100(A3 : 1/141)
						製図年月	図面名		図面No.
						2025. 4	〈改修後〉 弱電設備 3階 平面図		E-16



凡 例						注 記			
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	備 考	1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする			
Ⓟ	発信器	P型 1級	☆	既設配線への接続を示す		—//— EM-AE 1.2 - 2C (PF16)			
Ⓢ	電鈴		☒	既設器具撤去を示す		—///— EM-AE 1.2 - 4C (PF16)			
○	表示灯		—×—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く	⁽¹⁹⁾ —//— EM-AE 1.2 - 2C (19)			
			□	既設器具を示す		2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする			
☎	差動式スポット感知器	2種	—	既設配管配線を示す		—//— EM-AE 1.2 - 2C			
☎	定温式スポット感知器	1種・防水型				—///— EM-AE 1.2 - 4C			
☎	煙感知器	光電式2種				3. 二重天井内はころがし配線可とする			
Ω	終端抵抗器					4. ケーブル配線の壁貫通 壁間仕切内の 立上・引下げは電線管 (PF) に入線する			
Ⓝ	自火報警戒区域番号								
						担当部署名		工事名 (路線等の名称)	縮尺
						衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100 (A3 : 1/141)
								図面名	図面No.
						2025. 4		〈改修前後〉 1 階 平面図	E-17



凡 例						注 記			
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	備 考	1. 図中特記なき改修前配管配線は 下記とする			
Ⓟ	発信器	P型 1級	☆	既設配線への接続を示す		—//—	EM-AE 1.2 - 2C (PF16)		
Ⓟ	電鈴		☒	既設器具撤去を示す		—///—	EM-AE 1.2 - 4C (PF16)		
○	表示灯		—✕—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く	— ⁽¹⁹⁾ //—	EM-AE 1.2 - 2C (19)		
			□	既設器具を示す					
☯	差動式スポット感知器	2種	—	既設配管配線を示す					
☯	定温式スポット感知器	1種・防水型							
☒	煙感知器	光電式2種							
Ω	終端抵抗器								
Ⓝ	自火報警戒区域番号								
						担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
						衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100(A3 : 1/141)
						製図年月		図面名	図面No.
						2025. 4		〈改修前〉 自火報設備 3階 平面図	E-18



凡 例						注 記			
記 号	名 称	備 考	記 号	名 称	備 考	2. 図中特記なき改修後配管配線は 下記とする			
⒫	発信器	P型 1級	☆	既設配線への接続を示す		——#—— EM-AE 1.2 - 2C			
⒪	電鈴		☒	既設器具撤去を示す		——///—— EM-AE 1.2 - 4C			
○	表示灯		—×—	既設配管配線撤去を示す	打込み配管を除く				
			□	既設器具を示す		3. 二重天井内はころがし配線可とする			
⒱	差動式スポット感知器	2種	——	既設配管配線を示す					
⒲	定温式スポット感知器	1種・防水型				4. ケーブル配線の壁貫通 壁間仕切内の 立上・引下げは電線管 (PF) に入線する			
Ⓖ	煙感知器	光電式2種							
Ω	終端抵抗器								
Ⓝ	自火報警戒区域番号								
						担当部署名		工事名 (路線等の名称)	縮尺
						衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100 (A3 : 1/141)
						製図年月		図面名	図面No.
						2025. 4		〈改修後〉 自火報設備 3階 平面図	E-19

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考										
第1編	1章 一般事項 1節 総 則 1.1.1 適 用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 知立市契約規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 4) “ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版） 5) “ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 6) “ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版） 7) “ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 8) “ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版） 9) “ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版） 10) “ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版） 11) “ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 12) 関係法令及び諸工事基準 13) 愛知県建築工事項目管理要領 14) 知立市工事等監督要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ の がある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書（指定資材を含む）によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。 * 公共建築工事標準仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。	【改修1.1.1】	第1編	* 工事写真	1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(http://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/index.html) 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工時 監督職員の指示によりカラーで撮影											
	1.1.2 用語の定義	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。	【改修1.1.3】		3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年3月26日改正）によるものとする。											
	1.1.3 官公署その他への届出手続等		【改修1.1.4】		1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件	* ・ 配置する ・ 配置しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・ 有 () ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・ 30日 ※ () 休日（年末年始休暇及び夏期休暇） ・ 9日 ※ () その他の作業不能日 ・ () 日 ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有（駐車場所： ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 4) 資機材置場所 置場制限 ※ 有（置場所： ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 5) その他 ()	【改修1.3.2】 【改修1.3.3】										
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録		【改修1.1.7】		* 週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ・ 発注者指定 ・ 受注者希望 ◎ 対象外 理由（設計金額が5000万未満の工事）（建築工事における週休2日制工事実施要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html） * 非施工場所が機能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による ・ () * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による ・ ()											
第1編	1.1.7 関連工事等の調整			一般	1.3.9 発生材の処理等	* 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの ・ () ・ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法 ・ () ・ 図示による * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・ () * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 P C B含有物以外で引渡を要するもの () * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。	【改修5.1.1】										
					共		* 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。	【改修5.1.1】 【改修5.1.2】 【改修5.1.1】									
					通												
					事												
第1編	1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「知立市設計変更事務取扱要領」及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 ——(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)——	【改修1.1.8】	第1編	* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。	愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、同関係様式は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp										
	1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 —なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械・器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。—	【改修1.2.1】 【改修1.2.4】		* 分別収集 1.4.1 環境への配慮												
	2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 1.2.4 工事の記録等	* 概成工期 ・ 有 (年 月 日) ※ 無 * 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課HP 建設技術基準等（建築）の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。（https://www.pref.aichi.jp/site/cais/densinohin.htmlを参照。） —ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体（C D — RまたはD V D — R）2部とする。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 ——（1）電子媒体（C D — RまたはD V D — R）で完了検査時に1部提出する。 ——（2）「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 6. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 情報共有システムの試行 —— 発注者指定方式 —— 本工事は、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うこと。 ※ 受注者希望方式 —— 本工事は、受注者が希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、情報共有システムを利用し、工事施行にかかる手続き、文章の情報交換、電子納品等を電子ネットワーク上で行うことができる。	【改修1.2.1】 【改修1.2.4】		1.4.2 材料の品質等												
	* 情報共有システム																
				<table><tr><td colspan="2">工事名</td><td>図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">知立消防署仮眠室改修工事</td><td rowspan="2">M-01</td></tr><tr><td colspan="3">機械設備工事特記仕様書 1／8</td></tr><tr><td colspan="2">衣浦東部広域連合</td><td></td></tr></table>		工事名		図面番号	知立消防署仮眠室改修工事		M-01	機械設備工事特記仕様書 1／8			衣浦東部広域連合		
工事名		図面番号															
知立消防署仮眠室改修工事		M-01															
機械設備工事特記仕様書 1／8																	
衣浦東部広域連合																	

No.2a

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第2編	2.2.24 不凍水栓柱	* 寸法 ※ 全長約1,500mm	・ () ・ 図示による
	2.2.27 スリーブ	* スリーブ ※ 2.2.27(2)による	・ () ・ 図示による
	3節 計器その他		【改修2.1.1】
	2.3.6 遠隔油量指示計	* 遠隔油量指示計 ・ 抵抗変化式液面計 ・ 磁歪式液面計	・ 図示による
	2.3.8 瞬間流量計	* 副指示計 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による	
		* 流量計 ・ 着脱可能形 ・ 固定形 ・ () ・ 図示による	
	4節 配管施工の一般事項		【改修2.2.1】
	2.4.1 一般事項	* 建築物導入部配管で不動沈下のおそれのある場合（排水、通気配管 除く）の施工方法	・ 図示による ※標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領(一))による ・ ()
		* 給水、給湯、冷温水、冷却水配管の絶縁継手の設置箇所及び仕様 ※図示による	・ ()
		* ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 ・ 流量調整弁を設置 ・ 定流量弁を設置 ・ 図示による	
第2編	2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管		【改修2.2.1】
	2.4.8 排水及び通気配管	* 空調機用トラップの形式 ※図示による ・ ()	【改修2.2.2】
	【改修】2.2.11 既設配管の再生を行う場合の留意事項	* 既設配管の再生工法 ※図示による ・ ()	【改修2.2.2】
		* 施工前の劣化状態の調査 調査箇所 ※図示による ・ ()	【改修2.2.8】
		* 通水後の水質検査 ※行う ・ 行わない	
	5節 管の接合		【改修2.3.7】
	2.5.7 ステンレス鋼管	* 継手の種類 ・ ()	・ 図示による
	2.5.9 ビニル管	* 給水管の接合方法 ※接着接合 ・ ゴム輪接合	・ 図示による
		* 排水管の接合方法 ※接着接合 ・ ゴム輪接合	・ 図示による
	2.5.10 ポリエチレン管	* 管の接合方法 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	・ 図示による
第2編		* 異種管との接合部に設ける点検用柵の種類 ・ 図示による ・ ()	【改修2.3.11】
	2.5.11 架橋ポリエチレン管	* 管の接合方法 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	・ 図示による
	2.5.12 ポリブテン管	* 管の接合方法 ・ 熱融着接合 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	・ 図示による
	2.5.14 耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所 ・ 図示による ・ ()	【改修2.3.15】
	2.5.15 溶接接合	* 溶接部の検査 非破壊検査 ・ 行わない ・ 行う（検査種類： ）	・ 図示による
		・ 抜取率 ※表2.2.16による（改修は表2.2.2） ・ ()	・ 図示による
		* 放射線透過検査の判定基準 ・ ()	・ 図示による
		* 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管の接合要領 ※標準図（異種管の接合要領）による	・ 図示による
	6節 勾配、吊り及び支持		【改修2.4.3】
	2.6.3 吊り及び支持	* 表2.2.20（改修は表2.2.6）の形鋼振れ止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合	
第2編		必要箇所、分類、支持間隔 ※図示による ・ ()	【改修2.4.3】
	7節 埋設配管		【改修2.5.1】
	2.7.1 一般事項	* 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※図示による ・ ()	【改修2.5.1】
		* 地中埋設標（屋外埋設管の分岐及び曲り部）の設置箇所 ※図示による ・ ()	【改修2.5.1】
	【改修】5節 埋設配管		
	【2.5.1】一般事項	* 管理設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 ※図示による ・ ()	【改修2.5.1】
		舗装仕様 ※図示による ・ ()	
		* 地盤対策 ※図示による ・ ()	
		* 植栽 ・ 芝生 ・ 舗装 ・ 石貼 ・ タイル等の移植及び撤去、復旧及び再利用品等 ※図示による ・ ()	
	【改修】7節 試験		
第2編	【2.7.1】一般事項	* 既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※図示による ・ ()	【改修2.5.1】
		* システム全体の試験 ・ 行う ・ 行わない	
	【改修】8節 撤去		
	【2.8.2】既設配管の撤去	* 既設配管の撤去範囲 ※図示による ・ ()	【改修2.5.1】
	3章 保温、塗装及び防錆工事		【改修3.1.3】
	1節 保温工事		
	3.1.4 空調和設備工事の保温	* 空調和設備工事の保温の種類	
		共同溝の保温種別 ・ () ・ 図示による	
		暗渠内の空調用のドレン管の保温 ・ 行う ・ 行わない	
		保温化粧ケース（冷媒管の保温外装） ・ 使用する ・ 使用しない ・ 図示による	
第2編		外装材の種類（冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合） ・ () ・ 図示による	
		暗渠内のダクトの保温 ・ 行う ・ 行わない	
		厨房用排気用ダクトの保温 ・ 行う ・ 行わない	
		表2.3.2 注11 (ア) ～ (イ) のうち保温を行うもの ・ () ・ 図示による	
		表2.3.2 注12 (ア) ～ (イ) のうち保温を行うもの ・ () ・ 図示による	
		表2.3.2 注13 (ア) ～ (イ) のうち保温を行うもの ・ () ・ 図示による	
		* 管及び機器の保温施工種別	
		表2.3.3 注8 冷媒管の保温化粧ケースの材質 ・ () ・ 図示による	
		表2.3.3 注10 施工種別AにおけるA2の適用 ※ A1 (シールドタイプ) ・ A2 (ジャケットタイプ) ・ 図示による	
	3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 共同溝の保温種別 ・ () ・ 図示による	【表2.3.3】
第2編		* 鋼板製ダクトの保温 ・ () ・ 図示による	【表2.3.5】
		* 表2.3.5注5(ア)～(イ)のうち保温を行うもの ・ () ・ 図示による	
		* 表2.3.6 注7 施工種別aにおけるa2の適用 ※ a1 (シールドタイプ) ・ a2 (ジャケットタイプ) ・ 図示による	
	3.1.6 保温材の厚さ	* 寒冷地等で表2.3.7によらない場合の保温材の厚さ[空調、給排水衛生設備工事] () ・ 図示による	
	【改修3.1.3】		
	空調工事及び衛生工事の保温	* 保温の種類、材料、施工順序及び厚さ ※図示による ・ ()	
	2節 塗装及び防錆工事		【改修3.2.1】
	3.2.1 塗 装	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による	【改修3.2.1】
		アルミニウムペイント塗りの塗料 ※JIS K 5492 ・ () ・ 図示による	
	4章 関連工事		【改修1編2.2.1】
第2編	1節 仮設工事		
	4.1.1 一般事項	* 足場を設ける場合は、「『手すり先行工法に関するガイドライン』について」（令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号）に規定する『手すり先行工法等に関するガイドライン』により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置方式又は2の（2）手すり先行専用足場方式により行う。	
	【改修】1編2章2節 足場その他	* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。	
	【改修】1編2章3節 監督職員事務所等	* 内部足場 ・ () ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ 単管足場	
		・ 脚立足場、移動式足場、移動式昇降足場、高所作業車のうちのいずれか	
		* 外部足場 ・ 別契約の関係受注者の設置する足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場	
		・ 単管本足場 ・ 仮設コンドラー ・ 移動式足場 ・ 高所作業車 ・ ()	
第2編			

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第2編		* 設置するシート等 ・ 防護シート (JISA8952) ・ 防護ネット (JISA8960) ・ 防音シート ・ ()	
		* 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。	【改修1編2.3.1】
	* 監督職員事務所	* ・ 設ける (m程度) ・ 既存建物内の一部 ※ 設けない	
	* 監督職員事務所の備品	監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。	【改修1編2.3.2】
		* 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 1,140以上	
		* 選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機	
		ご迷惑をおかけします 〇〇工事をしています 令和〇年〇月〇日 時間帯 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 延べ床面積 A = m 〇〇道 請負金額 円 発注者 知立市 〇〇部 〇〇課 施工者 △△△△工務店株式会社 現場代理人 △△ △△ 電話 △△△-△△△△-△△△△ 建設現場標識（例）	
	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所	* 受注者事務所（設ける場合） ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外	
	* 建設工事名称板及び建設現場標識の設置	* 材料置場 ※ 構内 ・ 構外	
		* その他仮設物 ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外	
第2編		* 建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置	
		* 建設現場標識 ※ 設ける（他工事と共同設置を可とする） ・ 設けない	
	【改修】1編2.2.3 仮設間仕切り	* 仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種	【改修 表1.2.3】
		A種、B種の場合の塗装等仕上げ ・ 有 ※ 無	
	2節 土工		
	4.2.1 一般事項	* 埋戻し及び盛土 ・ 山砂の類 ※ 根切土の中の良質土	【改修7.1.1】
		・ 他現場の発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂	
		* 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。	【改修7.1.1】
		* 建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無	
		* 建設発生土の処理 ・ 構外搬出（関係法令に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ） （搬出先条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ）	
第2編		・ 場内敷き均し	
		建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。	
	4節 コンクリート工事		
	4.4.1 一般事項	* 設計基準強度 ・ () ・ 図示による	【改修7.3.1】
		* スランブ ・ 15cm ・ 18cm ・ () ・ 図示による	
	【改修】4章 はつり及び穴開け		
	【1節】一般事項		
	【4.1.1】共通事項	* 施工日・施工時間 制限 ・ 有 () ・ 無	
	【4.1.2】非破壊検査	* 放射線透過検査 ・ 行う ・ 行わない ・ ()	
	【4.1.3】穴開け及び補修	* 貫通場所、口径等 ・ 図示による ・ ()	
第2編	【4.1.5】既設基礎の解体はつり	* 解体基礎の仕様（有筋・無筋、防水・非防水、寸法等） ※図示による ・ ()	
		* 基礎の解体・撤去後の床面仕上げ及び補修 ※図示による ・ ()	
	【改修】5章 インサート及びアンカー		
	【1節】一般事項		
	【5.1.1】共通事項	* 既存インサート及びアンカーを再使用する場合の引張強度確認試験 ・ 行う ・ 行わない	
	【5.1.2】機器の固定	* 給湯設備に使用するアンカーは平成24年国交省告示第1447号による。	
		* アンカーの耐震計算を行う機器 ・ 図示による ・ 図示による	
	【2節】施工		
	【5.2.1】穿孔	* 埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ※図示による ・ ()	
	【5.2.3】確認試験	* あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない	
第2編		* あと施工アンカーの施工後確認試験 ・ 行う ・ 行わない	
	【改修】6章 基礎工事		
	【1節】一般事項		
	【6.1.1】共通事項	* 機器用基礎 ・ 新設 ・ 既設再使用 ※図示による	
		* 基礎 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ※図示による	
		標準基礎の場合 基礎の大きさ ・ () ※図示による	
		* 基礎の増設及び補修 ※図示による ・ ()	
		* 防水層の補修 ※図示による ・ ()	
	1章 機 材		
	<各節共通>	* インバーター制御を行う空調和設備[制御盤に1.2.2.2を適用] ()	
第3編		上記設備のインバーター回路の高調波対策 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による	
	1節 ボイラー		
	1.1.1 ボイラー	* [・ 鋼製ボイラー ・ 鋼製小型ボイラー ・ 小型貫流ボイラー及び簡易貫流ボイラー ・ 鋳鉄製ボイラー]	
		燃料装置の燃焼制御方式 () ・ 図示による	
		制御盤 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による	【表2.1.6】
		表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子	
		・ 運転時間表示用端子 ・ 図示による ・ ()	
		* 複数台の小型貫流ボイラーから構成される場合の適用 ・ () ・ 図示による	
		小型貫流ボイラー又は簡易貫流ボイラーの場合の薬液注入装置の適用 ※ 図示による ・ ()	
		* 鋼製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 () ・ 図示による	
第3編		* 鋳鉄製簡易ボイラーの燃焼装置 燃焼制御方式 () ・ 図示による	
	1.1.2 鋼板製煙道	* 適用するもの ・ ばい煙濃度計の取付座 ・ ばいじん量測定口 ・ 伸縮継手 ・ 掃除口 ・ 図示による	
		* 煙道の鋼材厚さ ・ () ・ 図示による ・ 3.2mm	
		* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・ () ・ 図示による	【改修3.2.1】
		アルミニウムペイント塗りの塗料 ※ JIS K 5492 ・ () ・ 図示による	
	1.1.3 ばい煙濃度計	* 投光器 ※送風機付き ・ ()	
		受光器 ※送風機付き ・ ()	
		工事名 知立消防署仮眠室改修工事	図面番号
		機械設備工事特記仕様書 3／8 縮尺 N S	M-03
		衣浦東部広域連合	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第 3 編	1.1.5 給水軟化装置	* イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 ・ () ・ 図示による * 運転方式 ※ 自動式 ・ 手動式 ・ 図示による	[表2.1.6]
	【改修】1節 機 器		
	【1.1.2】試 験	* 付属品 処理水用硬度測定器 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による	
	* 分割搬入を行う機器の試験 ・ 行う (機器名:) ・ 行わない		
	2節 温水発生機		
	・ 1.2.1 真空式温水発生機	* 燃烧装置の燃烧制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・ 図示による ・ ()	
	・ 1.2.2 無圧式温水発生機	* 容量調節装置の燃烧制御方式 ・ 図示による ・ ()	
	・ 1.2.3 木質バイオマス・イター (真空式温水発生機)	* 制御盤 [定格出力186kwを超える場合] 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 運転時間表示用端子 ・ 図示による ・ ()	
	・ 1.2.4 木質バイオマス・イター (無圧式温水発生機)		
	3節 冷凍機		
編	・ 1.3.1 チリングユニット	* 圧縮機のインバーター制御 ・ 行う ・ 行わない	[表2.1.8]
	・ 1.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット	* モジュール形の適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 冷水ポンプをの組込み ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・ 直入始動 ・ 始動装置による始動 ・ 図示による * 冷媒 () ・ 図示による * 成績係数 数値 () ・ 図示による * 制御盤 適用する構成項目 ・ 進相コンデンサー ・ 運転時間計 ・ 図示による 表示項目[圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上30kW以下の場合] ・ 運転停止表示 ・ 保護継電器の動作表示 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ () ・ 図示による ・ 運転時間表示用端子 ・ 温水出入口温度用端子(空気熱源ヒートポンプユニット) ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 消費電力表示用端子	
	・ 1.3.3 遠心冷凍機	* 容量制御 ・ インバーター制御方式とする ・ インバーター制御方式としない	
	・ 1.3.4 スクリュー冷凍機	* インバーター制御盤 * 氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 熱回収型の適用[クリュー冷凍機の場合] ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 電動機の始動方式 ※表2.1.5による ・ 直入始動 ・ 始動装置による始動 ・ 図示による * 冷媒 () ・ 図示による * 成績係数 数値 () ・ 図示による * 進相コンデンサー (高圧電動機盤) ・ 設置する () ・ 設置しない * 電動機盤 進相コンデンサー ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ・ () ・ 運転時間表示用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 消費電力表示用端子	
	1.3.5 吸収冷凍機	* 成績係数 数値 () ・ 図示による * 制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 図示による ・ () ・ 運転時間表示用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 消費電力表示用端子	
	1.3.6 吸収冷温水機	* 排熱熱交換器 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 排熱投入型再生器 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 ・ 図示による * 燃烧装置 燃烧制御方式 () ・ 図示による * 成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] ・ () ・ 図示による * 燃料削減率 数値 () ・ 図示による * 制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 図示による ・ () ・ 運転時間表示用端子 ・ 温水出入口温度用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 燃料消費量表示用端子	
	1.3.7 吸収冷温水機ユニット	* 本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 ・ 図示による * 燃烧装置 燃烧制御方式 () ・ 図示による * パーナー オイルパーナー ・ ガスパーナー ・ 木質バイオマス燃料使用パーナー ・ 図示による * 成績係数、期間成績係数 ※グリーン購入法の基本方針による数値[冷房時] ・ () ・ 図示による * 制御盤 運転時間計の適用 ・ 適用 ・ 不要 ・ 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ・ 図示による ・ () ・ 運転時間表示用端子 ・ 温水出入口温度用端子 ・ 冷水出入口温度用端子 ・ 燃料消費量表示用端子	
	4節 コージェネレーション装置		
	1.4.2 構 成	* 冷却塔 (放熱用) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	
	1.4.3 原動機	* 共通台板 水平震度 () ・ 図示による * 排気ガスの排出規制値 () ・ 図示による	
工 事	1.4.4 発電機等	* ガスタービン発電装置 原動機のエンクロージャ周囲1mにおける運転音 ※ 90dB (A) 以下 ・ () 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 ・ 水冷式 ・ 図示による 運転時間 ・ () ・ 図示による	【改修2編1.2.1】
	1.4.5 配電盤	* マイクロガスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 ・ () ・ 図示による ・ 三相3線式 ・ 三相4線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式	
	1.4.7 熱回収装置	* ディーゼル発電装置 保安装置の外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの () * ガスエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの () * ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 表1.3.2の*印のうち、適用するもの () * 構成 温水熱交換器 ・ 排ガス・イター ・ 排ガス熱交換器 ・ 熱回収用ポンプ ・ 図示による * 温水熱交換器 付属品 鋼製はしご ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による * 熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ※ FC200以上 (JIS G 5501) ・ SUS304 (JIS G 4305) ・ SCS13 (JIS G 5121) ・ 図示による 電動機 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ () フート弁 口径 () mm	
	1.4.14 総合効率	* 制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 ・ 組込む ・ 組込まない ・ 図示による	
	1.4.16 試 験	* 総合効率 () ・ 図示による * 気密又は満水試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 安全弁試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	
	5節 氷蓄熱ユニット		
	1.5.5 冷 媒	* 冷媒 () ・ 図示による	
	1.5.6 氷生成装置	* 種類 ・ スタティック形 (・ 内融式 ・ 外融式 ・ カプセル式) ・ ダイナミック形	
	1.5.7 タンク	* タンクの材質 () ・ 図示による * 設計用水平震度 ※ 図示による ・ ()	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第 3 編	1.5.9 成績係数	*成績係数の数値 () 図示による	【改修2編1.2.1】 【改修2編1.2.1】
	6節 冷却塔		
	1.6.5 送風機	* ケーシング下部の水抜き 設ける 設けない * 電動機 (直動形以外) 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ()	
	1.6.6 電動機	* 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ()	
	1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	* 薬液注入装置の適用 ※ 図示による ()	
	7節 空気調和機		
	1.7.1 エット形空気調和機	* 1.7.1.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 大温度差送風方式 (冷房時14℃以下) の場合の表面結露対策 行う 行わない 図示による * 潜熱・顕熱分離形の場合、適用する項目 1.7.1.1(ハ)(a) 1.7.1.1(ハ)(b) 1.7.1.1(ハ)(c)(形式) * 許容騒音レベル[設計風量及び全静圧]が表3.1.7を超える場合 () [表3.1.7] * 加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 図示による * 送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () [表3.1.8] * 電動機 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※ 表2.1.5による () 【改修2編1.2.1】	
	1.7.2 コンパ 外形空気調和機	* 1.7.2.1(イ)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 床吹出形のコンパ 外形空気調和機 1.7.2.1(ハ)による 図示による () * 潜熱・顕熱分離形のコンパ 外形空気調和機 1.7.2.1(ハ)による 図示による () エアフィルター 形式 図示による () * 加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 ※図示による * 送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () * 電動機 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※ 表2.1.5による () * エアフィルター メインフィルター 折込み形[1.8.2]の薄型 電気集じん器(パ 形)[1.8.5] 図示による * 制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 () 図示による	
	1.7.3 デシカント空気調和機	* 1.7.3.1(ア)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () * 加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 水気化式 図示による * 送風機の吐出口風速が表3.1.8を超える場合 () * 電動機 200V・400V三相誘導発電電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ()	
	1.7.4 ファンコイルユニット	* 隠べい形の付属品 吸出口 吸込口 エアフィルター * 試験方法 吸込空気の温湿度及び冷温水の入口温度 () 図示による * 床置形及びローボ イ形の露出形の弁類 流量調整弁 定流量弁 図示による * サブドレンパン 設置する 設置しない ※ 図示による * 付属品等 流量調整弁、定流量弁 () 図示による	
調 和 機	1.7.5 パッケージ 形空気調和機	* 床置屋内機の形式 FRV(J) FRV(D) FRH FIH FRL FIL 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器 (温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () * 圧縮機 室内機に組込む (室内機に組込まない) 図示による * エアフィルター (112kw以上の場合) ろ材ユニット 再生式 非再生式 図示による ろ材ユニット ろ材交換形 ろ材交換形でない 図示による * 冷媒 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 適用する構成項目 進相コンデンサー 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () 遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子	
	1.7.6 マルチパッケージ 形空気調和機	* リモートコントローラー 1.7.5.18による () 図示による * 屋内機の形式 FRV(J) FRV(D) FRH FIH FRL FIL WR CR CRK CIS CID CK-1 CK-2 CK-3 CK-4 FIO CIO ※ 図示による * 屋内機に組込むもの 補助加熱器 (温水コイル 蒸気コイル 電気ヒーター) 加湿器 図示による () 天井吊隠べい形の付属品 ※ 図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター * 圧縮機 室内機に組込む 室内機に組込まない 図示による * 外気処理ユニット 形式 天井吊 (隠べい) 形 床置形 図示による * 冷媒 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 制御盤 適用する構成項目 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () 遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子	
	1.7.7 ガスエンジンヒートポンプ 式空気調和機	* リモートコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () 図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 要 不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による () * 屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 備える 備えない ※ 図示による * 屋外機 (冷房能力45kW 以上) に消費電力自給装置 備える 備えない ※ 図示による * 電源自立型ガスエンジンヒートポンプ 式空気調和機 適用する 適用しない ※ 図示による * 屋内機の構成 加湿器 組込む 組込まない ※ 図示による 天井吊隠べい形の付属品 ※ 図示による 吹出口 吹込口 エアフィルター * 外気処理ユニット 形式 天井吊 (隠べい) 形 床置形 図示による * 冷媒 ※ 図示による () * 冷媒管 ※ 2編2.1.2による () 図示による * 成績係数 数値 ※ グリーン購入法の基本方針に定める数値 () 図示による	
		* 制御盤 適用する構成項目 運転時間計 図示による 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () 遠方発停用端子 温度調節器用端子 運転時間表示用端子	
		* リモートコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 図示による 1.7.6.20(a)以外に必要な集中管理リモコンの機能 () 図示による 集中管理リモコンにエネルギー管理に関する機能 要 不要 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ()	
工 事	工事名 知立消防署仮眠室改修工事		図面番号
	機械設備工事特記仕様書 4 / 8 縮尺 N S		M-04
	衣浦東部広域連合		

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第 3 編	8節 空気清浄装置		
	1.8.1 バネ形エアフィルター	*ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 ・図示による *ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による *形式 ・中性能 標準形 ・中性能 薄形 ・高性能 標準形 ・高性能 薄形 ・HEPA 標準形 ・HEPA 薄形 ・図示による *性能 ※ 表3.1.11による ・ () ・ 図示による *ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による *制御盤 表2.1.8 ○印以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ・ ()	
	9節 全熱交換器		
	1.9.2 回転形全熱交換器	*駆動装置 回転数制御装置 ・組込む ・組込まない ・図示による *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ・ () *付属品 運転表示灯 ・要 ・不要 操作スイッチ ・要 ・不要	
	1.9.4 全熱交換ユニット		
	10節 放熱器等		
	1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形付属品 ※ 図示による ・吹出口 ・吹込口 ・エアフィルター *方式 ・温水式 ・電気式 ・図示による *温水式床暖房 温熱源 ・ガス温水熱源機 ・ヒートポンプ 給湯機 ・ () ・ 図示による 温熱源を複数台接続する場合 ・図示による ・ () 温水式放熱器本体 ・温水パネル式 ・温水マット式 ・図示による	
	1.10.6 ガス温水熱源機	*電気式床暖房 発熱ユニット ・発熱ボード ・発熱シート ・図示による *本体 ・単機能温水熱源機 ・給湯温水熱源機 ・図示による *形式 ・据置型 ・壁掛形 ・図示による *給水方式 ・自動給水 ・手動 ・図示による	
	11節 送風機		
	・1.11.1 遠心送風機 ・1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機	*ケーシング下部の水抜き穴 ・設ける ・設けない ・図示による *電動機 (直動形以外) 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ ()	【改修2編1.2.1】
第 3 編	1.11.4 排煙機	*形式 ※ 遠心送風機 ・斜流送風機 ・軸流送風機 ・図示による *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ ()	【改修2編1.2.1】
	12節 ポンプ		
	1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 ・図示による ・ JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)FC200以上 ・ JIS G 5121(ステン鋼鋳鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ () *フート弁 口径 () ・ 図示による	【改修2編1.2.1】
	1.12.2 ボイラー給水ポンプ	*ケーシングの材質 ・図示による ・ JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304 ※ JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)FC200以上 ・ JIS G 5121(ステン鋼鋳鉄品)のSCS13 *電動機 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ※第2編 表2.1.5による ・ () *フート弁 口径 () mm *形式 ・横形 ・立形 ・渦流形 ・ 図示による *形式 給水ポンプ2台 (複式) ・給水ポンプ1台 (単式) ・ 図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ・ ()	【改修2編1.2.1】
	1.12.3 真空給水ポンプユニット (真空ポンプ方式)	*形式 ・循環ポンプ2台 (複式) ・循環ポンプ1台 (単式) ・ 図示による *制御盤 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による ・ () *制御方式 還水タンクがない場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・ 図示による ・ () 還水タンクがある場合 循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・ 図示による ・ ()	【改修2編1.2.1】
	1.12.4 真空給水ポンプユニット (エゼクター方式)		
	1.12.5 オイルポンプ	*形式 ・渦流形 ・歯車形 ・ 図示による	
	13節 タンク及びヘッダー		
	1.13.2 還水タンク	*還水タンク 蒸気管の接続口 ・要 ・不要 温度調整装置の取付座 ・要 ・不要 *本体の材質 ・SUS304 ・SUS316 ・SUS444 ・ 図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・ 図示による	
	1.13.3 多管形熱交換器		
第 3 編	1.13.5 開放形膨張タンク	*本体の材質 ・鋼板 (エポキシ樹脂ライニング) ・SUS304 ・ 図示による *付属品 鋼製はしご ・要 ・不要 ・ 図示による *付属品 溶解栓 ・要 ・不要 ・ 図示による	
	1.13.6 空調用密閉形隔膜式膨張タンク		
	1.13.7 オイルタンク	*形式 ・ 図示による ・ ()	
	1.13.9 ヘッダー	*ヘッダーに設けるもの ・還水管の接続口 ・排水管の接続口 ・ 図示による	
	14節 ダクト及びダクト付属品		【改修1.2.1】
	1.14.1 一般事項		
	1.14.3 長方形ダクト	*排煙ダクト ※ 亜鉛鉄板製 ・鋼板製 ・ 図示による *ダクトの区分 ・アングルフランジ工法ダクト ・コーナーボルト工法ダクト ・ 図示による *コーナーボルト工法ダクト ・ 共板フランジ工法 ・スライドオフフランジ工法 ・ 図示による *厨房用排気ダクト外の板厚 ・ () mm ・ 図示による *消音内貼 ・施す ・施さない ・ 図示による	
	1.14.6 チャンバー		
	1.14.7 吹出口,吸出口ボックス	*ボックス ※ 亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製 ・図示による *フード囲い ダンパー類の点検口 ・設ける () ・ 設けない ・ 図示による	
	1.14.8 排気フード	*取付けるコック等 ・黄銅製コック ・黄銅製プラグ ・ステンレス製コック ・図示による *グリス除去装置 ・グリスエクストラクター ・グリスフィルター ・図示による	
第 3 編	1.14.11 グリス除去装置		
	15節 制気口及びダンパー		【改修1.3.1】
	1.15.3 吹出口	*シーリングディフューザー オートコン上下機構付シーリングディフューザー ・適用する ・適用しない ・ 図示による 低温送風形シーリングディフューザー ・適用する ・適用しない ・ 図示による *床吹出口 ケーシングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合 ・ () ・ 図示による *DDCからの制御信号による風量制御 ・行わない ・ 図示による	
	1.15.14 変風量ユニット		
	2章 施 工		
	1節 機器の据付け及び取付		
	2.1.1 一般事項	*基礎 ・標準基礎 (大きさ ※図示による ・ ()) ・ 防振基礎 *機器 設計用震度 ※2.1.1(5)(7)(イ)[改修は2.1.1(4)(7)(イ)]による ・ () *排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ () mm ・図示による *遠心送風機 (床置形) 基礎の形式 ※標準基礎 ・防振基礎 ・図示による *防振基礎の場合 防振材 ・ () ・ 図示による 振動絶縁効率 ・ () % ・ 図示による	【改修2.1.1】 【改修2.1.8】 【改修2.1.18】 【改修2.1.18】
	2.1.18 コージェネレーション装置		
	2.1.18 送風機		
	2.1.19 ポンプ	*防振基礎の場合 防振材 ・ () ・ 図示による 振動絶縁効率 ※80%以上 ・ () % ・ 図示による	【改修2.1.19】

章	項 目	特 記 事 項	備 考
第 3 編	2節 ダクトの製作及び取付け		
	2.2.1 一般事項	*多湿箇所の排気ダクト 水抜管 ・設ける ・設けない ・図示による *風量測定口 取付け位置 ※ 図示による ・ ()	【改修2.2.1】 【改修2.2.5】
	2.2.5 ダクト付属品		
	【改修】2.2.6 既設ダクトの再利用		
	【改修】2.2.7 ダクト清掃	*ダクト内清掃 ・行う () ・行わない ・ 図示による *ダクト清掃の工法 () ・ 図示による *既存状態を調査・記録する場所及び箇所数 ・ () ・ 図示による *吹出口、吸込口、ダンパー等の再取付け前の清掃 ・行う ・行わない ・ 図示による *ダクト内粉じん捕集方法 ※集じん装置又は集じんフィルタ ・ () ・ 図示による *清掃後のダクト内面状態の記録写真の記録場所及び箇所数 ・ () ・ 図示による *作業中の仮設ダクト ・設ける ・設けない ・ 図示による	
	【改修】4節 撤 去		
	【2.4.5】 既設ダクトの撤去	*撤去範囲 ※図示による ・ ()	
	1章 機 材		
	1節 総 則		
	1.1.1 一般事項	*自動制御設備 システム構成及び機能 ※ 図示による ・ () *再使用品 ・有 () ・無 () ・ 図示による	【改修1.1.1】
第 3 編	2節 自動制御機器		
	1.2.2 調節部	*中央監視制御装置との通信機能 ・有 ・無 ・ 図示による *盤類の改造する場合の実施事項[1.2.2(1)(7)～(イ)以外] ・ () ・ 図示による *中央監視装置のソフトの追加、変更及び機能変更 ・有 () ・無 () ・ 図示による	
	【改修】1.2.2 盤類の改造		
	1.2.3 操作部	*電動弁 弁の耐圧 ※ 1.0MPa ・ () ・ 図示による 開閉状態の遠方表示用接点、端子等 ・設ける ・設けない ・ 図示による *電磁弁 弁の耐圧 ※ 1.0MPa ・ () ・ 図示による	
	4節 中央監視制御装置		
	1.4.1 一般事項		
	1.4.2 中央監視盤	*システム構成及び機能 ※ 図示による ・ () *構成 システム構成 中央処理装置 ・補助記憶装置 ・表示装置 ・副表示装置 ・操作器 操作卓 ・伝送制御装置 ・電源装置 ・ () ・ 図示による 形式 ※ 図示による () *中央処理装置の監視制御機能 ※表4.1.3による ・ 図示による ・ () 監視制御機能の構成、表示内容等 ・ 図示による ・ () *補助記憶装置 形式 ※ 図示による () *表示装置 ・デスクトップ型 ・壁掛形 ・壁掛分離型 ・ 図示による 表4.1.4表示装置機能に示す表示装置以外に計測データ等を表示する場合 ・ () ・ 図示による *副表示装置 表示点数 ・ () ・ 図示による 画面 ・液晶ディスプレイ ・グラフィックパネル 液晶ディスプレイとする場合 表4.1.4表示装置機能に示す表示装置以外に計測データ等を表示する場合 ・ () ・ 図示による グラフィックパネルとする場合 形式 ・合成樹脂パネル ・鋼板パネル ・合成樹脂強化パネル ・ 図示による 表示部 表示項目及び表示点数 () ・ 図示による	
	1.4.3 周辺装置	*操作卓 寸法 ※ 図示による () *電源装置 ※交流無停電電源装置 ・ () 停電補償時間 () *印字装置 印字方式 ・インクジェット方式 ・レーザー方式 ・ 図示による *インターホン 適用する ・適用しない () ※ 図示による 通話方式及び設置場所 ・ ()	【表4.1.5】 【表4.1.6】
	1.4.4 端末装置	*デジタルデジタルコントローラ (DDC) 適用する制御機能 熱源用 DDC機能 ・ () ・ 図示による 空調用 DDC機能 ・ () ・ 図示による VAV用 DDC機能 ・ () ・ 図示による ファンコイルユニット用 DDC機能 ・ () ・ 図示による ユーザーターミナル機能 ・ () ・ 図示による	【表4.1.7】 【表4.1.8】 【表4.1.8】 【表4.1.9】 【表4.1.10】
	5節 計装用機材		
	1.5.1 電気計装用機材	*合成樹脂製可とう電線管 (P F 管) ※単層管 ・ () ・ 図示による *硬質ビニル管及び付属品 ・適用する ・ 図示による	
第 3 編	2章 施 工		
	3節 配 線		
	2.3.1 配 線	*耐震支持 水平震度及び鉛直震度 ※図示による ・ () *横引き配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・ 図示による *垂直配管等の耐震支持 ※一般の施設 ・特定の施設 ・ 図示による	【表4.2.1】 【表4.2.2】
	【改修】2.3.配 線		
	【改修】5節 撤 去		
	【2.5.2】 既存設備の撤去	*電線管、配線等の撤去範囲 ※図示による ・ ()	
	1章 機 材		
	1節 衛生器具		
	1.1.1 一般事項	*衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部の材質 ・ステンレス製 ・ 図示による *付属水栓[自動水栓の場合] 電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 ・ 図示による 手動スイッチ ・有 ・無 ()	【改修1章1節】
	1.1.2 衛生陶器及び付属品	*小便器用節水装置の形式 ・小便器一体型 ・小便器分離型 ・ 図示による *大便器用便座 ※温水洗浄便座 ・普通便座 ・ 図示による *付属品 紙巻器のフリップカット機能 ・要 ・不要 ・ 図示による ステンレス製シートペーパーホルダー ・要 ・不要 ・ 図示による 背もたれ ※ 設けない ・設ける ・ 図示による	
第 3 編	工事名	知立消防署仮眠室改修工事	図面番号
	機械設備工事特記仕様書	5 / 8 縮尺 N S	M-05
	衣浦東部広域連合		

章	項	目	特	記	事	項	備	考	章	項	目	特	記	事	項	備	考	
第5編	1.1.3	衛生器具ユニット	* 大便器ユニット	大便器の種類及び洗浄弁の組合せ	※図示による	()			第5編	1.4.4	給湯用膨張補給水タンク	* 鋼板製一体形タンク	乾燥方法	※加熱硬化	()	図示による		
				配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]	※図示による	()						給水栓用配管の接続口	設ける	設けない	図示による			
			* 小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ	※図示による	()						* ステンレス鋼板製バルブタンク[溶接組立形]	タンク外部の保温	施す	施さない	図示による		
				配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]	※図示による	()						電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	()	()	図示による			
			* 洗面器ユニット	洗面器の種類	※図示による	()						給水栓用配管の接続口	設ける	設けない	図示による			
	1.1.4	浴室ユニット		給湯管	要	不要	図示による					* ステンレス鋼板製バルブタンク[ボルト組立形]	タンク外部の保温	施す	施さない	図示による		
				配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]	※図示による	()	電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル					()	()	図示による				
			* 壁掛形汚物流しユニット	汚物流しの種類、ホース付ストマ装具洗浄用水栓及び給湯方式	※図示による	()	給水栓用配管の接続口					設ける	設けない	図示による				
				配管材、ケーシング[化粧前板、甲板の仕様]	※図示による	()												
			* その他のユニット仕様	掃除流しユニット	※図示による	()												
給排水衛生設備工事	1.1.5	複合浴室ユニット		車椅子対応ユニット	※図示による	()			第5編	1.4.5	給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	* 本体の材質	鋼板（イボキ樹脂ライニング）	SUS304	図示による			
			* 壁、天井、床の仕様	※図示による	()	* 付属品						鋼製はしご	要	不要	図示による			
			水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()						* 乾燥方法	※加熱硬化	()	図示による			
			浴槽	大きさ	※図示による	()												
				浴槽ふた	要	不要						* 付属品	溶解栓	要	不要	図示による		
	1.1.7	自動水栓		照明の種類	※図示による	()						* 第3編1.13.5による場合	本体の材質	鋼板（イボキ樹脂ライニング）	SUS304	図示による		
				付属品の仕様[建具、鏡、排水トラップ、対ル掛け]	※図示による	()							付属品	鋼製はしご	要	不要	図示による	
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()						* 第5編1.4.2.5による場合	タンク外部の保温	施す	施さない	図示による		
			水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()							電極棒の切替等によりタンクの容量制御を行う場合の気相部の水位レベル	()	()	図示による		
			浴槽	大きさ	※図示による	()							給水栓用配管の接続口	設ける	設けない	図示による		
給排水衛生設備工事	1.1.9	化粧棚		衛生陶器	種別及び仕様	※図示による	()		第5編	1.5.3	消火機器連結送水管	* 送水口	呼称65の青銅製	呼称65のステンス製	図示による			
				照明の種類	※図示による	()						型式	壁埋込型	スタンド型	図示による			
				付属品の仕様	※図示による	()	* 放水口					呼称50	60	図示による				
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()	* 屋外消火栓開閉弁					材質[地上式]	铸铁製（要部青銅製）	ステンス铸物製	図示による			
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()					* 屋外消火栓箱	材質	※ 鋼板（厚さ1.6mm以上）	ステンス鋼板（厚さ1.5mm以上）	図示による		
	1.1.11	水石けん入れ		照明の種類	※図示による	()						形状	※ 自立形片流れ屋根付き	()	図示による			
				付属品の仕様	※図示による	()	* 閉鎖型スプリンクラーヘッド					種類	()	図示による				
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()	* スプリンクラー用送水口					呼称65の青銅製	呼称65のステンス製	図示による				
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()						型式	壁埋込型	スタンド型	図示による		
				浴槽	大きさ	※図示による	()					* 泡消火薬剤	※ 水成膜泡消火薬剤	合成界面活性剤泡消火薬剤	図示による			
給排水衛生設備工事	1.1.13	温水洗浄便座		衛生陶器	種別及び仕様	※図示による	()		第5編	1.5.8	泡消火	* 感知用ヘッド	形式	図示による	()	図示による		
				照明の種類	※図示による	()	* 散水ヘッド					形式	開放型散水ヘッド	閉鎖型スプリンクラーヘッド	図示による			
				付属品の仕様	※図示による	()	* 送水口					呼称65の青銅製	呼称65のステンス製	図示による				
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()						型式	壁埋込型	スタンド型	図示による			
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()						1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの	※単口形	()	図示による		
	1.2.1	揚水ポンプ（横形）		排水ポンプ	※図示による	()												
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による	()											
給排水衛生設備工事	1.2.2	揚水ポンプ（立形）		排水ポンプ	※図示による	()			第5編	1.6.1	一般事項	* 熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの	図示による	()	()	図示による		
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
	1.2.3	小形給水ポンプユニット		排水ポンプ	※図示による	()												
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
給排水衛生設備工事	1.2.4	水道用直結加圧形ポンプ		排水ポンプ	※図示による	()			第5編	1.6.4	板金製品	* 安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材	()	()	図示による			
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
	1.2.5	深井戸用水中モーターポンプ		排水ポンプ	※図示による	()												
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
給排水衛生設備工事	1.2.7	汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ		排水ポンプ	※図示による	()			第5編	1.6.5	熱調理器	* カステールレンジ	丸五徳型の甲板	※铸铁製厚さ10mm以上	※ステンス鋼板製厚さ2.0mm以上	ステンス鋼板製厚さ1.2mm以上	図示による	
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
	1.2.8	消火ポンプユニット		排水ポンプ	※図示による	()												
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
給排水衛生設備工事	3節	温水発生機等		排水ポンプ	※図示による	()			第5編	1.7節	排水金具	* 排水共栓	ステンス製	黄銅製	()	図示による		
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
	1.3.1	真空式温水発生機		排水ポンプ	※図示による	()												
				照明の種類	※図示による	()												
				付属品の仕様	※図示による	()												
				壁、天井、床の仕様	※図示による	()												
				水栓	給水・給湯管の要否	※図示による												
給排水衛生設備工事	1.3.2	無圧式温水発生機		排水ポンプ	※図示による	()			第5編	1.7.7	通気金具	* 防錆処理[見掛けり部がねずみ铸铁製の場合]	※亜鉛溶融めっき	()	図示による			
				照明の種類	※図示による	()												

章	項	目	特	記	事	項	備	考
第5編	2.2.3	温水発生機等	* 消火ポンプユニット 防振材	・ 図示による ・ ()	振動絶縁効率	※80%以上	・ ()	【改修2.2.2】
	2.2.4	タンク	* ユニオン・エネレーション装置 * ガス湯沸器、潜熱回収型給湯器、貯湯式電気温水器、ヒートポンプ給湯機	・ 図示による ・ ()	排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ	() mm	・ 図示による	【改修2.2.3】
第6編	2.2.6	厨房機器	* F R P 製、鋼板製及びステンレス鋼板製の機器の固定	・ 図示による ・ ()	基礎の形式	標準基礎 (大きさ ※ 図示による)	・ 図示による	【改修2.2.4】
	2.2.7	機器・器具の再使用	* 床又は壁に固定する機器 * 再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 * 取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法	・ 図示による ・ ()	機器の固定	設計用震度 ※ 2.2.1(5)(7)(イ)による	・ 図示による	【改修2.2.6】
第7編	1.1.1	一般事項	* 都市ガス設備 * 液化石油ガス設備	・ 図示による ・ ()	都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	()	・ 図示による	【改修1.1.1】
	2.1.1	管及び継手	* 管材	・ 図示による ・ ()	※ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第8編	2.1.1	管及び継手	* 外部出力端子	・ 有 ・ 無	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.7	ガス検知器	* 検知器	・ 外部出力端子 ・ 有 ・ 無	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第9編	2.1.7	ガス検知器	* 計量方式	・ 実測式 ・ パルス式	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.8	配管用難燃材料	* スリーブの仕様	・ ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第10編	2.2.3	配管	* 地中埋設標の設置箇所	・ ※ 図示による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.2.4	塗装	* 塗料種別	・ 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ・ アルミウムペイント塗りの塗料	・ ※ JIS K 5516 1種 ・ ※ JIS K 5492	・ () ・ ()	・ 図示による ・ 図示による	【改修2.2.3】
第11編	3.1.1	管及び継手	* 管材	・ ※ 図示による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	3.1.3	充填容器その他	* ガス漏れ警報器	・ 外部出力端子 ・ 有 ・ 無	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第12編	3.1.4	配管用難燃材料	* スリーブの仕様	・ ※ 第2編 2.2.27(2)による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	3.2.2	管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査	・ 行う ・ 行わない	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.3.2】
第13編	3.2.3	配管	* 地中埋設標の設置箇所	・ ※ 図示による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.3.2】
	3.2.4	塗装	* 塗料種別	・ 合成樹脂調合ペイント塗りの塗料 ・ アルミウムペイント塗りの塗料	・ ※ JIS K 5516 1種 ・ ※ JIS K 5492	・ () ・ ()	・ 図示による ・ 図示による	【改修2.3.2】
第14編	【改修】4.2.2	撤去	* 既設配管等の撤去範囲	・ ※ 図示による ・ ()	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.3.2】
第15編	1.2.1	事前調査	* 事前調査	・ 揚水井 ・ 地中熱交換井	・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表探査 ・ 周辺環境調査	・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集、整理 ・ 周辺環境調査	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.1	掘さく	* 工法	・ バッカッション式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザールハンマ式 ・ 回転振動式	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第16編	2.1.2	電気検層	* ケーシング挿入の安全確認	・ 行う ・ 行わない	・ 傾斜測定 ・ ガイド管の降下試験	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.3	ケーシング	* 測定方法	・ ※ 連続測定 ・ スポット測定 (深度1mごと)	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第17編	3.1.1	掘さく	* 工法	・ 回転振動式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザールハンマ式 ・ ロータリーバッカッション式	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第18編	1.1.1	一般事項	* 処理種別	・ 小規模合併処理 ・ 合併処理	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	1.1.2	施工範囲	* 現場施工型	・ 送風機室 ・ 防護さく ・ コンクリート躯体工事	・ 図示による ・ 図示による ・ 図示による	・ () ・ () ・ ()	・ 無 ・ 無 ・ 無	【改修2.2.3】
第19編	2.1.1	スクリーン	* ユニット型	・ 土工事 ・ 地業工事 ・ コンクリート工事 ・ 左官工事	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.3	汚水、汚物ポンプ	* 電動機	・ 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ・ ケーシングの材質 ・ 羽根車の材質	・ ※ 第2編 表2.1.5による ・ 第5編 1.2.7(3)の金属製 ・ 第5編 1.2.7(4)の金属製	・ () ・ () ・ ()	・ 図示による ・ 図示による ・ 図示による	【改修2.2.3】
第20編	2.1.4	エアリフトポンプ	* 水中形三相誘導電動機	・ 油封式 ・ 乾式	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.5	送風機	* 汚物用水中モーターポンプ	・ 電動機の極数 ・ 4極 ・ 6極	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第21編	2.1.6	エアリフトポンプ	* 着脱装置	・ 付属品 ・ 水中ケーブル長さ	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.7	送風機	* エアリフトポンプ	・ 計量機能 ・ 要 ・ 不要	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第22編	2.1.8	送風機	* 閉気用送風機	・ 行う ・ 行わない	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.1.9	送風機	* 換気用送風機	・ 遠心送風機 ・ 軸流送風機 ・ 斜流送風機	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第23編	2.2.1	電動機	* ケーシング下部の水抜き穴	・ 設ける ・ 設けない	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.2.2	電動機	* 電動機 (直動形以外)	・ 200V・400V三相誘導発電機の始動方式 ・ ※ 第2編 表2.1.5による	・ ()	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
第24編	2.2.3	電動機	* 壁掛式有圧換気扇 (フード付)	・ 天井式有圧換気扇 ・ 図示による	・ 図示による	()	・ 図示による	【改修2.2.3】
	2.2.4	電動機	* 電動機	・ 図示による	()	()	・ 図示による	【改修2.2.3】

章	項 目		特 記 事 項				備 考	
第8編			*送風機の据付け 基礎 標準基礎（大きさ ※図示による）（ ） ・防振基礎 機器 設計用震度 ※第3編 2.1.1(5)(7)(イ)による （ ） 遠心送風機（床置形） 基礎の形式 ※標準基礎 ・防振基礎 ・図示による 防振基礎の場合 防振材 （ ） 振動絶縁効率 （ ） % ・図示による					
浄化槽	2.1.6(3.1.1) 制御盤		*一括故障表示用無電圧接点及び端子 設ける 設けない ・図示による					
	2.1.11(3.1.1) 消泡装置		*形式 ノズル式 消泡剤式 図示による					
	2.1.14(3.1.1) 消毒装置		*消毒装置 ※塩素剤を使用するもの（ ・固定塩素剤消毒装置 ・次亜塩素酸ソーダ 消毒装置） （ ） ・図示による					
設備	2.1.27(3.1.1) マンホール		*マンホールの施設 有 無 ・図示による					
	2.1.30(3.1.1) 配 管		*合成樹脂製等マンホール 設ける 設けない ・図示による *管材 ・図示による （ ） *弁類 ・図示による （ ）				[表8.2.1] [表8.2.2]	
工事	2章2節 施 工							
	2.2.1 施 工		*土工事 土留等 行う（詳細は図示による） 行わない ・図示による					
事	3章2節 施 工		3.2.1 施 工					
			*基礎等の厚さ ※表8.3.1による （ ） ・図示による					
第9編	1章 一般事項							
	1節 総則							
	1.1.1 一般事項		*再生電力備蓄システム ・使用する ・図示による				【改修7編】	
	3章 一般エレベーター							
	4章 非常用エレベーター							
	1節 一般事項							
	3.1.1 (4.1.1) 一般事項		*ロープ式エレベーター構造 ・機械室あり ・機械室なし ・図示による					
	2章 普及型エレベーター							
	3章 一般エレベーター							
	4章 非常用エレベーター							
昇降機設備	2節 機材及び施工							
	2.2.1(3.2.1) 駆動装置等 (4.1.1)		*電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・昇降路内 ・乗場 ※図示による 高調波対策 ・適用する ※図示による 動力計測用電力量計 設ける 設けない ※図示による 制御装置の機能 ・図示による （ ）				【改修2.2.1】 [表9.2.2]	
	2.2.2(3.2.2) か ご (4.1.1)		*かご床 かご床の材質及び敷居の材質（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による （ ） かご床敷物（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による （ ） かご床敷物（乗用、寝台用及び人荷用） ・図示による （ ） *かご室 側板の材質 （ ） ・図示による かご室内設備 ・各階案内表示板 ・館内放送用スピーカー ・着脱式壁保護材 ・図示による 付加仕様 ・かご内専用操作盤 ・かご内手すり ・かご内鏡 ・かご内専用インジケータ ・キックレート（設置場所： ※かご内側面及び背面 ・かご内正面の壁） ・視覚障害者用装置（点字銘板、自動放送装置） ・図示による *かごの戸 材質 （ ） ・図示による *かご操作盤 行先階の登録呼び取り消し機能 ・要 ・不要 ・図示による *三方枠 材質 （ ） ・図示による *乗場の戸 材質 （ ） ・図示による *乗場ボタン 専用乗場ボタン（付加仕様） 設ける 設けない ・図示による *インジケータ ホールランタン 設ける 設けない ・図示による 昇降方向音声装置 設ける 設けない ・図示による				【改修2.2.2】	
	2.2.3(3.2.3) 乗 場 (4.1.1)		*非常着床用出入口 仕様 図示による （ ） *機械室あり 非常止め装置（釣合おもり側） 設置する 設置しない ・図示による *機械室なし 非常止め装置（釣合おもり側） 設置する 設置しない ・図示による				【改修2.2.3】 【改修2.2.5】 【改修2.2.5】	
	2.2.5(3.2.5) 安全装置 (4.1.1)		*耐震措置 ※第9編第2章第2節2.2.6による ・図示による （ ） *設計用震度 耐震安全性の分類 耐震クラス A ₁₄ ・耐震クラス S ₁₄ （ ） 免震構造及び制震構造の建築物の場合 （ ） ・図示による 設計用鉛直震度 免震構造建築物の場合 （ ） ・図示による				【改修2.2.6】	
	2.2.6(3.2.6) 耐震措置 (4.1.1)		*地震感知器 加速度の設定方式、設定値 免震構造、制震構造の建築物 （ ） ・図示による *適用する運転 ・地震時管制運転 ・火災時管制運転 ・非常用発電時管制運転（自家発時） ・停電時救出運転 ・ビット冠水時管制運転 ・緊急地震速報連動運転 ・図示による ・浸水時管制運転				【改修2.2.6】 【改修2.2.7】	
	2.2.7(3.2.7) 管制運転等 (4.1.1)		*エレベーター監視盤の構成 ※図示による （ ） 監視装置の形式 ・自立形 ・壁掛形 ・デスクトップ形 ・図示による *監視装置 表示部（非常用EV以外） 発光ディスプレイによる表示 ・液晶ディスプレイ ・図示による 操作キースイッチ 設ける 設けない ・図示による *操作卓 設置する（寸法： ※図示による （ ）） ・設置しない *エレベーター警報盤 設置する 設置しない ・図示による					
	3.2.10(4.1.1) 塗 装		*塗装標準 表面仕上げの塗装程度、表面平面度の種別 ・1種 ・2種 ・3種 ・図示による [表9.2.10]				【改修2.2.8】	
	3.2.11(4.1.1) 電気配線		*保守遠隔監視用（電話回線）配管、配線 設ける 設けない ・図示による				【改修2.2.9】	
	5章 小荷物専用昇降機							
2節 機材及び施工								
5.2.5 電気配線及び付属品		*電気配線 保守遠隔監視用（電話回線）配管、配線 設ける 設けない ・図示による						
6章 エスカレーター								
2節 機材及び施工								
6.2.4 欄 干		*内側板 材質 ・ステンレス鋼板 ・透明強化ガラス ・図示による						
			工事名 知立消防署仮眠室改修工事 図面番号 M-07					
			機械設備工事特記仕様書 7 / 8 縮尺 NS					
			衣浦東部広域連合					

章	項	目	特 記 事 項				備 考	
第9編	6.2.7	制御盤及び運転操作方式	* 運転操作方式	自動発停運転機能	・設ける	・設けない	・図示による	
	6.2.8	安全装置	* エスカレーターと接する部分の安全措置	・保護板	・ ()	・ ()	・ 図示による	
	【改修】7編1章 一般事項							
	【2節】仮設工事等							
	【1.2.1】一般事項		* 同一昇降路内の隣接する E V の運転	・行う (対策 :)	・ ()	・ 行わない		
編	【3節】撤去工事							
	【1.3.2】既設機器の撤去		* 既設機器等の撤去範囲	※ 図示による	・ ()	・ ()		
			* 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様	※ 監督職員と協議	・ 図示による			
	【1.3.3】既設機器の搬出		* 搬出方法	・ ()	・ 図示による			
10	2章	二段方式機械式駐車装置						
機械式駐車装置	2節	機材及び施工						
	2.2.4	運転操作盤	* 運転操作盤	※号機ごとにつき一面設ける	・ ()	・ ()	・ 図示による	
				号機選択スイッチ	・要	・不要		
	2.2.6	安全装置	* 安全操作盤以外の非常停止装置	・設ける	・設けない	・ 図示による		
	2.2.8	塗装及び防錆	* 構造体及び搬器の防錆	・塗装	・溶融亜鉛めっきによる防錆	・ 図示による		
第11編	2章	医療ガス設備工事						
	1節	機 材						
	2.1.1	医療ガス供給装置	* 定置式超低温液化ガス供給装置	設置数	※1	・2	・ ()	・ 図示による
				警報装置	※接点付き液面計	・ ()	・ 図示による	
			* 可搬式超低温液化ガス供給装置 (LGC)	切換器	・手動式	・自動切換式	・ 図示による	
			* マニフォールド	ボンベ転倒防止用鎖	※ 2.1.1.3(h)◎③による	・ ()	・ 図示による	
			* 圧縮空気供給装置	エアドライヤ	除湿方式	・ ()	・ 図示による	
				制御盤の構造	※2.1.1.5(n)による	・ ()	・ 図示による	
			* 吸引装置	方式	※吸引ポンプを用いる	・ ()	・ 図示による	
			* 麻酔ガス排除装置	余剰麻酔ガス処理装置	・付加する	・付加しない	・ 図示による	
	2.1.2	アウトレット、区域別遮断弁、遠隔警報器	* アウトレット	その他の機器	・ ()	・ 図示による		
			* 区域別遮断弁	壁以外に取付けする場合	・ ()	・ 図示による		
				緊急導入口付とする場合	・ ()	・ 図示による		
	2.1.4	機材の検査に伴う試験	* 試験を行うことを指定する機材	・ ()	・ ()	・ 図示による		
	医療ガス設備工事	2節	施 工					
2.2.1		機器の据付け及び取付	* 基礎	・標準基礎 (大きさ	※図示による	・ ()	・ ()	・ 防振基礎
			* 機器	設計用震度	※第3編 2.1.1(5)(7)(i)による	・ ()	・ ()	
			* 防振基礎の場合	防振材	・ ()	・ ()	・ ()	
				振動絶縁効率	※ 80%以上	・ ()	・ () %	・ 図示による
		アウトレット	* 壁取付式アウトレット	取付高さ	・ ()	・ ()	・ 図示による	
			* 天井吊下式アウトレット	ソケットアングルの吊下げ位置	・ ()	・ ()	・ 図示による	
			* 天井リール式アウトレット	ソケットアングルの吊下げ位置	・ ()	・ ()	・ 図示による	
2.2.2		配管の施工	* 空気及び吸引配管の保護方法	・ ()	・ ()	・ 図示による		
			* 銅管	配管の接合	2.2.2.2(i)以外を使用する場合	・ ()	・ ()	・ 図示による
3節		既存配管設備の変更						
2.3.1		一般事項	* 既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置	※プラグ止め	・ ()	・ ()	・ 図示による	
			* 2.4.2 (7) ～ (h) までの試験のうち、簡略化するもの	・ ()	・ ()	・ 図示による		
			* 仮設供給の方法	・ ()	・ ()	・ 図示による		
4節		検査・試験						
2.4.2	検査・試験の順序	* 検査・試験の項目と順序	※2.4.2による	・ ()	・ ()	・ 図示による		
2.4.3	検査・試験の時期と内容	* アウトレット	判別不可能な場合のガス別同定の検査方法	・ ()	・ ()	・ 図示による		
		* 圧縮空気供給装置の清浄度試験	判定基準	寒冷地等の治療用空気の露点温度	・ ()	・ ()		
その他		* 本仕様書、図面、標準仕様書及び標準図に記載されたもの他は「官庁施設の総合耐震計画基準 解説」による。	* 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（K S）				本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。（平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし） 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。	
			耐震安全性の分類					
			※ 特定の施設		一般の施設			
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器		
			上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	
			中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	
			1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	
			(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。					
			* 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（K S）					
			耐震安全性の分類					
			※ 特定の施設		一般の施設			
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器		
			上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	
			中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	
			1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	
		* 重要機器				水槽類にはオヒタキ等を含む。		
		受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器		危険物関係機器、危険物用防火機器、避難用機器、防火機器		火気使用機器、（除、ガス瞬間湯沸器等）第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等		
		上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。						
		* 一般機器				重要機器以外のもの		
他	* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。						
		試験名		計測項目				
		通常状態での試験（常態試験）		硬さ、比重、引張強度、伸び				
		熱老化試験		熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）				
		圧縮永久ひずみ試験		圧縮による残留歪み				
		製品検査		外観、寸法、性能				
		ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。						

符 号	名 称	機 器 仕 様	電 気 容 量 (kw) 消費電力	数	備 考
AP-11	空冷ヒートポンプ	天井ビルトインタイプ 公称2.0馬力	3φ200V 1.30/1.39	1	
	パッケージ空調機	冷房能力 4.5kw 暖房能力 5.0kw			
	(1階 女子仮眠室系統)	吸込パネル、吹出口ユニット、フレキシブルダクト、リモコンスイッチ共			
AP-12	空冷ヒートポンプ	天井ビルトインタイプ 公称5.0馬力 ツイン同時運転	3φ200V 3.57/3.15	1	
	パッケージ空調機	冷房能力 12.5kw 暖房能力 14.0kw			
	(1階 男子仮眠室系統)	吸込パネル、吹出口ユニット、フレキシブルダクト、リモコンスイッチ共			
AP-21	空冷ヒートポンプ	天井ビルトインタイプ 公称6.0馬力 ツイン同時運転	3φ200V 4.55/3.88	1	
	パッケージ空調機	冷房能力 14.0kw 暖房能力 16.0kw			
	(3階 仮眠室(1)系統)	吸込パネル、吹出口ユニット、フレキシブルダクト、リモコンスイッチ共			
AP-22	空冷ヒートポンプ	天井ビルトインタイプ 公称2.0馬力	3φ200V 1.30/1.39	1	
	パッケージ空調機	冷房能力 4.5kw 暖房能力 5.0kw			
	(3階 仮眠室(1)系統)	吸込パネル、吹出口ユニット、フレキシブルダクト、リモコンスイッチ共			
AP-23	空冷ヒートポンプ	天井ビルトインタイプ 公称2.3馬力	3φ200V 1.41/1.51	1	
	パッケージ空調機	冷房能力 5.0kw 暖房能力 5.6kw			
	(3階 仮眠室(2)系統)	吸込パネル、吹出口ユニット、フレキシブルダクト、リモコンスイッチ共			
V-1	換 気 扇	天井埋込形 低騒音 金属製	1φ100V 50w	1	
	(3階 湯沸系統)	150φ × 330CMH × 60Pa			
		SUS製深形フードとも（図示による）			
V-2	換 気 扇	天井埋込形 低騒音 樹脂製	1φ100V 30w	6	
	(各階 仮眠室系統)	150φ × 220CMH × 60Pa			
		SUS製深形フードとも（図示による）			

既 設 凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—— R ——	冷 媒 管	冷媒用被覆銅管	
—— D ——	ド レ ン 管	ビット内・地中配管 硬質塩化ビニル管 JIS K 6741	VP
—————	換 気 ダ ク ト	スパイラルダクト（亜鉛鉄板）	

冷媒配管サイズリスト			
記号	液 管	ガス管	信号線
Ⓐ	6.4 Φ	12.7 Φ	EM-C EE2 ^o -3C
Ⓑ	9.5 Φ	15.9 Φ	EM-C EE2 ^o -3C

1) 屋外機と屋内機との信号線・電源線は、本工事とし冷媒管と共巻きとする。

(注記)
1.  部分は撤去範囲を示す。

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	N/S
		製図年月	図面名	図面No.
		2025. 4	空調設備 <改修前>機器表・凡例	M09

新 設 機 器 表

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	電 源		設 置 場 所	台 数	備 考
			φ	V			
R A - 1	空冷式ヒートポンプ エアコン	型式 ルームエアコン（壁掛型）	1	100	1階 各仮眠室	8	参考型番 （ダイキン S223ATES）
		仕様 冷房能力：2.2kw 暖房能力：2.2kw 消費電力：冷房）0.58kw 暖房）0.47kw 圧縮機：0.6kw 冷媒 R32 ワイヤレスリモコン、他付属品一式共 コンクリート基礎、壁掛架台			3階 各仮眠室	14	
F - 1	パイプファン	型式 24時間換気機能付	1	100	1階 各仮眠室	8	参考型番 （三菱 V-08KPLD4）
		仕様 100Φ×30m3/H×15Pa×2.4W SUS製ウェザーカバー			3階 各仮眠室	14	
O A - 1	給気レジスター	型式 壁取付け型			1階 各仮眠室	8	
		仕様 100Φ、風潮調節機構付、フィルター付			3階 各仮眠室	14	

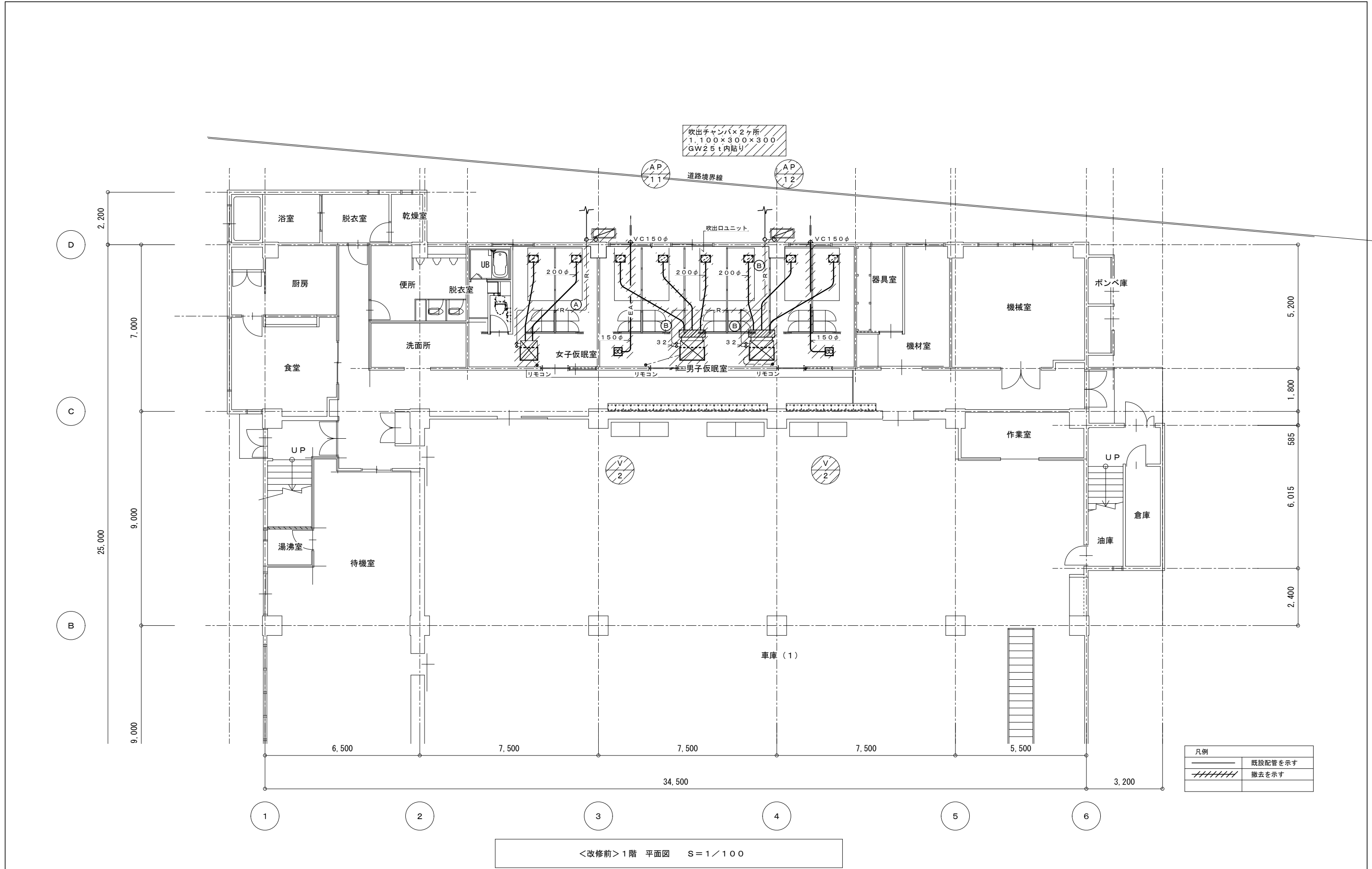
新 設 凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—— R ——	冷 媒 管	冷媒用被覆銅管（メーカー標準仕様）（新冷媒対応仕様）	
—— D ——	ド レ ン 管	ビット内・地中配管 硬質塩化ビニル管 JIS K 6741	VP
————	換 気 ダ ク ト	スパイラルダクト（垂鉛鉄板）	

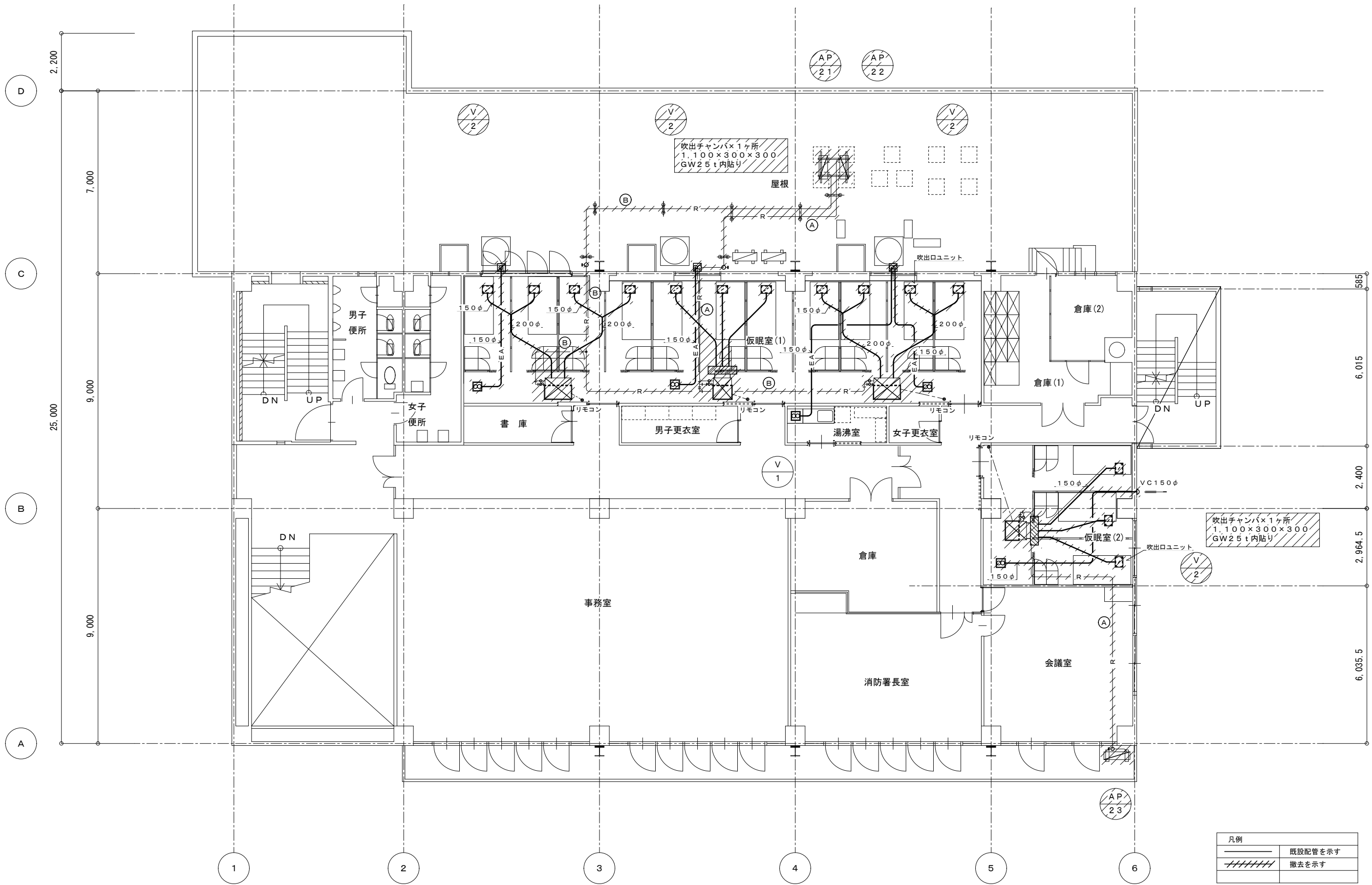
冷媒配管サイズリスト			
記号	液 管	ガス管	信号線
Ⓐ	6.4 Φ	9.5 Φ	EM-CEE2 ¹⁾ -2C

1)屋外機と屋内機との信号線・電源線は、本工事とし冷媒管と共巻きとする。

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	N/S
		製図年月	図面名	図面No.
		2025.4	空調設備 <改修後>機器表・凡例	M10

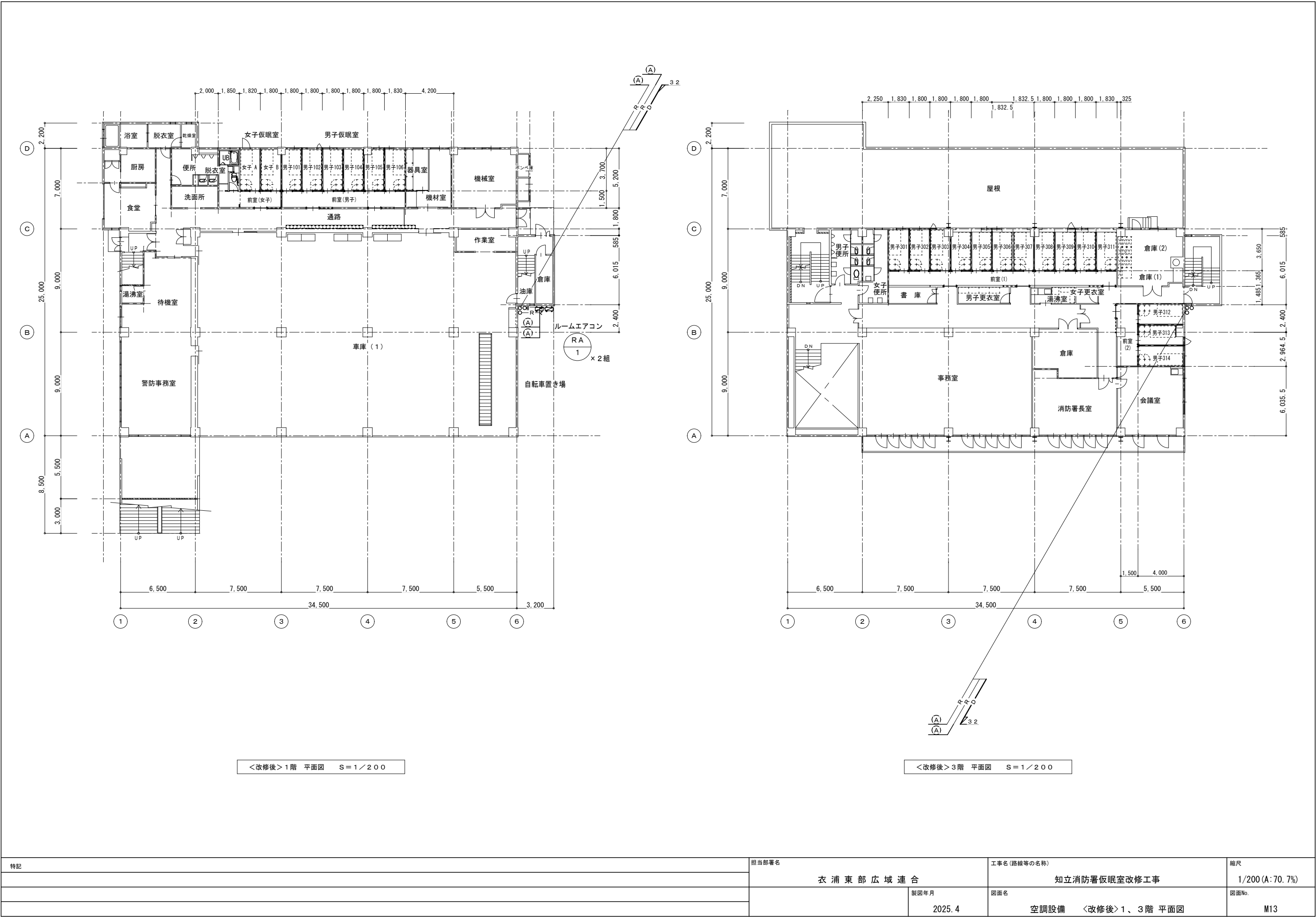


特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100 (A3:70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025. 4		空調設備　　<改修前>1階 平面図	M11

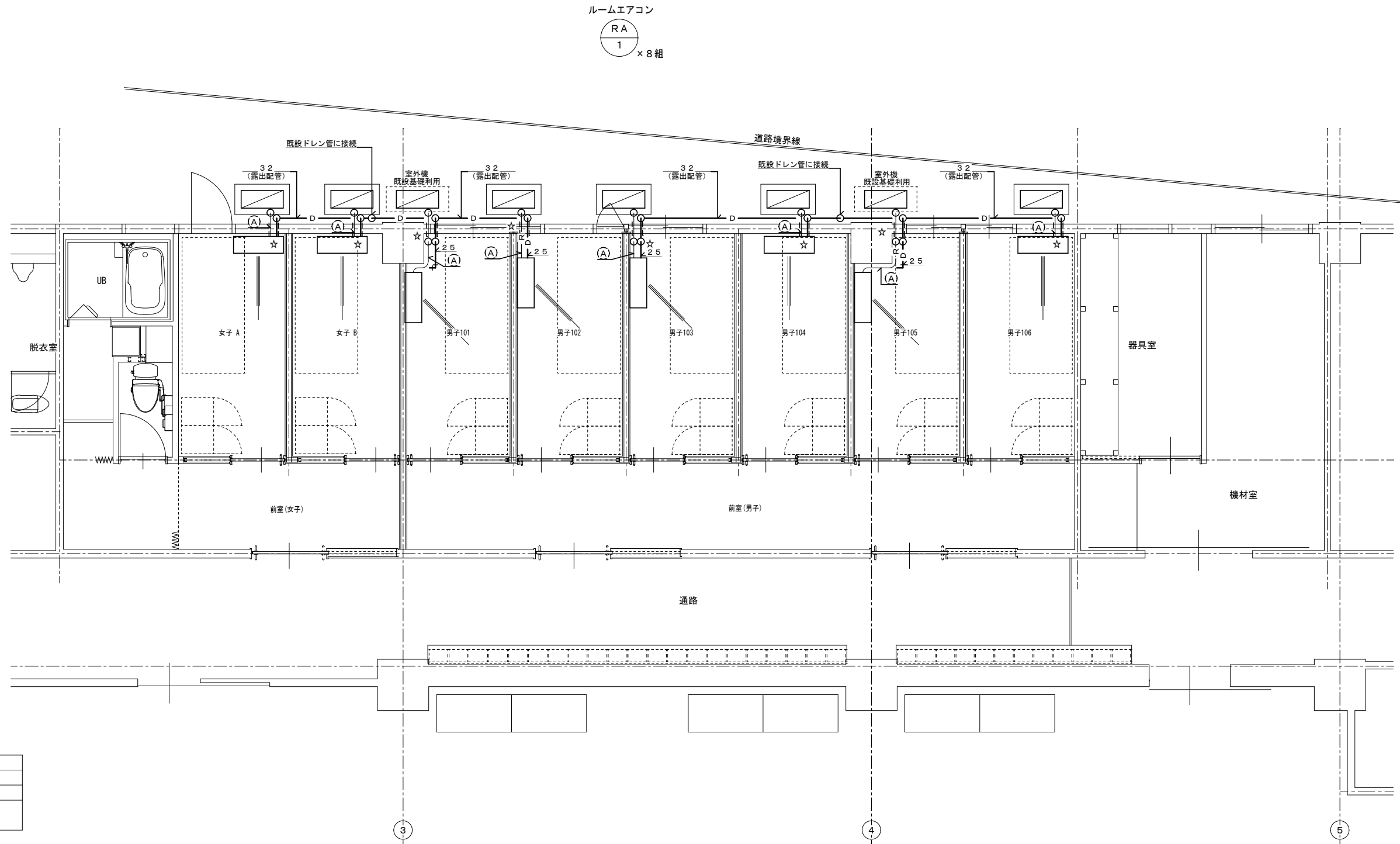


<改修前>3階 平面図 S=1/100

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/100 (A3:70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025. 4		空調設備 <改修前>3階 平面図	M12



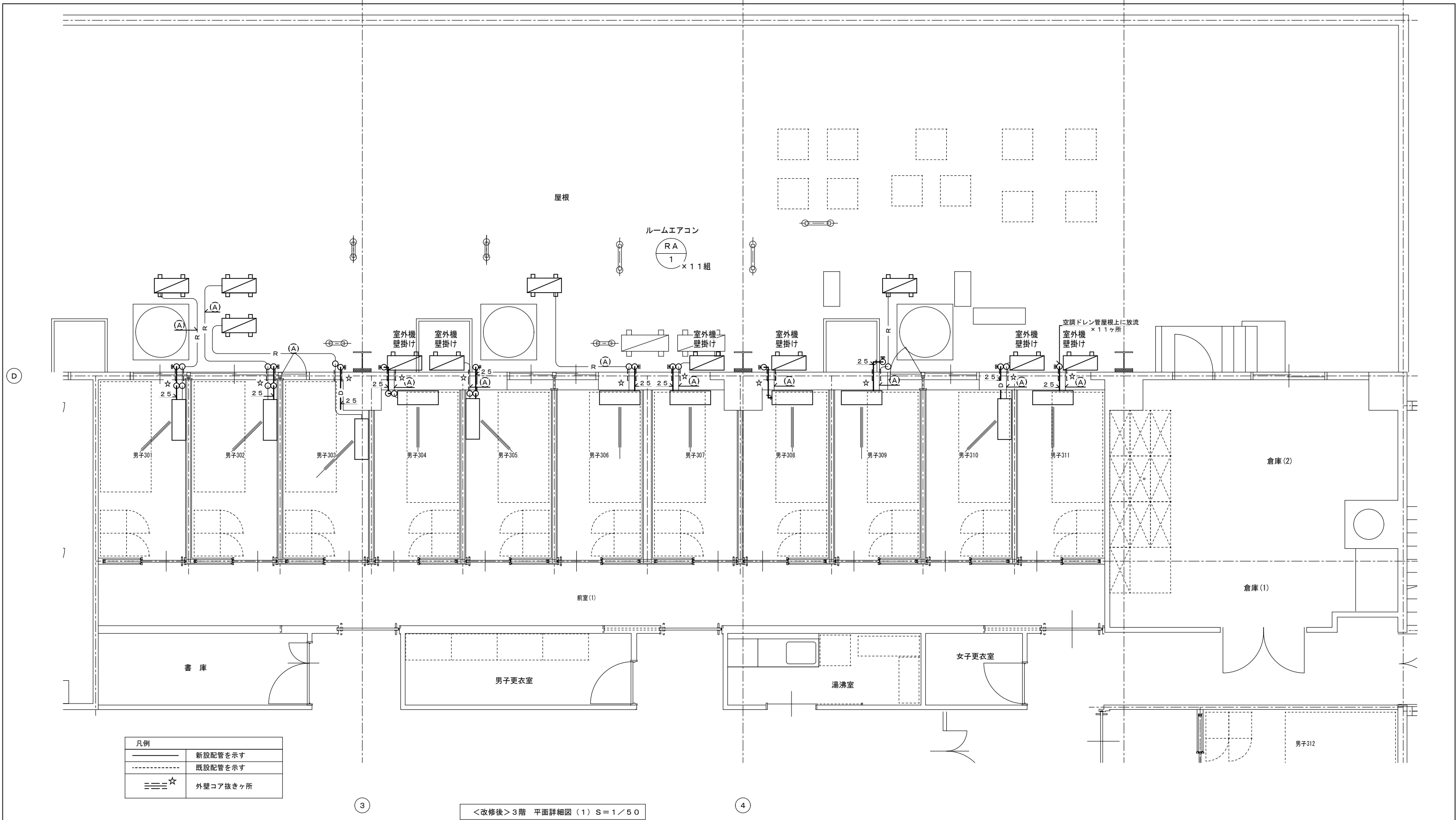
特記	担当部署名	工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合	知立消防署仮眠室改修工事	1/200(A:70.7%)
	製図年月	図面名	図面No.
	2025.4	空調設備 <改修後> 1、3階 平面図	M13



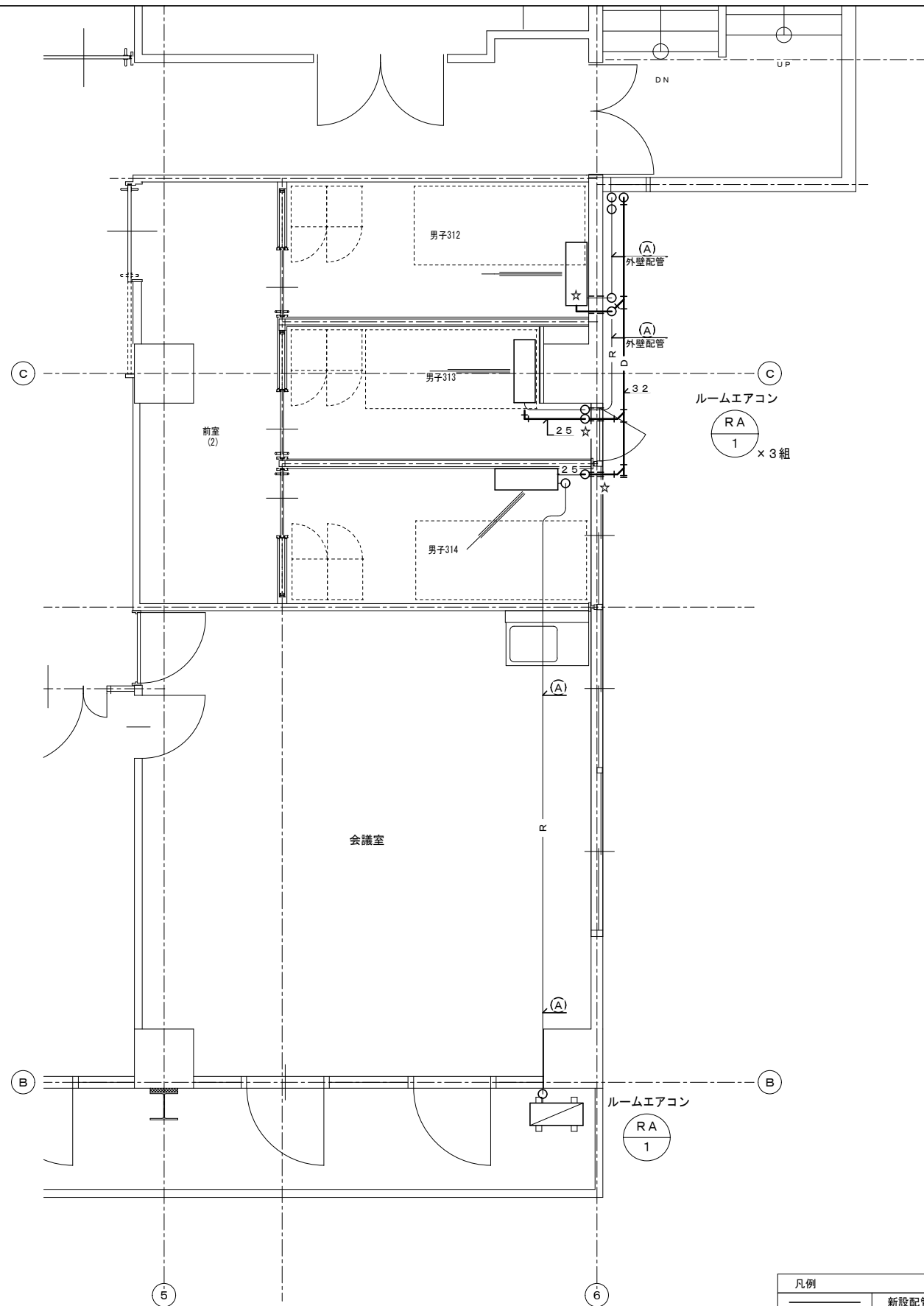
凡例	
	新設配管を示す
	既設配管を示す
	外壁コア抜きヶ所

<改修後> 1 階 平面詳細図 S = 1 / 5 0

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3:70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025. 4		空調設備 <改修後> 1 階 平面詳細図	M14

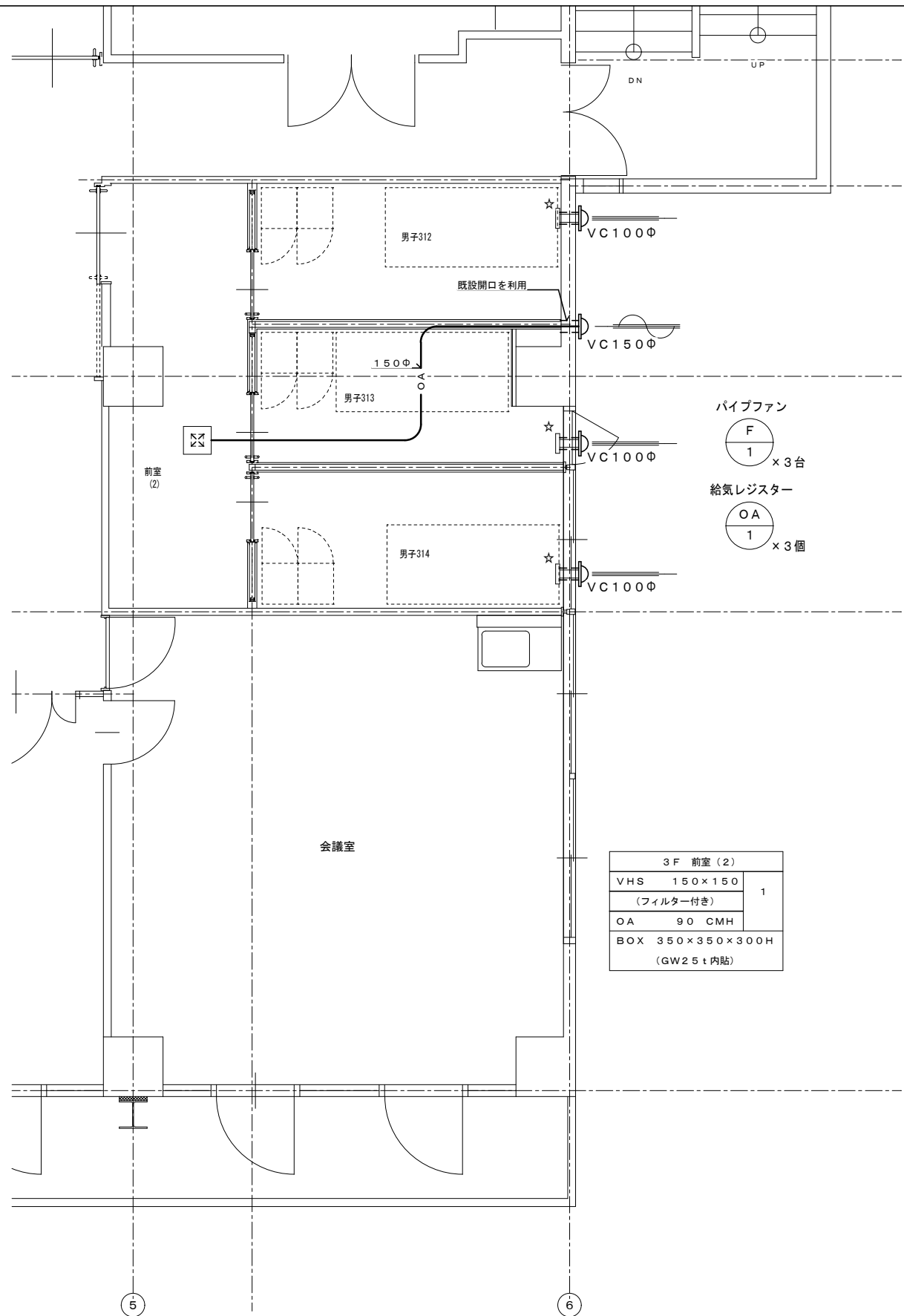


特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3:70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025. 4		空調設備 <改修後>3階 平面詳細図- 1	M15



<改修後>3階 平面詳細図(2) S=1/50

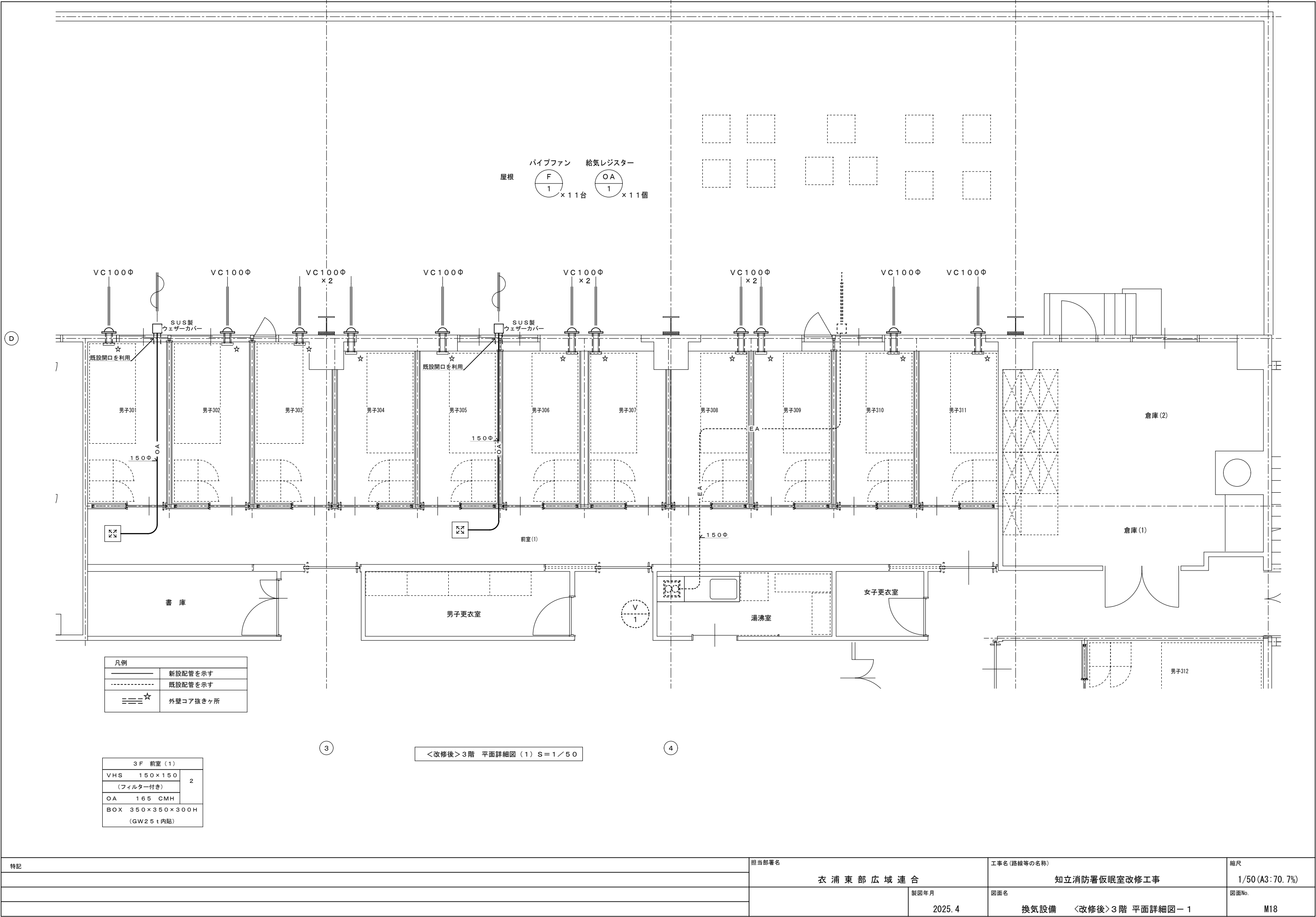
凡例	
	新設配管を示す
	既設配管を示す
	外壁コア抜きヶ所



<改修後>3階 平面詳細図(2) S=1/50

3 F 前室 (2)		
VHS	150×150	1
(フィルター付き)		
OA	90 CMH	
BOX 350×350×300H		
(GW25 t 内貼)		

特記	担当部署名		工事名(路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3:70.7%)
		製図年月	図面名	図面No.
		2025. 4	空調・換気設備 <改修後>3階 平面詳細図- 2	M16



凡例	
	新設配管を示す
	既設配管を示す
	外壁コア抜きヶ所

3F 前室 (1)	
VHS 150×150	2
(フィルター付き)	
OA 165 CMH	
BOX 350×350×300H	
(GW25 t内貼)	

<改修後>3階 平面詳細図 (1) S=1/50

特記	担当部署名		工事名 (路線等の名称)	縮尺
	衣 浦 東 部 広 域 連 合		知立消防署仮眠室改修工事	1/50 (A3:70.7%)
	製図年月		図面名	図面No.
	2025.4		換気設備 <改修後>3階 平面詳細図ー1	M18